

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和8年2月

宇都宮市

目 次

第1部 序章

第1章 基本的事項	2
1 策定の趣旨	2
2 本計画の位置付け	3
3 計画期間	3
第2章 宇都宮市の概況	4
1 位置・地勢	4
2 人口	4
3 産業構造	5

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	7
1 ごみ処理体制	7
2 資源とごみ排出量の現状	11
3 前計画における目標値の達成状況と課題	18
第2章 計画の基本的な枠組み	23
1 基本理念	23
2 基本方針	23
3 基本指標	24
第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策	29
1 施策体系	29
各基本方針を横断する取組	47
第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	50
1 収集運搬体制	50
2 中間処理体制	51
3 最終処分体制	51

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題	53
1 生活排水処理の現状	53
2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状	57
3 目標値の進捗状況と課題	59
第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針	64
1 基本理念	64
2 本計画の特徴	64
3 基本方針	65
4 基本指標	67

第3章	生活排水処理基本計画の施策体系	68
1	施策体系	68
第4章	収集運搬・中間処理・最終処分の体制	77
1	し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し値	77
2	収集運搬・処理体制	78

第4部 計画の推進体制

第1章	推進体制	80
1	推進体制	80
第2章	進行管理	81
1	年次計画の策定	81

第1部 序章

第1章 基本的事項

第2章 宇都宮市の概況

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

市町村は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが規定されています。本市においては、令和3年度から令和17年度までの15か年を計画期間とした「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年3月に策定し、循環型社会の形成や良好な水環境の確保に向けて、取組を進めています。

このような中、気候の変動、エネルギー問題、災害の多発など、様々な問題が深刻化している状況にあり、ごみ処理については、国連サミットにおいてSDGsが採択され、食品ロスや海洋プラスチックごみなどの環境問題への関心が高まっています。また、廃棄物処理における脱炭素化の推進やサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行など、一般廃棄物を取り巻く状況は大きく変化しており、これまでの取組の更なる推進を図るとともに、一般廃棄物を取り巻く新たな課題にも対応するため、長期的な視点から計画を策定します。

SDGsとは？

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている“2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標”です。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

また、それぞれのゴールと取組は相互に関連しており、廃棄物と特に関わりの深いゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「12 つくる責任つかう責任」がありますが、他にも、環境負荷の少ない効率的な処理処分の実施については「13 気候変動に具体的な対策を」、プラスチック問題については、「14 海の豊かさを守ろう」なども大きく関係しています。

1つのゴールを目指すとともに、全体像を俯瞰しながら取組を推進することで、より広い分野における効果的な課題解決を目指します。



2 本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づく規定により、市町村の区域内における「一般廃棄物の処理」に関する事項を定める計画であり、本市においては、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」や環境全般の指針となる「第4次宇都宮市環境基本計画」を上位計画として、これらの計画及びその他関連計画と整合を図り、SDGsの「つくる責任つかう責任」や「安全な水とトイレを世界中に」等の達成に貢献するため、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」により策定が努力義務とされている「市町村食品ロス削減推進計画」については、「宇都宮市食品ロス削減推進計画」として本計画に内包し、食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付けます。

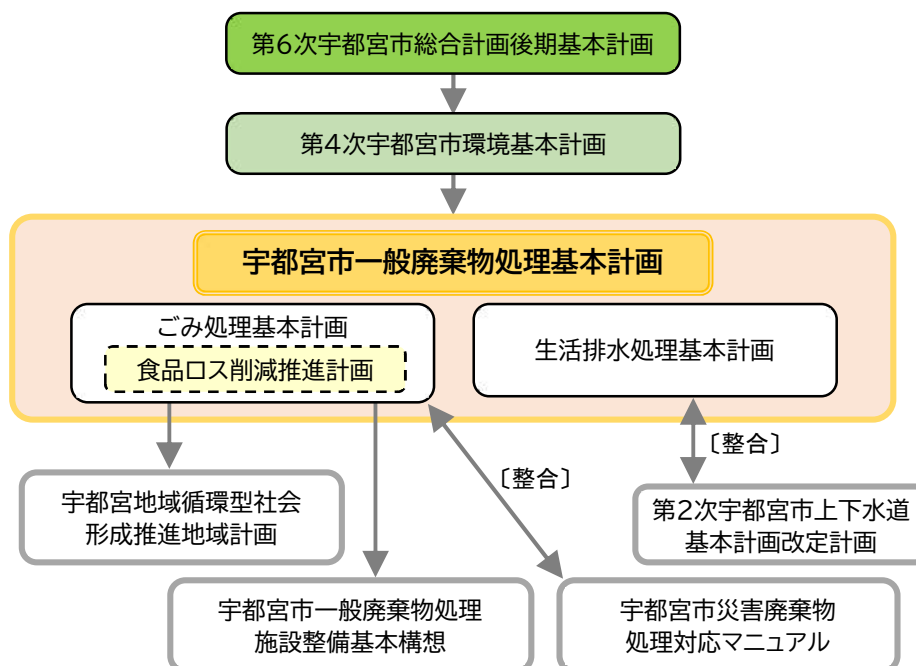


図1-1 計画の体系

3 計画期間

本計画は、本市における一般廃棄物の処理に係る長期的な方向性を定めるものであるため、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省通知，平成28年）と「生活排水処理基本計画策定指針」（旧厚生省通知，平成2年）に基づき、長期目標の目標年次を15年先とする令和8年度から令和22年度を計画期間とし、ごみ排出量の推移，施策の効果，社会情勢の変化等を踏まえ5年ごとに策定を行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
目標等設定	基準年度	計画策定期間	計画期間														
			計画開始年度				短期目標年度						中期目標年度				

図1-2 計画の期間

第2章 宇都宮市の概況

1 位置・地勢

本市は、関東平野のほぼ北端、栃木県の中央部に位置し、東京のほか、水戸市、前橋市、さいたま市などの各県庁所在地まで100km圏内となっています。

市域は、東西約24km、南北約30km、総面積は416.85km²であり、北は日光市、塩谷町、さくら市、東は高根沢町、芳賀町、南は真岡市、下野市、上三川町、壬生町、西は鹿沼市と接しています。



図1-3 宇都宮市の位置

2 人口

本市の人口は令和6年10月1日現在で約51.2万人となっており、減少傾向にあります。一方で世帯数は増加傾向にあります。

表1-1 総人口・世帯数・世帯人員の推移（各年10月1日現在）

(単位：人、世帯)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
総人口	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
世帯数	229,283	230,901	234,493	236,768	239,655
世帯人員	2.26	2.24	2.20	2.17	2.14

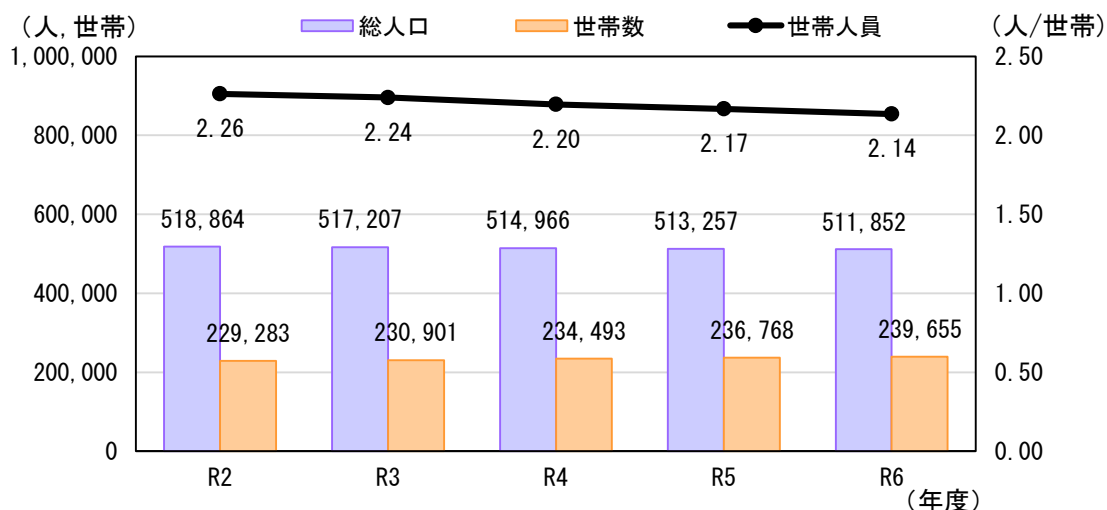


図1-4 総人口・世帯数・世帯人員の推移 (各年10月1日現在)

3 産業構造

「令和3年経済センサスー活動調査」による本市の総事業所数は20,953件あり、従業者数は241,786人となっています。なお、事業所数の84.6%及び従業者数の79.4%は、第三次産業が占めています。

表1-2 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
A 農業, 林業	93	0.4%	1,117	0.5%
B 漁業	6	0.0%	41	0.0%
一次産業合計	99	0.5%	1,158	0.5%
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	9	0.0%	33	0.0%
D 建設業	2,026	9.7%	16,169	6.7%
E 製造業	1,084	5.2%	32,558	13.5%
二次産業合計	3,119	14.9%	48,760	20.2%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	61	0.3%	740	0.3%
G 情報通信業	250	1.2%	4,775	2.0%
H 運輸業, 郵便業	451	2.2%	10,768	4.5%
I 卸売業, 小売業	5,395	25.7%	52,504	21.7%
J 金融業, 保険業	453	2.2%	8,115	3.4%
K 不動産業, 物品賃貸業	1,618	7.7%	6,396	2.6%
L 学術研究, 専門・技術サービス業	1,128	5.4%	9,502	3.9%
M 宿泊業, 飲食サービス業	2,331	11.1%	19,686	8.1%
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,957	9.3%	10,558	4.4%
O 教育, 学習支援業	759	3.6%	7,760	3.2%
P 医療, 福祉	1,760	8.4%	31,176	12.9%
Q 複合サービス事業	93	0.4%	1,889	0.8%
R サービス業(他に分類されないもの)	1,479	7.1%	27,999	11.6%
三次産業合計	17,735	84.6%	191,868	79.4%
合計	20,953	100.0%	241,786	100.0%

資料)総務省「令和3年経済センサスー活動調査」(公務は含まない)

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

第2章 計画の基本的な枠組み

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理体制

(1) 分別と収集

本市の分別収集区分は、焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源物の5種14分別です。焼却ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源物をステーション方式で収集しています。

また、廃食用油など資源化できるものは、一部の公共施設やスーパー、クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原での拠点回収を行っています。

表2-1 収集頻度及び収集方式

分別区分		収集頻度	収集方式
5種14分別			
焼却ごみ		週2回	ステーション方式
不燃ごみ		週1回	
危険ごみ (2分別)	電池類	週1回	
	その他危険ごみ		
粗大ごみ		随時	自己搬入, 戸別方式(有料)
資源物 (9分別)	新聞	週1回	ステーション方式
	ダンボール		
	雑誌, その他の紙		
	紙パック		
	布類		
	びん缶類		
	ペットボトル		
	白色トレイ		
プラスチック製容器包装			
拠点回収等			
廃食用油		—	拠点回収
使用済小型家電		—	拠点回収, ピックアップ回収
インクカートリッジ		—	拠点回収
剪定枝		—	拠点回収
羽毛布団		—	拠点回収
その他			
動物死体		随時	戸別方式(有料), 自己搬入(有料)

(2) 中間処理体制

○焼却処理施設

本市では、クリーンセンター下田原とクリーンパーク茂原の2か所で焼却処理を行っています。両施設には、焼却処理の過程で発生した熱を有効利用する高効率な発電設備が備わっており、熱回収（ごみ発電）を行っています。

表2-2 焼却処理施設

施設名称	クリーンセンター下田原	クリーンパーク茂原
竣工	令和2年5月	平成13年3月
焼却設備（処理能力）	95t/24h×2炉	130t/24h×3炉
灰溶融設備（処理能力）	—	電気溶融式（40t/24h×1炉）
破碎設備（処理能力）	400m ³ /5h×1基（可燃性粗大ごみ用）	33m ³ /h×1基（可燃性粗大ごみ用）
余熱利用方法	—	・クリーンパーク茂原内：暖房・給湯（施設） ・保健施設：高温水供給（施設、浴場）
ごみ発電（定格出力）	3,500kW	7,500kW

○資源化施設

クリーンパーク茂原リサイクルプラザで、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、びん缶類、ペットボトルの資源化を行っています。また、エコプラセンター下荒針でプラスチック製容器包装と白色トレイの選別等の資源化処理を行っています。

表2-3 資源化施設

施設名称	クリーンパーク茂原リサイクルプラザ	エコプラセンター下荒針
竣工	平成13年3月	平成22年3月
処理能力	135t/日（5h）	36t/日（6h）
処理ライン	<ul style="list-style-type: none"> ・びん缶類ライン [46t/5h×2系列] ・ペットボトルライン [8t/5h×1系列] ・不燃ごみライン [35t/5h×1系列：不燃ごみ 25t/5h, 粗大ごみ 10t/5h] 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装ライン [34.6t/6h×1系列] ・白色トレイライン [1.4t/6h×1系列]
選別回収品目	粉碎金属（鉄、アルミ）、プレス金属（鉄、アルミ）、カレット（無色、茶色、その他）、ペットボトル、蛍光灯・乾電池	プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く。）、白色トレイ
選別方式	機械選別+手選別	機械選別+手選別

○民間処理事業者への委託

紙布類及び紙パックは、民間施設で資源化を行っています。

(3) 最終処分体制

エコパーク下横倉での最終処分を行っています。

表2-4 最終処分場

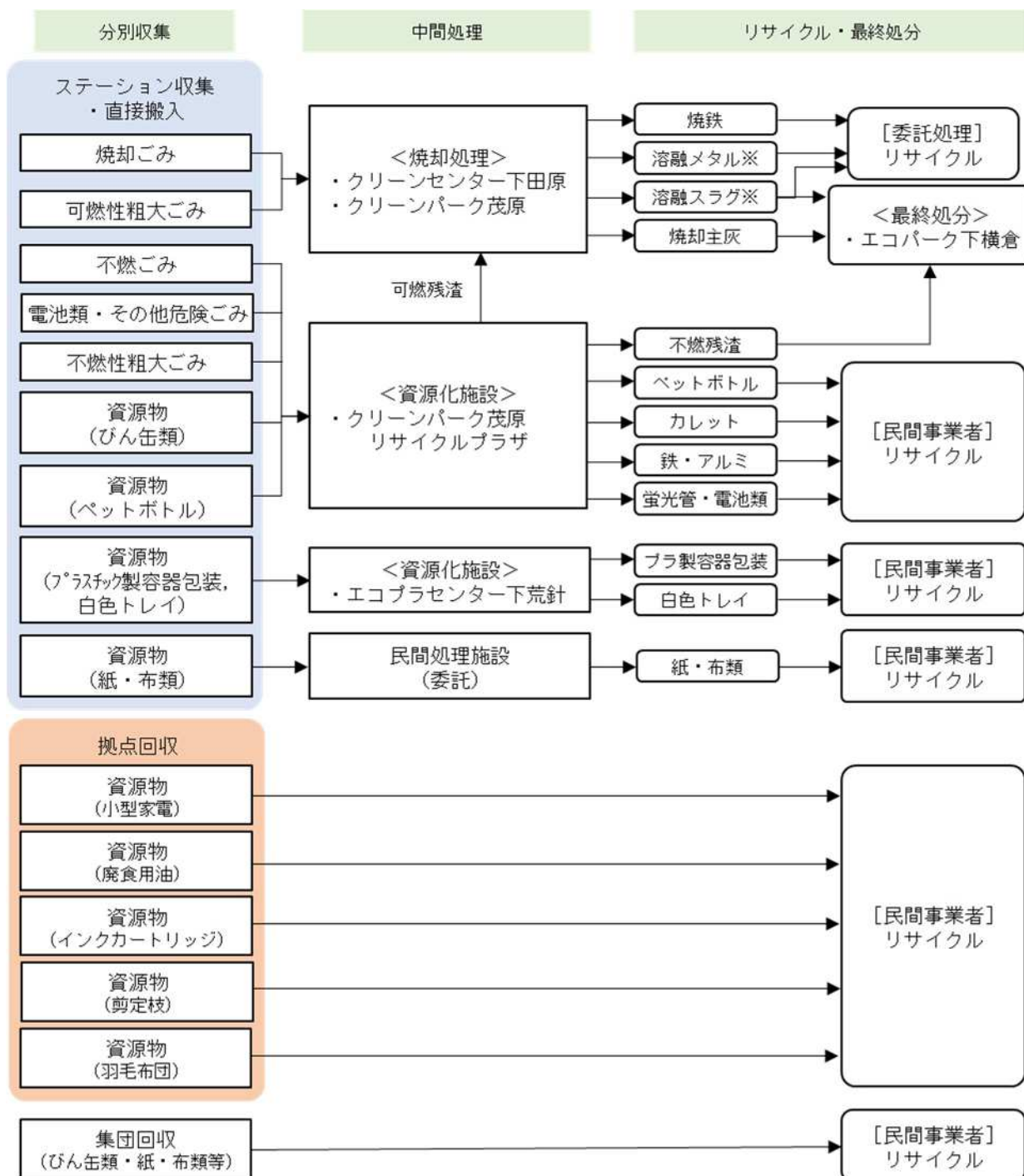
	エコパーク下横倉
竣工	令和2年3月
埋立面積	約2.6ha
埋立容積	約290,000m ³ (15年間分相当)
処分場の形態	被覆型
計画期間	令和2年度～令和17年度(予定)
埋立対象物	焼却灰, 固化灰(ばいじん), 不燃残渣等
浸出水処理能力	55m ³ /日



図2-1 各施設の位置

(4) ごみ処理体制のまとめ

収集した資源やごみは、分別品目ごとに資源化施設や焼却処理施設で中間処理を行い、リサイクルや最終処分を行っています。



※クリーンパーク茂原からのみ

図2-2 ごみ・資源物の処理フロー

2 資源とごみの排出量の現状

(1) 資源とごみ排出量の推移

○資源とごみの総排出量（家庭系+事業系）

令和6年度の総排出量は約16.4万tで、資源物以外のごみが約13.7万tです。

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災に伴う「燃えるごみ5割削減に向けた呼びかけ」等により、令和4年度の資源物以外のごみは大きく減少しました。

表2-5 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口（人）	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外（t/年）	152,726	149,085	139,872	137,495	137,091
焼却ごみ	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708
不燃ごみ・危険ごみ	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977
粗大ごみ	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405
資源物（t/年）	22,993	22,731	22,815	21,563	20,949
ペットボトル	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125
びん・缶類	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284
紙布類	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891
小計（t/年）	175,719	171,817	162,688	159,059	158,039
拠点回収（t/年）	6,846	6,696	6,069	5,966	5,655
集団回収	5,955	5,657	5,340	4,919	4,585
廃食用油	39	36	30	31	32
インクカートリッジ	1	1	1	1	1
使用済小型家電	73	71	71	81	78
剪定枝	778	931	627	933	950
羽毛布団	—	—	—	—	10
総排出量（t/年）	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

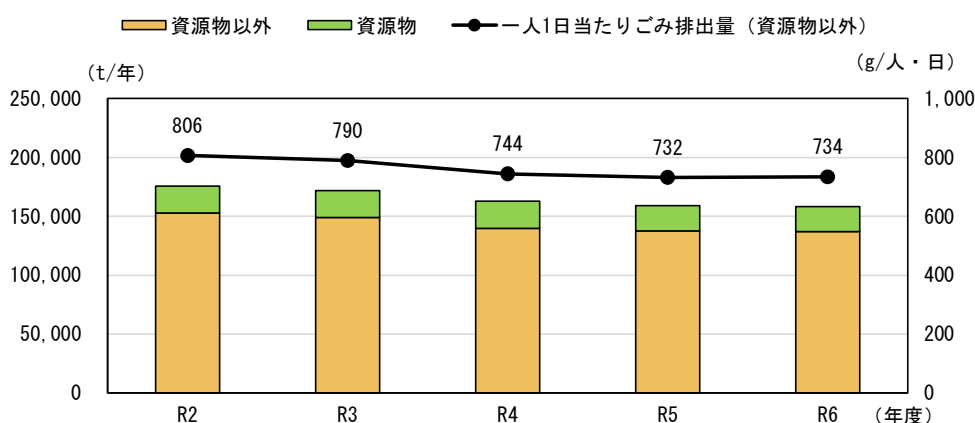


図2-3 資源とごみの総排出量の推移（家庭系+事業系）

○家庭系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の家庭系ごみの占める割合は約7.2%です。資源物以外の排出量は、令和2年度より約13.9%減少しています。

また、資源物以外の一人1日当たりごみ排出量も、令和2年度より約12.7%減少しています。

家庭系ごみの排出量は減少しており、令和2年度と比較すると、ペットボトル以外の項目で減少傾向にあります。

表2-6 家庭系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
収集人口(人)	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
資源物以外(t/年)	113,715	110,762	101,965	98,423	97,910
焼却ごみ	106,715	104,428	97,107	93,509	92,928
不燃ごみ・危険ごみ	3,703	3,224	2,928	2,715	2,723
粗大ごみ	3,297	3,110	1,930	2,198	2,259
一人1日当たりごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)	600	587	542	524	524
資源物(t/年)	22,274	22,035	22,099	20,878	20,318
ペットボトル	2,058	2,064	2,098	2,094	2,109
びん・缶類	6,044	5,841	5,774	5,440	5,262
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,482	3,303	3,510	3,438	3,278
紙布類	10,690	10,827	10,716	9,905	9,668
家庭系ごみ排出量(t/年)	135,989	132,798	124,064	119,301	118,228

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

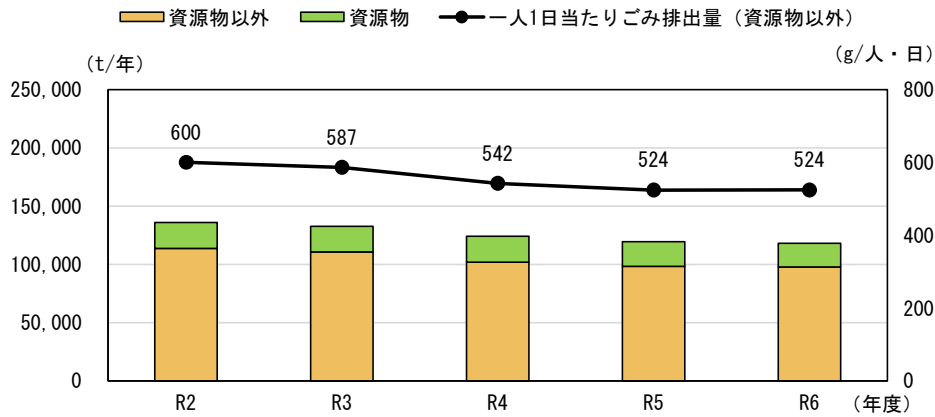


図2-4 家庭系ごみ排出量の推移

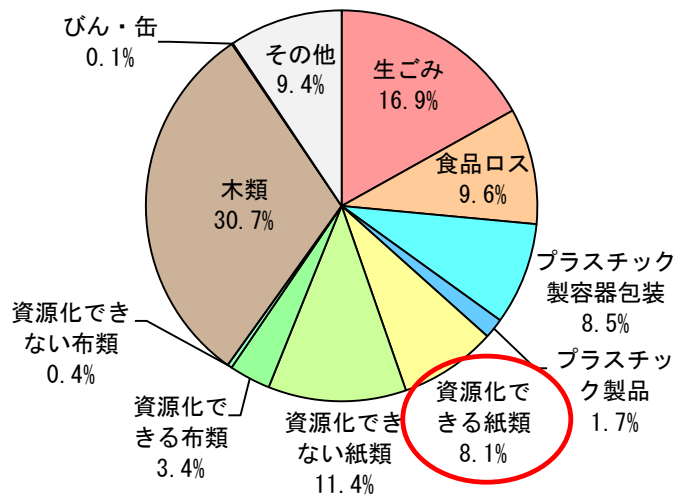


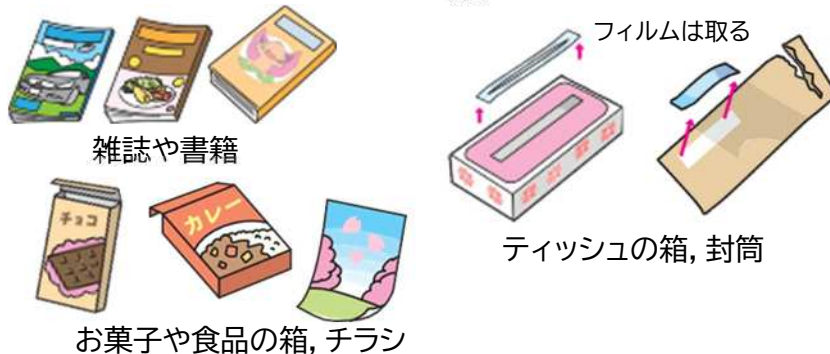
図2-5 家庭系焼却ごみの組成分析結果（令和6年度）

コラム「資源化できる紙類」ってどんなもの？

図2-5 組成分析結果の円グラフからも見て取れるとおり、「資源化できる紙類」は家庭から出る焼却ごみのうち約8%を占めています。

どんなものが該当するのか確認しておきましょう。

<資源化できる紙類に該当するもの（例）>



ごみの出し方など詳細についてはHPをご確認ください



ページID:1004948
(雑誌・その他の紙)

○事業系ごみの排出量

総排出量に対し、令和6年度の事業系ごみの占める割合は約24%です。事業系ごみ排出量は、減少後増加しており、令和6年度の事業系ごみ排出量は令和2年度とほぼ同程度となっています。

令和6年度の資源物以外のごみ排出量は、令和2年度とほぼ同程度となっています。

また、資源物のうち、ペットボトルは近年増加していますが、その他の項目は減少傾向にあります。

表2-7 事業系ごみ排出量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
資源物以外 (t/年)	39,011	38,323	37,907	39,072	39,181
焼却ごみ	38,601	38,023	37,420	38,649	38,780
不燃ごみ・危険ごみ	232	187	352	261	254
粗大ごみ	178	112	136	162	147
資源物 (t/年)	719	696	716	686	631
ペットボトル	9	13	16	14	16
びん・缶類	460	441	474	433	386
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	6	6	7	7	6
紙布類	243	236	220	231	223
事業系ごみ排出量 (t/年)	39,729	39,019	38,624	39,758	39,811

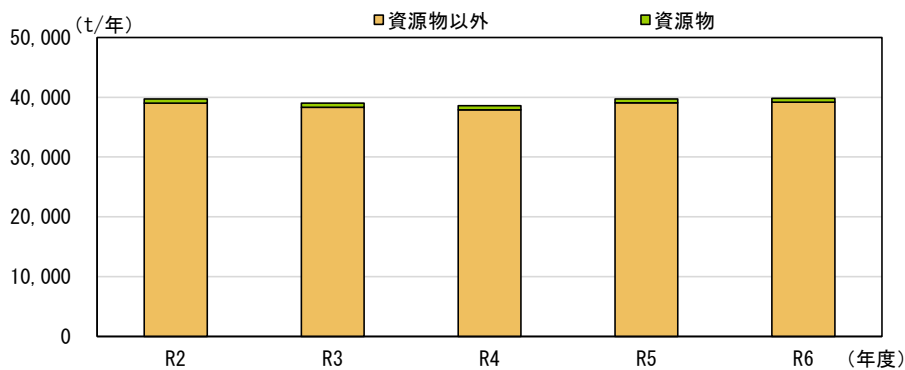


図2-6 事業系ごみ排出量の推移

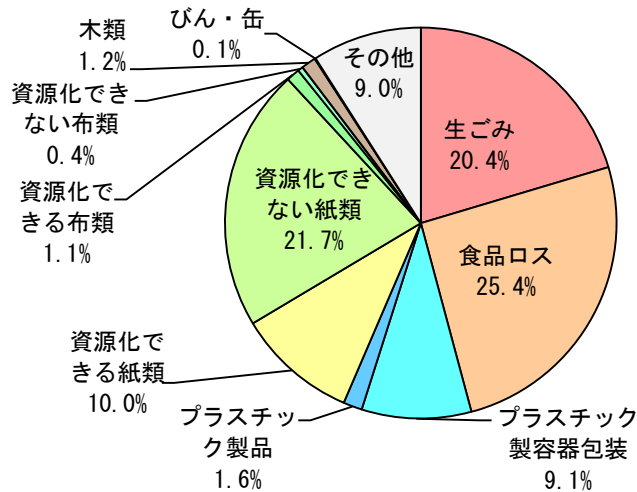


図2-7 事業系焼却ごみの組成分析結果 (令和6年度)

(2) 最終処分量

令和6年度の最終処分量は、約1.8万tで減少傾向にあります。最終処分率（総排出量に対して最終的に埋め立て処分される割合）は、10.9%となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災の影響により、溶融処理が不可能となったため、令和4年度最終処分量が一時的に増加しています。

表2-8 最終処分量の推移

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
総排出量 (t/年)	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695	
最終処分量	焼却主灰	8,515	5,599	12,527	5,778	6,271
	ばいじん	4,454	4,967	7,451	4,651	4,759
	選別不燃残渣	5,623	4,997	5,117	4,553	4,353
	溶融スラグ	2,296	3,114	117	2,977	2,502
	計 (t/年)	20,887	18,677	25,212	17,959	17,885
最終処分率 (%)	11.4	10.5	14.9	10.9	10.9	

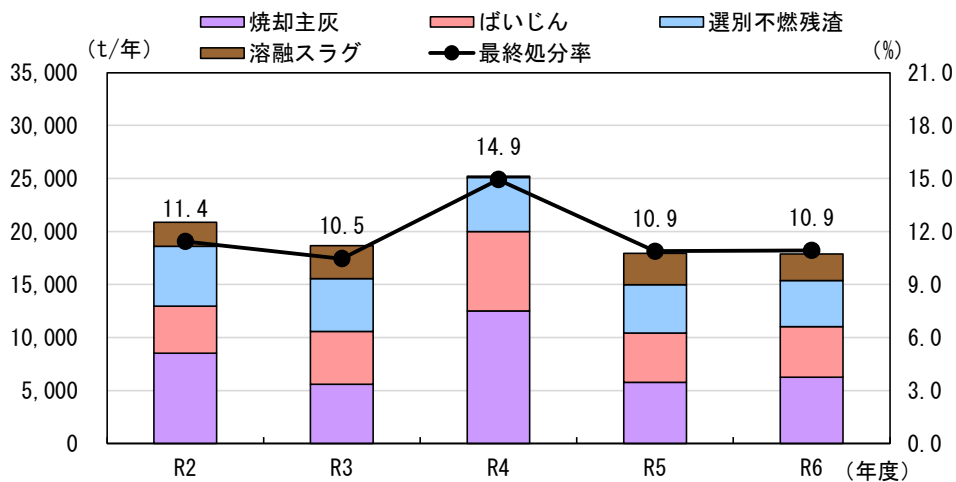


図2-8 最終処分量の推移

(3) ごみ処理費用

令和6年度のごみ処理費用は、家庭系・事業系合わせて全体で約69億円となっています。また、ごみ1t当たり原価は約49,000円、人口一人当たり原価は約13,000円となっています。令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による施設停止の影響で、市外への運搬が発生したため、令和4年度の収集・処分費用が増加しています。

表2-9 ごみ処理費用の推移

項目	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
ごみ処理 原価	収集費用	千円	1,803,890	1,823,320	1,952,902	1,829,760	1,880,765
	処分費用	千円	4,059,215	4,577,039	9,724,041	5,256,243	4,985,334
	合計	千円	5,863,105	6,400,359	11,676,943	7,086,003	6,866,099
1t当たり原価	円/t	36,256	43,862	76,891	49,932	49,270	
人口一人当たり原価	円/人	11,300	12,375	22,675	13,806	13,414	

出展：宇都宮市清掃事業概要

コラム どうして分別が大切なの？



「分ければ資源，混ぜればごみ」。この言葉，一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか？分別の大切さを一言で表していますが，色々な意味が込められています。

ここではお金の面に焦点を当てて，分別の大切さを感じてみましょう。

まず，ごみの処理にはたくさんの費用がかかります。令和6年度のごみの処分にかかった費用は約50億円でした。一方で，ペットボトルや缶，紙布類，小型家電など，分別されたものの中には資源として買い取ってもらえるものもあり，令和6年度では約4億円の歳入になりました。

このように適正な分別はごみ処理に要するコストを下げるすることができます。また，温室効果ガス排出量削減にもつながるため，環境面から見てもとても重要です。

ごみを捨てる際には「分ければ資源，混ぜればごみ」を思い出しながら分別に取り組んでみてください！

(4) 市民・事業者意識調査（アンケート調査）結果の概要

市民意識調査（令和6年度実施）	
対象：市内在住の20歳以上，2,500人 回答数：1,316件（回収率：52.6%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
ごみ問題の関心	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き，ごみの分別・出し方に高い関心があり，今回は食品ロス・生ごみの資源化への関心が高い。 ・拠点回収をしている廃食用油や剪定枝への関心が高まっているものの，依然として低い。
ごみに関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き，分別冊子，広報紙，自治会回覧が主な情報源となっている。 ・分別アプリ「さんあ〜る」等の電子媒体の利用が増加している。
資源物分別未実施品目（分別していない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より，白色トレイ，紙パック，プラスチック製容器包装等の資源物の分別は向上しているが，依然として10%以上分別されていない資源物がある。
拠点回収の利用状況（いつも利用している，時々利用している，持っていない）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より，インクカートリッジ，小型家電の拠点回収の利用は増加しているが，剪定枝の拠点回収の利用は減少している。
リサイクルショップ・アプリ等を活用したリユース	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースをしたことがない理由は，「ショップ等の場所がわからない」をはじめ，「判断が難しい」「手間」「手段がない」等多岐に渡る。 ・現在検討している「廃棄物処理施設から引き抜いた粗大ごみのリユース事業」については，利用したい（有償・無償）市民が54.5%いる一方，「持ち帰ることが困難」「抵抗がある」等利用の検討が難しいと考えている市民も38.3%いる。
家庭ごみ有料化	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの有料化については，反対65.6%，賛成18.5%で反対派が多い。 ・反対派の意見としては，「不法投棄の増加」や「費用負担の増加」を懸念する声が多い。 ・賛成派の意見としては，「ごみの発生抑制」や「費用負担の公平性」等の意見が多い。

事業者意識調査（令和6年度実施）	
対象：市内事業者500事業所 回答数：211件（回収率：42.2%）	
区分	回答まとめ（※前回調査：令和2年度）
一般廃棄物の減量・資源化に取り組む理由	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き，「地球環境への配慮」「ごみ処理費用の削減」「企業の社会貢献」が主な取り組む理由となっている。 ・「取り組んでいない」事業者は減少している。
一般廃棄物に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き，「市のマニュアル」「収集運搬事業者等」「市の広報紙」が主な情報源となっている。 ・「情報を得る手段がない」事業者は，前回調査より減少している。
一般廃棄物の減量・資源化の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査より，減量・資源化に取り組む事業所は増加している。 ・「分別用ごみ箱の設置」事業所が大きく増加しているとともに，「特に取り組んでいない」事業者は大きく減少している。
行政に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ・前回調査に続き，「分別の手間・労力・費用を減らす仕組みづくり」「業種別の減量方法を示したマニュアルの配布」を求めている。 ・「先進的な取組の紹介」や減量した事業所に対する「インセンティブが働く仕組みづくり」を求める声が増加している。

3 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度から減少傾向にあり、令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

様々な機会や媒体を活用した効果的な周知啓発の継続的な実施やもったいない運動の促進等、幅広い世代の3Rの行動変容を促すことができたことなどにより、家庭系ごみは減少しています。



図2-9

課題

- ・家庭系焼却ごみの中には、依然として食品ロスやプラスチック製容器包装等の資源物が含まれています。市民意識調査結果によると、ごみに関する情報について、若い世代は電子媒体、高齢世代は紙媒体により入手している傾向にあります。
⇒正しい分別の定着やごみの発生抑制に向け、市民に届きやすい広報媒体等を活用し、効果的に周知啓発を行う必要があります。
- ・近年の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められています。
⇒「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要です。

コラム プラスチック資源循環法について

2022年4月にプラスチック資源循環法が施行され、ごみとして出されたプラスチックのリサイクルや、プラスチック素材の使用をできるだけ控える動きが広がっています。この法律では、事業者、市民、行政それぞれの役割が決められており、例えば、事業者はリサイクルがしやすい素材の使用や商品設計をできるだけ行うこと、消費者はプラスチックの分別に協力すること。とされています。

本市でも行政の役割を果たすため、これまでの「プラスチック製容器包装」に加え、「プラスチック製品」の資源化にも取り組んでいく予定です。



プラスチックは
えらんで、減らして、リサイクル



(2) 事業系ごみ

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：事業系ごみ排出量（資源物以外）

令和2年度からほぼ横ばい傾向の状態が続いています。令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成していますが、近年は新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う事業活動の活性化などにより、増加傾向にあります。

近年は増加傾向にあるものの、大規模事業所等への戸別訪問指導や事業系ごみ搬入車両への展開調査等を踏まえた適正排出指導，研修会を活用した周知啓発の実施等により，適正処理の推進を図っています。

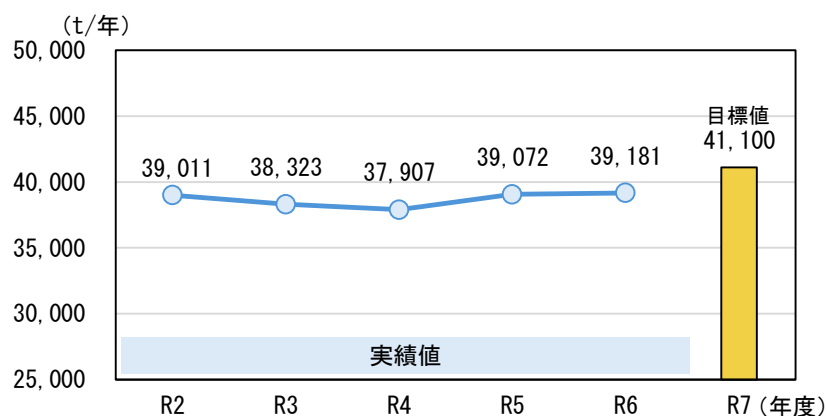


図2-10 事業系ごみ排出量（資源物以外）の推移

課題

- ・事業系焼却ごみの中には、依然として食品ロスや資源化可能な紙等の資源物が含まれています。また、事業系ごみ搬入車両の展開調査においても不適正ごみが一部含まれています。
⇒適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要です。
- ・事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加しています。
⇒新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要です。

(3) 最終処分量（埋立量）

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

基本指標：最終処分量（埋立量）

令和3年度末に発生したクリーンパーク茂原の火災による影響で一時的に増加していますが、近年は減少傾向にあり、目標値の達成に向けて推移しています。

効果的な周知啓発等の実施による焼却ごみの減量化や溶融スラグ化の実施等により、最終処分量は減少しています。

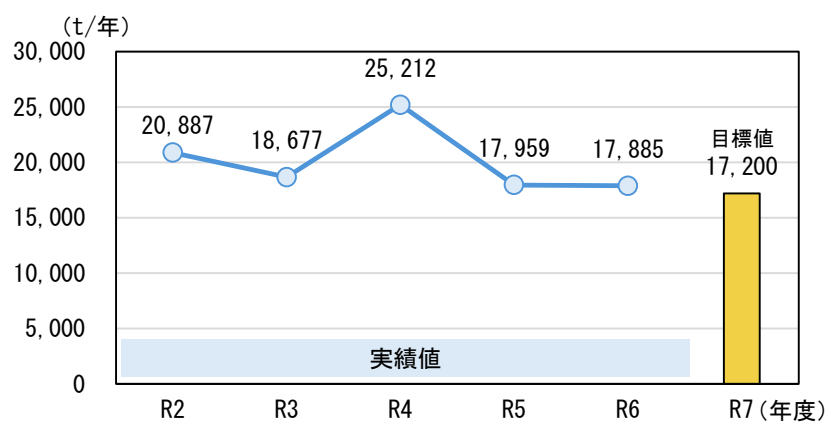


図2-11 最終処分量（埋立量）の推移

課題

- ・最終処分量は減少傾向にありますが、最終処分場の埋立容量には限りがあります。
⇒引き続きごみの減量・資源化の推進による最終処分量の削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理を確保する必要があります。

(4) 市が実施したフードドライブの参加者数（食品ロス削減推進計画指標）

目標値の達成状況（令和7年度見込み）

指標：市が実施したフードドライブの参加者数

令和2年度から増加傾向にあり，令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。

分別講習会やイベント等でのフードドライブの受付や，市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知により，フードドライブの参加者数は増加しています。

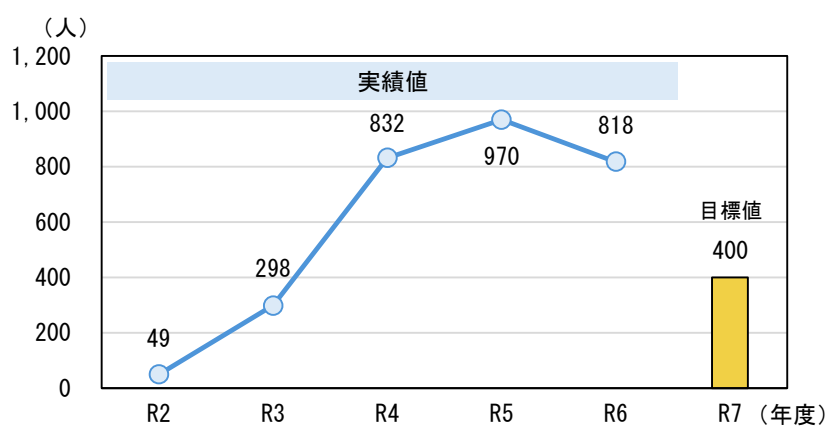


図2-12 市が実施したフードドライブ参加者数の推移

課題

- ・食品ロスは，食品の生産から製造，販売，消費に至る一連の過程の各段階で発生し，家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入しています。
⇒更なる食品ロスの削減に向け，市民や事業者の意識の向上・行動の定着を図る必要があります。

第2章 計画の基本的な枠組み

1 基本理念

本市では、今後、人口減少や少子高齢化が進行し、ライフスタイルの多様化や社会情勢の目まぐるしい変化が想定される中で、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができるまち「スーパースマートシティ※」の実現を目指しています。

スーパースマートシティの実現を目指す上で、脱炭素を見据えた循環型社会の形成は重要であり、市民・事業者・行政が、主体的にそれぞれの役割を果たすとともに、協働により様々な取組を進めていく必要があります。

※スーパースマートシティは、本市が目指すまちづくりの姿であり、100年先も発展し続けるまちの姿「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」を土台に、「地域共生社会」、「地域経済循環社会」、「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」です。

本市の抱える課題や社会情勢の変化を踏まえ、本市の基本理念を以下のとおりとします。

【基本理念】

脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

2 基本方針

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成を目指して、以下に示す3つの基本方針を設定します。

基本方針1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制する発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を積極的に推進します。

基本方針2 資源循環利用の推進

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を推進してもごみとなって排出されるものについて、可能な限り再資源化（リサイクル）し、循環利用を推進します。

基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安心で効率的なごみ処理を行うとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止します。

3 基本指標

(1) 資源とごみの将来予測

家庭系・事業系のそれぞれについて、過去の排出量実績から、トレンド法を用いて、将来の一定期間における変化の状態を定量的に予測します。

その予測した推計値に、施策の実施によって見込まれるごみの減量効果や、資源化量の増を反映し、短期（5年）・中期（10年）・長期（15年）の目標値を設定します。

(2) 目標値

目標値は、国の計画等に示された値を踏まえながら、施策の効果や市民・事業者の行動の定着等を見込んで設定します。

[基本指標1]一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

家庭から出るごみについて、人口の変化に左右されず、市民一人ひとりの3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、資源物以外を対象とすることで、分別や資源化事業の取組による減量効果等を把握することができます。

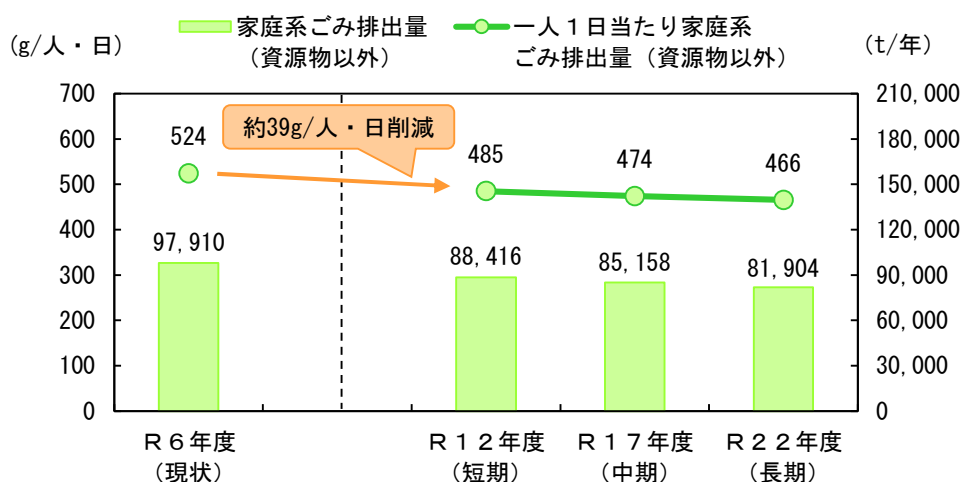
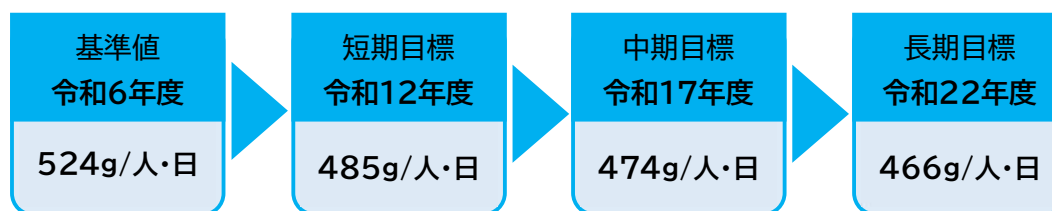


図2-13 【目標値】一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)

表2-10 一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
人口	人	511,852	499,367	490,499	481,684
排出量	t	97,910	88,416	85,158	81,904
一人1日当たり家庭系 ごみ排出量 (資源物以外)	g/人・日	524	485	474	466
令和6年度比		—	7.4%減	9.5%減	11.1%減

コラム どれくらいごみを減らせばいいの？

本計画では、一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）を524 g/人・日（令和6年度）から485 g/人・日（令和12年度）まで減らすことを目標にしています。

目標達成には、一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）を39グラム減らす必要があるのですが、いちご1個が約20グラムなので、39グラムはいちご約2個分です。

「なんだ、そんなものか！」と思いませんか？

宇都宮市の人口は約51万人です。市民の皆様、一人ひとりが、ほんの少し努力して、それを51万人分掛け合わせれば、ごみを減らして目標を達成することができ、収集する費用や施設を維持管理する費用などを抑えることができます。



[基本指標2]事業系ごみ排出量(資源物以外)

事業者から出るごみについて、個々の事業所規模に左右されず、事業者全体における3Rの取組効果を評価できる指標です。

また、家庭系ごみと同様、資源物以外を対象とすることで、戸別訪問指導等による分別の実施の効果等を把握することができます。

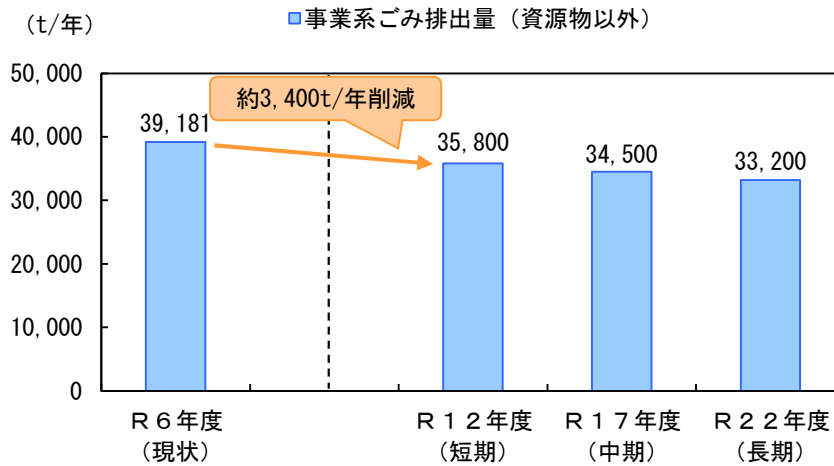
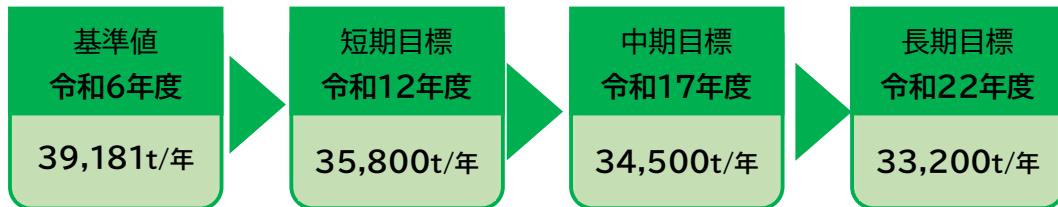


図2-14 【目標値】事業系ごみ排出量(資源物以外)

表2-11 事業系ごみ排出量(資源物以外)の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
排出量	t/年	39,181	35,800	34,500	33,200
令和6年度比		—	8.6%減	11.9%減	15.3%減

[基本指標3]最終処分量(埋立量)

3Rの取組によるごみの減量・資源化効果と中間処理後の資源化の効果を評価できる指標です。

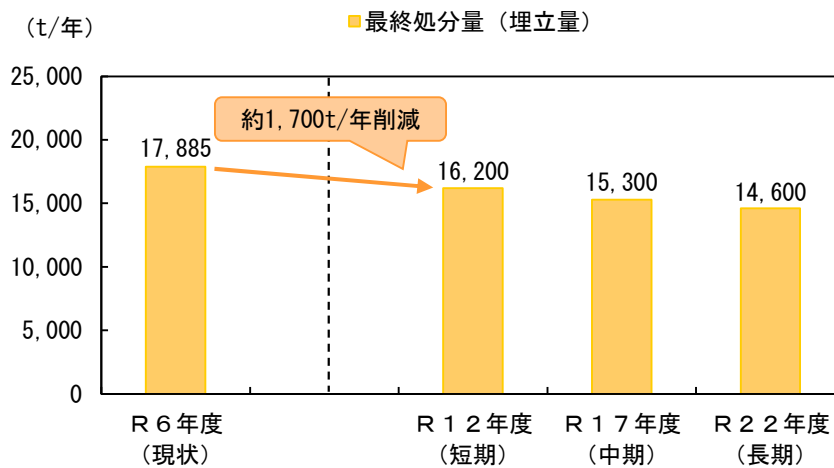
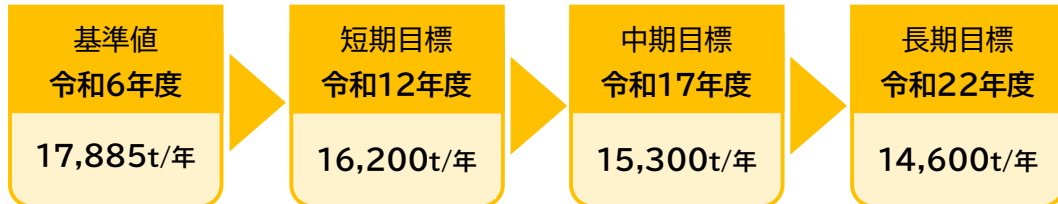


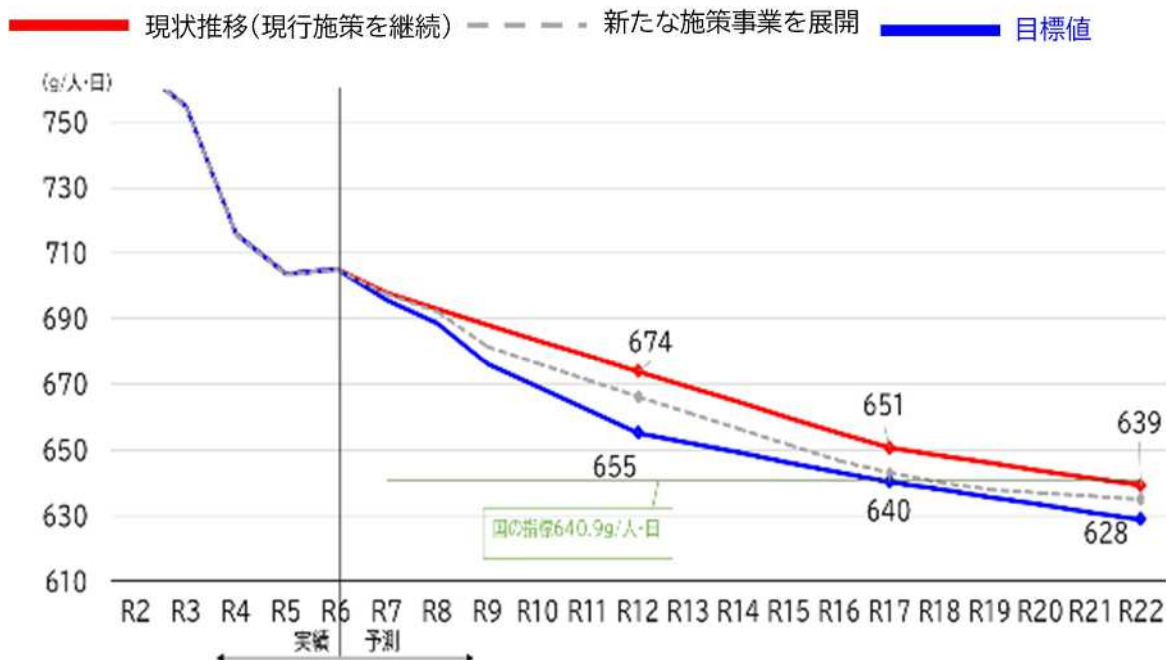
図2-15 【目標値】最終処分量

表2-12 最終処分量(埋立量)の見通し

項目	単位	基準値	計画値		
		令和6年度	R12年度 (短期)	R17年度 (中期)	R22年度 (長期)
最終処分量(埋立量)	t/年	17,885	16,200	15,300	14,600
令和6年度比		—	9.4%減	14.5%減	18.4%減

コラム 目標値はどうやって決めているの？

一人1日当たりの焼却ごみ排出量(家庭系+事業系)



目標値を決める際には、近年のごみ排出の状況やこれから実施する施策の内容など、様々な要素を考慮しながら決めていきます。

上の図は複数のパターンで今後の焼却ごみ量の推移を予測したものになります。

赤い線のグラフは、これまで行ってきた施策を今後も続けた場合のごみ量の推移、グレーの点線グラフは、今回の計画から新たに行う施策事業の効果も加えたごみ量の推移を表しています。

これまでの計画では、グレーの点線グラフを目標値として設定していましたが、今回の計画では「サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組」など、各基本方針を横断する取組をはじめとした意識啓発等の強化によって、国の目標値(緑の線)にいち早く達せるような目標設定(青い線)をしています。

本市ではこの目標の数値をもとに、家庭系ごみ(資源物以外)、事業系ごみ(資源物以外)に分けた基本指標を設定しています。

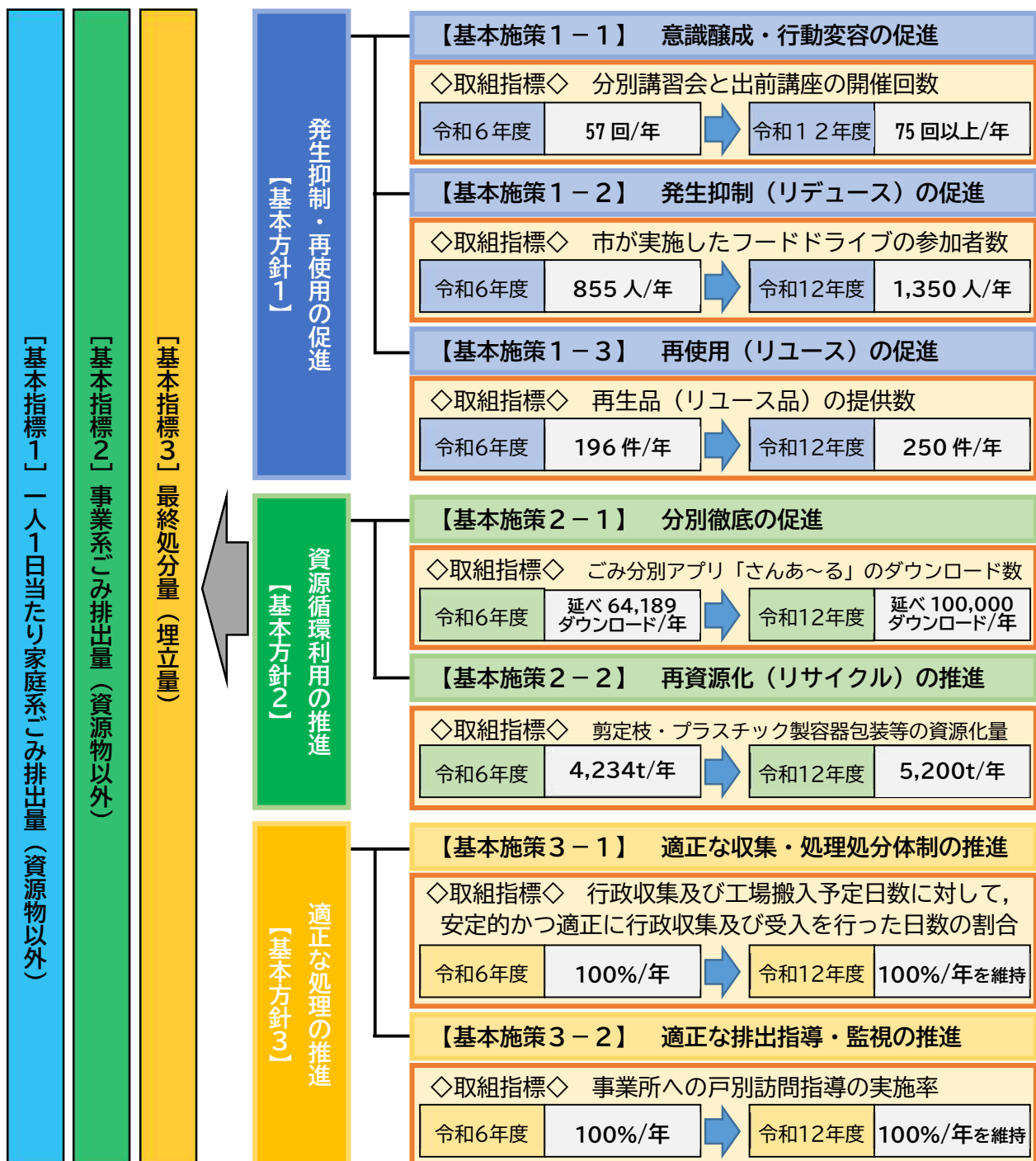
みなさま一人ひとりのご協力のもと、目標達成に向けて共に頑張ってください！

第3章 脱炭素を見据えた循環型社会を形成するための施策

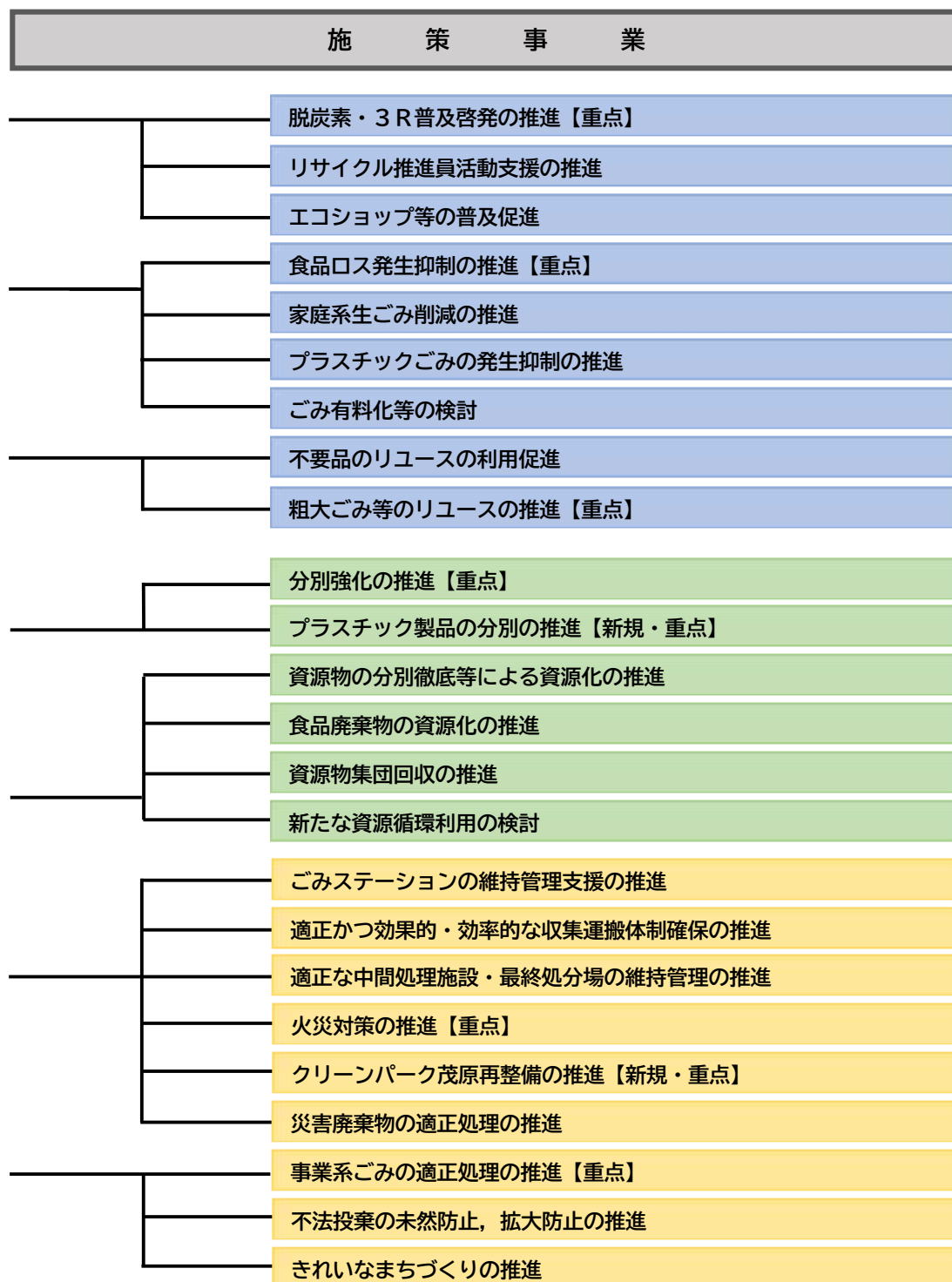
1 施策体系

基本理念である脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・資源化施策に取り組んでいきます。

本計画では、3つの基本指標の達成を目指し、3つの基本方針のもと、7つの基本施策と24の施策事業を展開します。



なお、基本施策の進捗を確認する取組指標は令和12年度の目標達成を目指します。



基本方針1 発生抑制・再使用の促進

ごみの発生を抑制するライフスタイルの転換に向け、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を中心とした施策を展開します。

【基本施策1-1】 意識醸成・行動変容の促進

施策事業	
(1)	脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】
(2)	リサイクル推進員活動支援の推進
(3)	エコショップ等の普及促進

【取組指標】 分別講習会と出前講座の開催回数

脱炭素・3Rの普及啓発のために、地域等で開催している分別講習会や出前講座の開催回数を指標に設定します。

分別講習会と出前講座の開催回数

令和6年度:57回/年

令和12年度:75回以上/年

(1) 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】

3Rの更なる普及啓発に向け、各種講座・イベント等の開催や社会科補助教材等の効果的な活用など、様々な機会・媒体を活用し、幅広い世代や外国人居住者など情報の届きにくい方への意識醸成・行動変容を促進します。

周知にあたっては、これまでの「もったいない」の趣旨に加え、国等の動向を踏まえ、「脱炭素化の推進」や「サーキュラーエコノミー（循環経済）の移行」などの視点も取り入れます。

【主な取組】

○脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた環境出前講座の開催

○みやエコ・アクション・ポイント事業※の普及

※カーボンニュートラルの実現に向け、環境にやさしい行動に対してポイントを付与

○社会科補助教材等を活用した子ども向け3Rの普及啓発

(2) リサイクル推進員活動支援の推進

研修会の開催や情報紙「みやくるりん」の発行等により、地域のごみ問題の解決や環境美化の中心的な役割を担うリサイクル推進員の育成や活動を支援します。

【主な取組】

- 研修会・施設見学会などによるリサイクル推進員の育成
- 情報紙「みやくるりん」の発行による活動支援
- リサイクル推進員主体の分別講習会等の開催支援

(3) エコショップ等の普及促進

3Rに積極的に取り組む小売店、飲食店を「エコショップ」、「エコレストラン」として認定することにより、事業系ごみの減量・資源化を図るとともに、市のホームページ等を通じて認定店による3Rの取組を紹介し、市民や事業者の3Rの実践と定着を図ります。

【主な取組】

- エコショップ等の認定
- エコショップ等認定店の認知向上・活性化
- 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

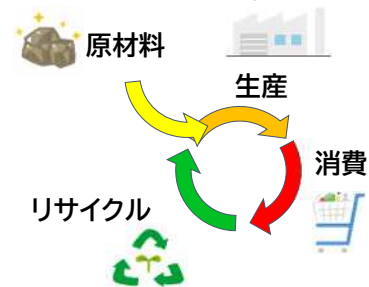
コラム サークュラーエコノミーってなに？

「サーキュラーエコノミー」は、ひとことで言うと「まあいい経済」のことで、その名のとおりにあらゆるものをぐるぐると循環させる経済です。

言葉だけを聞くと「なんだか難しそう…」という印象をうけてしまいそうですが、

私たちができる行動の例をあげてみると

- ・長く使えるモノを買う
- ・買ったモノは丁寧に長く使う
- ・ごみは正しく分別する
- ・リユースショップやフリマアプリを使ってみる



意外にも身近にできる行動がサーキュラーエコノミーにつながっていると思いませんか？
近年話題の「サーキュラーエコノミー」、できることからチャレンジしてみましよう！

【基本施策1-2】 発生抑制（リデュース）の促進

施策事業	
(4)	食品ロス発生抑制の推進【重点】
(5)	家庭系生ごみ削減の推進
(6)	プラスチックごみの発生抑制の推進
(7)	ごみ有料化等の検討

【取組指標】市が実施したフードドライブの参加者数 ※食品ロス削減推進計画の指標

食品ロスの発生抑制等に向け、市民が取り組みやすいフードドライブに係る指標を設定します。

市が実施したフードドライブの参加者数

令和6年度:855人/年

令和12年度:1,350人/年

(4) 食品ロス発生抑制の推進【重点】

様々な機会・媒体を活用した周知啓発の強化や、外食・小売等の各事業者と連携した食べ切り・使い切りの推進により、食品ロスの削減を図ります。また、フードドライブの活用やフードシェアリングの利用促進により、家庭系・事業系食品ロスの発生抑制を推進します。

なお、本市では、前計画に引き続き、宇都宮市食品ロス削減推進計画を本計画に内包し、食品ロスの削減に努めていきます。宇都宮市食品ロス削減推進計画の全体像は（資料編）

●ページから●ページに掲載します。

【主な取組】

- フードドライブの実施
- エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及
- 災害用備蓄食品の有効活用
- 事業所への戸別訪問指導

コラム フードドライブを知っていますか？

食品ロスは、食品の買いすぎによる消費期限切れや食べ残しなどにより発生します。各家庭で食べきれず余っている未使用（未開封）の食品を持ち寄り、福祉施設や団体へ寄付する活動を「フードドライブ」といいます。

食品ロスを減らし、ごみを減量するためにも、家庭に眠っているまだ食べられる食品がありましたら、フードドライブに参加してみませんか？



(5) 家庭系生ごみ削減の推進

食品ロス削減の取組の推進と併せて、排出段階における水切り徹底の励行や、生ごみ処理機の利用拡大と継続利用の推進により、家庭系生ごみの削減を図ります。

【主な取組】

- 生ごみの水切り排出の徹底
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

(6) プラスチックごみの発生抑制の推進

プラスチックとの上手な付き合い方「プラスチック・スマート」の普及啓発により、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、事業者と連携した過剰包装の抑制・詰替商品の利用促進など、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

【主な取組】

- プラスチックとの上手な付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）

コラム プラスチックとの上手な付き合い方

“プラスチックとの上手な付き合い方”とは、代替可能なプラスチック製品の使用削減、再生材や生分解性プラスチックの利用促進、プラスチックごみのリサイクルと適正処理の徹底など、プラスチックごみを削減するための行動を指します。

「マイボトルやマイバックを持ち歩く」「正しく分別する」など、私たちの生活の中に取り入れられることはたくさんあります。まずはできることから始めてみましょう。



(7) ごみ有料化等の検討

家庭系ごみ有料化について、本市のごみ排出状況やごみ処理費用、社会経済情勢等を踏まえながら、他都市の導入状況の調査や本市が有料化を導入した場合における効果等の検証を行います。

また、事業系ごみ手数料について、排出者責任の観点から、ごみ処理原価等に合わせた見直しに向け、調査・研究を行います。

【主な取組】

- 他都市の有料化導入・事業系ごみ処理手数料に係る状況等の調査
- 本市有料化導入時における効果の検証

コラム 「ごみの有料化制度」と「指定袋制度」ってどういうこと？

「ごみの有料化制度」は、ごみの排出量に応じて、日ごろから減量に努力している方に経済的なインセンティブを発生させるとともに、市民の皆様のごみ減量に対する意識を向上させようという制度です。具体的には、市が指定したごみ袋を使うことによって、ごみ処理費用の一部を上乗せするものです。排出量に合わせてごみ袋を購入する方法（単純従量制）どがあり、一定のごみの減量効果があるといわれています。

一方、「指定袋制度」は、市の規格で製造されたごみ袋を使用することにより、ごみ袋の品質・性能が統一され、ごみ収集の作業効率と作業の安全性を確保するなど適正なごみ排出を促すためのもので、ごみの有料化とは異なるものです。



【基本施策1-3】 再使用（リユース）の促進

施策事業	
(8)	不要品のリユースの利用促進
(9)	粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

【取組指標】 再生品（リユース品）の提供数

リユースの実践事例の周知や「もったいないの心の提供」、ごみの減量化のために、再生品（リユース品）の提供に係る指標を設定します。

再生品（リユース品）の提供数

令和6年度:196件/年

令和12年度:250件/年

(8) 不要品のリユースの利用促進

リユースガイドや3R月間などを活用した民間リユースショップ・フリマアプリ等の周知や、民間事業者と連携した普及啓発により、不要品のリユースの利用促進を図ります。

【主な取組】

- リユースガイドの作成・活用
- 3R推進月間を活用したリユースの普及啓発
- 民間事業者と連携したリユースの普及啓発

(9) 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】

清掃工場に持ち込まれた利活用が可能な粗大ごみについて、修繕等を行い再生品として販売することにより、リユースを推進します。

また、更なるごみの減量化に向け、粗大ごみのリユースなど新たな品目のリユース方策についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 環境学習センターにおける家具・自転車の再生品の提供
- 粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験
- 粗大ごみ等リユースに向けた調査・研究

コラム リユースに挑戦してみよう！

リユース (Reuse) は、「繰り返し使う」「再使用する」といった意味で、限りある資源を大切に使い、廃棄物を減らすことで自然環境への負担を抑えるための取組の一つです。

リユースは、まだ使える使用済み製品等をそのままの形で再使用するため、以下のようなメリットがあります。

- ・製品の使用年数が伸び、ごみが減らせる
- ・製品の廃棄にかかる温室効果ガスの排出を減らせる

本市のホームページでは、リユースショップやフリマアプリなどのサービスを「うつのみやリユースガイド」として掲載していますので、ぜひご覧ください。

まだ見えそうなものは、使い手を変えて再使用する「リユース」を考えてみませんか。

清掃工場に持ち込まれた粗大ごみの一例

まだ見えそうなものが
捨てられています！



折りたたみテーブル



椅子



収納棚

発生抑制・再使用した上で、それでも排出されるごみについては、分別の徹底を図り、可能な限り再資源化（リサイクル）し、循環利用を推進するための施策を中心に展開します。

【基本施策2-1】 分別徹底の促進

施策事業	
(10)	分別強化の推進【重点】
(11)	プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】

【取組指標】ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

若年層や外国人居住者など情報が届きにくい世帯をターゲットにした普及啓発を強化するため、市民に馴染みのあるスマートフォン用アプリの普及を取組指標に設定します。

ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード数

令和6年度:延べ 64,189 ダウンロード/年

令和12年度:延べ 100,000 ダウンロード/年

(10) 分別強化の推進【重点】

焼却ごみの中には、依然として資源物等（プラスチック製容器包装・紙類・剪定枝）が混入していることから、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の取組後に排出されるごみの分別について、市民・行政の協働による「わかりやすい分別呼称の選定」などにより、更なる分別の協力や分別精度の向上を図ります。

【主な取組】

- ごみの分別講習会の開催
- ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知
- わかりやすい分別呼称等の選定

(11) プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】

現在焼却ごみとしているプラスチック製品の分別収集に係る周知を行い、分別の定着・徹底による更なるごみの減量・資源化、CO₂排出量の削減を図ります。

【主な取組】

- プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- プラスチック製品の分別収集の実施に係る効果検証
- プラスチック製品資源化に向けたエコプラセンター下荒針の設備改修工事

【基本施策2-2】 再資源化（リサイクル）の推進

施策事業	
(12)	資源物の分別徹底等による資源化の推進
(13)	食品廃棄物の資源化の推進
(14)	資源物集団回収の推進
(15)	新たな資源循環利用の検討

【取組指標】 剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

主な廃棄物系バイオマスの剪定枝のほか、焼却ごみの中に多く混入している「プラスチック製容器包装」や今後資源化予定の「プラスチック製品」の資源化量の増加を目指し、取組指標に設定します。

剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量

令和6年度:4,234t/年

令和12年度:5,200t/年

(12) 資源物の分別徹底等による資源化の推進

プラスチック製容器包装や今後資源化を予定しているプラスチック製品の分別徹底を推進するとともに、清掃工場に持ち込まれた剪定枝や羽毛布団、家庭から排出される食用油等の拠点回収事業により資源化を推進します。

また、分別徹底後に残った焼却ごみについては、清掃工場においてごみを燃やす際に発生する熱を回収することで、バイオマス発電等により熱エネルギーを再利用し、有効活用を図ります。

【主な取組】

- プラスチック製品の分別収集による資源化
- 剪定枝・羽毛布団の資源化
- 廃食用油・小型家電・インクカートリッジの資源化
- 廃棄物処理施設における熱エネルギーの有効利用

コラム 拠点回収事業にちゅうもく！～剪定枝と小型家電について～

本市では清掃工場や地区市民センターなど様々な場所で拠点回収事業を行っています。ここでは拠点回収している資源物のうち、「剪定枝」と「小型家電」に注目してみましょう。

<剪定枝>

剪定枝は、家庭から排出される焼却ごみのうち、約20%を占め、年間約2万トン排出されています。これらを拠点回収し、資源化していくことで、焼却ごみを大幅に減らすことができる可能性があります。

現在、クリーンパーク茂原とクリーンセンター下田原の2拠点で剪定枝の回収を行っており、剪定枝チップに資源化をしています。チップは雑草やぬかるみを防ぐための敷材などに活用できます。チップは無料で受け取ることができますのでぜひご利用ください。



<小型家電>

市役所本庁舎や各地区市民センター等に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を通じてレアメタルのリサイクルを推進しています。

「レアメタル」とは、地球上にほとんど存在しない金属のことで、パソコンやスマートフォン、電気自動車などの製造に不可欠な素材であり、先端産業を支える重要な資源です。

みなさまのご家庭で不要になった小型家電のリサイクルにご協力をお願いいたします！



(13) 食品廃棄物の資源化の推進

食品ロス削減の取組後に排出される食品廃棄物について、家庭用生ごみ処理機の利用拡大や事業所への戸別訪問指導時の周知啓発などにより資源化を推進するとともに、公共施設から排出される食品廃棄物の資源化についても調査・研究を行います。

【主な取組】

- 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収（再掲）
- 家庭用生ごみ処理機の購入費助成（再掲）
- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

(14) 資源物集団回収の推進

地域における資源物の集団回収活動を推進して、地域コミュニティの活性化やごみの減量・資源化を図ります。

【主な取組】

- 資源物回収活動の活性化
- 指定回収事業者への補助

(15) 新たな資源循環利用の検討

品目の特性に応じた資源化の可能性について、新たな資源循環利用・再資源化の高度化に向けた調査・研究を行います。

また、事業者のごみの減量・資源化の取組について調査・研究し、好事例については市内事業への展開を図ります。

【主な取組】

- 他都市事例等の調査・研究
- 水平リサイクル・SAFなど先進技術等の調査・研究

コラム バイオマス発電（ごみ発電）ってなに？

バイオマス発電（ごみ発電）は、木材や動植物などの生物資源を燃やすことで発生する熱エネルギーを利用して電力を生み出す仕組みです。バイオマス発電を行うことによって、本来使用されるはずだった石炭や石油等の化石燃料の使用を減らすことができ、資源の使用量削減や温室効果ガスの排出削減に役立っています。

本市では、クリーンセンター下田原やクリーンパーク茂原において発電設備を設けており、施設で使われる電気を100%賄いつつ、余った電力は電力会社に売電しています。

さらに、クリーンパーク茂原のバイオマス発電でつくられた電力は2023年に開業したライトラインの走行にも活用されています。ライトラインに供給することで、二酸化炭素を排出しない、ゼロカーボントransポートを実現しています。



基本方針3 適正な処理の推進

環境に配慮した安全・安定で効率的なごみ処理を継続するとともに、それらを妨げる不適正ごみの排出を防止するための施策を中心に展開します。

【基本施策3-1】 適正な収集・処理処分体制の推進

施策事業	
(16)	ごみステーションの維持管理支援の推進
(17)	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進
(18)	適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進
(19)	火災対策の推進【重点】
(20)	クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】
(21)	災害廃棄物の適正処理の推進

【取組指標】 行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合

危険物の分別徹底などの火災対策を実施し、安全で確実な収集・受入体制を表す指標として設定します。

行政収集及び工場搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(16) ごみステーションの維持管理支援の推進

自治会や集合住宅管理者等と連携しながら、ごみステーションの適正な維持管理が行われるよう支援します。

【主な取組】

- 自治会・集合住宅管理者等への周知啓発
- GISを活用した効率的な問い合わせ対応

(17) 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進

作業効率や安全性等を考慮した適正な収集運搬体制を確保します。また、市民ニーズや人口・社会情勢の変化、先進技術の動向を踏まえながら、安定かつ効果的・効果的な収集運搬体制を確保します。

【主な取組】

- 収集運搬事業者への研修会・意見交換会の実施
- ふれあい収集の実施
- 粗大ごみ有料戸別収集へのキャッシュレス決済の導入
- デジタルの活用など効率的な収集方法の調査・研究

(18) 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進

ごみ処理・埋立処分を安定的に行うため、関係法令等を遵守し、適切に維持管理・整備を行います。

【主な取組】

- 各中間処理施設の各種機器類の点検・整備の実施
- 環境等にかかる各種基準の遵守
- 最終処分場における適正な管理・運営の実施
- 市ホームページにおける施設の情報公開、施設見学者等の受け入れ

(19) 火災対策の推進【重点】

火災の原因となり得る危険物の分別徹底を図るとともに、廃棄物処理施設においては、先進技術を踏まえた火災対策設備の導入を推進します。

【主な取組】

- 電池類やスプレー缶など危険物の分別・排出方法の徹底に向けた周知啓発
- リサイクルプラザ・エコプラセンター下荒針における火災対策設備の機能追加

コラム 焼却灰等の資源化

焼却ごみは、焼却処理後、焼却灰やばいじんとなります。これらは、薬剤処理による無害化や固化等の適正な処理を行い、最終処分場に埋立をします。

一方、焼却灰等を再処理して無害化し、資源物として利用することができます。焼却灰等を安全に資源化するには、スラグ化するなどの方法があります。

スラグ化



1,200℃以上の高温で焼却灰等を溶融・冷却して、ガラス質のスラグを成形します。

セメント化



焼却灰等に石灰石・鉄原料を添加して1,400℃以上で焼成し、石こう等を加えて成形します。

焼成



焼却灰等を1,100℃程度で加熱することで焼成し、砂状にします。

(20) クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】

ごみ焼却による熱エネルギー等を最大限活用するなど、環境にも配慮しつつ本市に適したごみ焼却施設の整備を推進します。

【主な取組】

- 次期ごみ焼却施設整備に向けた検討，現地調査の実施

(21) 災害廃棄物の適正処理の推進

災害時に発生する災害廃棄物に迅速かつ適切に対応するため、一時保管場所の確保や事業者との協力体制の構築等、収集から処分までの一貫した体制を整備します。

【主な取組】

- 災害廃棄物仮置き場リストの更新
- 災害に備えた研修等の実施
- 災害発生時の迅速な対応



コラム 災害が起こった場合のごみについて

災害が発生すると、多くの建物やインフラが被害を受けるとともに、大量の廃棄物が発生します。これを「災害廃棄物」といいます。

災害からの復興には廃棄物の適切な処理は欠かせません。

災害発生時、市は、災害の状況に応じ、市民の皆様にごみの分別や指定場所（仮置き場）への排出など、ご協力をお願いする場合があります。

左下の写真のように、無秩序にごみが捨てられてしまった場合、緊急車両の通行障害、生活環境の悪化等につながり、これらの処理に膨大な時間と費用がかかるおそれがあります。一方、右下の写真のように、市が設置した仮置き場に分別して運ぶことで、災害廃棄物の処理がスムーズになり、早期の復旧・復興の足掛かりとなります。

災害が起こった場合は、災害廃棄物の適正な処理のために、市民の皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いいたします。



↑災害廃棄物で溢れてしまった公園



↑ごみ種ごとに分別された仮置き場

【基本施策3-2】 適正な排出指導・監視の推進

施策事業	
(22)	事業系ごみの適正処理の推進【重点】
(23)	不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進
(24)	きれいなまちづくりの推進

【取組指標】 事業所への戸別訪問指導の実施率

適正な排出等の推進のために, 指導対象である大・中規模事業所の訪問指導件数の実施率を指標に設定します。

事業所への戸別訪問指導の実施率

令和6年度:100%/年

令和12年度:100%/年を維持

(22) 事業系ごみの適正処理の推進【重点】

ごみの多量排出事業者に対する戸別訪問指導を計画的に実施するとともに, 清掃工場に搬入されたごみの展開調査等に基づく指導・監視を強化するなど, 不適正ごみの搬入防止を図り, 事業系ごみの適正処理を推進します。

【主な取組】

- 事業所への戸別訪問指導（再掲）
- 展開調査（搬入・排出指導）結果等に基づく指導・監視の強化
- 産廃排出者向け講習会（県共催）の開催

(23) 不法投棄の未然防止, 拡大防止の推進

パトロール・カメラの設置による監視や地域における監視・清掃活動の支援により、地域の良好な環境保全を図ります。

【主な取組】

- 監視パトロールによる巡回監視
- 監視カメラによる定点監視
- 地域住民の監視・清掃活動への支援

(24) きれいなまちづくりの推進

「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づく巡回指導に加え、ごみのポイ捨て防止等について、様々な機会等を活用した効果的な周知啓発により、市民が快適に暮らすことができる「きれいなまち宇都宮」を実現します。

【主な取組】

- ポイ捨て防止合同パトロールの実施
- 指導員による夜間巡回の実施
- 樹木繁茂・ごみ屋敷の適正管理指導

各基本方針を横断する取組

近年のごみの減量・資源化意識の高まりを活かし、「サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進」や「食品ロス削減の推進」など、各基本方針を横断する取組により、効果的に市民・事業者の意識醸成・行動変容の促進を図ります。

1 サーキュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進

国では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会活動からの脱却を図るため、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への移行を推進しています。

廃棄物分野においても、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すことは重要であり、本市においても、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する国の動向を踏まえ、リサイクル（再生利用）をはじめとした3Rに取り組むなど、各種施策事業を通して市民・事業者の更なる意識の醸成や行動変容の促進を図ります。

関連する施策と主な取組（第3章 1 施策体系 23ページ～46ページより抜粋）

【基本方針1】

発生抑制・再使用の促進

■脱炭素・3R普及啓発の推進

▶▶▶ 脱炭素・サーキュラーエコノミーの視点を取り入れた出前講座の開催

■プラスチックごみの発生抑制の推進

▶▶▶ プラスチックとの上手な付き合い方など「プラスチック・スマート」の普及啓発

■粗大ごみ等のリユースの推進

▶▶▶ 未修繕粗大ごみ（家具等）の民間事業者への売払い実証実験

■資源物等の分別徹底による資源化の推進

▶▶▶ プラスチック製品の分別収集による資源化

■新たな資源循環利用の検討

▶▶▶ 水平リサイクル・SAFなど先進技術の調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

▶▶▶ 事業所への戸別訪問指導

【基本方針2】

資源循環利用の促進

【基本方針3】

適正な処理の推進

2 食品ロス削減の推進

世界では、人口の増加や気候変動に伴う食料危機などにより、栄養不足の状態にある人々が多数存在している一方で、我が国では、多くの食料を海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、本来食べることのできる食品が日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、本市においても、家庭系焼却ごみの中には約9.6%、事業系焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれていることから（令和6年度ごみ組成分析調査結果）、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、更なる削減に取り組んでいく必要があります。取組に当たっては、食品ロスが生産、製造、販売、消費等のあらゆる段階で発生することを踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識しながら、一体となって3R（発生抑制・再利用・再生利用）を推進していくことが重要です。

本計画においても引き続き「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の基本方針から食品ロス削減に関連する施策を「宇都宮市食品ロス削減推進計画」に位置付け、横断的に取り組むことにより、「食品ロスの発生抑制」や「食品廃棄物の再生利用」等を効果的・効率的に推進するとともに、食品ロス削減の取組後に発生した生ごみにおいても減量・資源化を図ります。

※宇都宮市食品ロス削減推進計画の全体像は（資料編）51ページから52ページに掲載

各主体に求められる行動と役割

● 市民の役割

- 地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有します。
- 日々の暮らしの中で食品ロス削減につながる取組を実践します。

● 事業者の役割

- 社会的な責任として食品ロス問題の重要性を理解します。
- サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握します。
- 事業活動における食品ロス削減につながる取組や食品リサイクルを実践します。

● 市（行政）の役割

- 率先して食品ロス削減につながる取組を実践します。
- 市民・事業者の取組に対する積極的な支援を進めます。
- 「宇都宮市もったいない運動市民会議」など関係団体と連携した取組を推進します。

**【基本方針1】
発生抑制・再使用の促進**

■脱炭素・3R普及啓発の推進

≫ 3R行動の定着に向けた周知啓発

■エコショップ等の普及促進

≫ 食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

■食品ロス発生抑制の推進

≫ フードドライブの実施

≫ エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及

≫ 市関係部局等と連携した災害用備蓄食品の有効活用

≫ 事業所への戸別訪問指導

■家庭系生ごみ削減の推進

≫ 生ごみの水切り排出の徹底

≫ 家庭用生ごみ処理機の購入費助成

■食品廃棄物の資源化の推進

≫ 市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収

≫ 学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

≫ 事業所への戸別訪問指導

**【基本方針2】
資源循環利用の促進**

**【基本方針3】
適正な処理の推進**

コラム 家庭から減らそう！食品ロス

日々の生活の中で、ちょっとしたことに気をつけて、食品ロスを減らしましょう。食品ロスを減らす行動を実践することで、環境だけでなく家計への負担も軽減できます。



無駄な買い物を減らせば、
家計にも優しい！



今日から実践してみよう！

- 買い物前に冷蔵庫や食品棚をチェックする
- 使う分だけ購入する
- 食材に合った保存方法を知る
- 作りすぎない
- 冷蔵庫の整理整頓を行う日を決める
- 使い切りレシピで食材を余さず調理する
- リメイクレシピの活用

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 収集運搬体制

脱炭素を見据えた循環型社会の形成に向けて、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、積極的にごみの減量・資源化を推進し、事業者とも連携しながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行います。

また、法制度の改正を含めた国等の動向や、人口減少や少子高齢化の進行、DXの推進等の社会環境の変化等への対応も求められています。収集するごみと資源物の量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保しつつ、本市に適した収集運搬体制の構築を目指します。

(1) 家庭系一般廃棄物

収集頻度、収集方式については、現行体制を継続し、人口や社会情勢の変化、3Rの取組の進展や資源化技術の向上により、収集品目の変更や資源とごみの排出量に変動が生じた場合には見直しを行います。また、分別区分については、「プラスチック資源循環法」への対応に向け、現在焼却ごみとしている「プラスチック製品」の資源化を実施します。

なお、収集運搬体制については、業務委託による収集運搬を基本とし、安全かつ効率的な体制を確保します。

(2) 事業系一般廃棄物

事業者から排出される一般廃棄物については、本市の分別区分に従い、事業者自ら又は収集運搬許可業者への委託により、中間処理施設まで運搬するものとします。

(3) 特別管理一般廃棄物

排出事業者等は、他の廃棄物と区分し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、処理業者に委託し適正に処理します。

また、在宅医療により家庭から排出されるものであっても、鋭利なものや感染するおそれがあるものについては特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等を通じて処理します。

*特別管理一般廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして、以下の廃棄物が特別管理一般廃棄物に指定されています。

- ・PCBを使用した製品等
- ・処理能力が1日5t以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんのうち集塵施設によって集められたもの
- ・感染性一般廃棄物

(4) 市が収集しない一般廃棄物

特定家庭用機器再商品化法に基づき再生利用等が義務付けられている、エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、資源化を進めていくため、違法業者による回収や不法投棄の抑制、処理方法の周知等を行います。

また、国が指定する適正処理困難物（平成6年6月環境省「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の3の規定に基づく指定）、農薬や石油類等の有害性・危険性のある廃棄物については、販売店や専門業者への処理を依頼するよう周知等を行います。

表2-13 市で適正処理ができない・収集しないもの

区分	対象物
有害性のあるもの	農薬、薬品類
危険性のあるもの	プロパンガス・酸素ボンベ、バッテリー、消火器、火薬
引火性のあるもの	溶剤、塗料、ガソリンや灯油等の揮発性の液体
悪臭を発するもの	汚物、汚泥
市施設での処理が困難、または処理施設の機能に支障が生じるおそれがあるもの	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス・ソファ、ピアノ、畳、建築廃材、組立式物置、流し台、洗面台、ポイラー、浴槽、温水器、浄化槽、便器、ドラム缶、コンクリート片、耐火金庫、瓦、オートバイ（部品含む）、自動車（部品含む）等

2 中間処理体制

処理体制については、現行体制を継続しますが、焼却施設においては、クリーンパーク茂原は供用開始から24年が経過しているため、次期ごみ焼却施設の整備（クリーンパーク茂原の再整備）に取り組みます。次期ごみ焼却施設においては、安定的なごみ処理体制の構築に加え、脱炭素の推進に資するよう、地球温暖化対策やごみの処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を進めていきます。

広域における処理体制については、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施します。

また、本市で処理やりサイクルができない廃棄物については、民間事業者を活用します。

3 最終処分体制

エコパーク下横倉での埋立処分を継続します。

なお、エコパーク下横倉の埋立計画期間は令和17年度を予定しており、最終処分量の削減等により埋立期間の延長を図りますが、埋立容量には限りがあります。次期ごみ焼却施設の整備を踏まえながら、次期最終処分場についても検討していきます。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

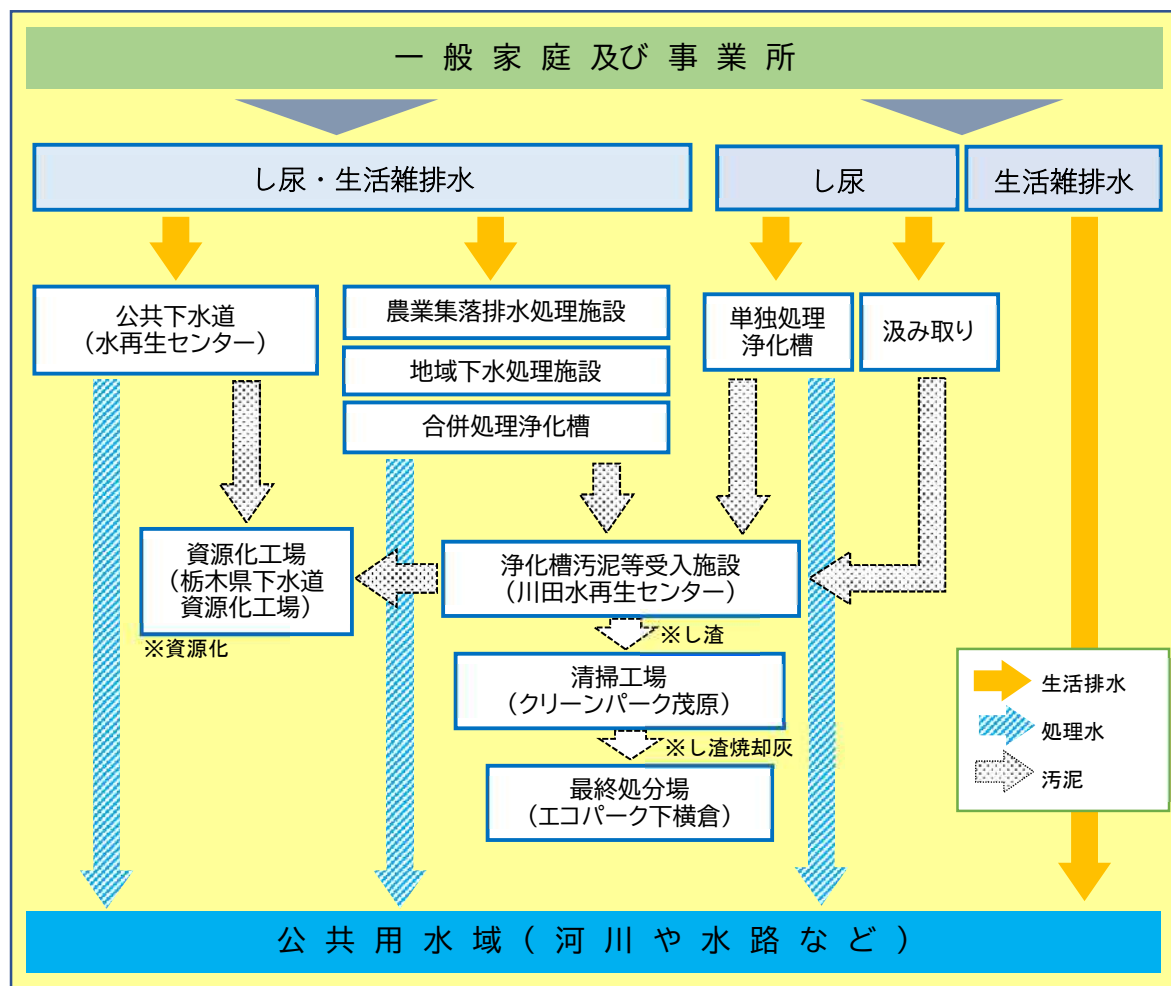
第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 処理体系

本市の家庭などから発生する生活排水（し尿及び生活雑排水）は、公共下水道や農業集落排水処理施設、地域下水処理施設等に集めて処理（集合処理）するほか、合併処理浄化槽により各家庭等で個別に処理（個別処理）していますが、単独処理浄化槽や汲み取り世帯においては、し尿のみを処理し、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

また、農業集落排水処理施設、地域下水処理施設、合併処理浄化槽等から発生する汚泥と汲み取りし尿については、本市の中間処理施設（東横田清掃工場）へ搬入し、処理を行っていましたが、令和3年1月から下水処理施設（川田水再生センター）における下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。



(2) 生活排水処理施設の整備状況

ア 生活排水処理施設の状況

生活環境や公共水域の水質向上・保全を図るため、「宇都宮市環境基本計画」や「宇都宮市上下水道基本計画」に基づき、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めています。

生活排水処理施設の整備に当たっては、市街化区域については公共下水道で整備を進め、市街化調整区域については、経済性や効率性の観点から、一部区域を特定環境保全公共下水道や農業集落排水処理施設の集合処理とし、それ以外の区域は、個別処理である浄化槽整備事業による整備を推進しています。

表3-1 生活排水処理施設の整備状況

項目	内容
公共下水道	令和6年度末時点の事業計画区域10,156.7haに対する整備面積は、9,779.6haであり、整備率は96.3%
農業集落排水処理施設	計画した14地区の整備が完了 ※うち3地区（平出・下平出・柳田）は公共下水道に接続し、 処理施設を廃止
地域下水処理施設	民間開発団地に設置された9施設を市に移管
合併処理浄化槽	整備対象区域内における、令和6年度までの計画基数8,927基 に対する整備基数は8,042基であり、整備率は90.1%

イ 普及人口の推移

生活排水処理普及人口及び普及率は、公共下水道の整備が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理人口普及率は、99.4%となっています。

表3-2 普及人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※ ¹	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理普及人口※ ²	514,960	513,835	512,522	511,045	510,151
公共下水道	469,342	470,987	470,617	469,169	469,191
農業集落排水処理施設	11,917	11,585	11,249	10,578	8,863
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	21,915	20,088	19,490	20,241	20,959
生活排水処理人口普及率※ ³	99.0%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内の人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が完了し、使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽整備区域内人口の行政人口に占める割合

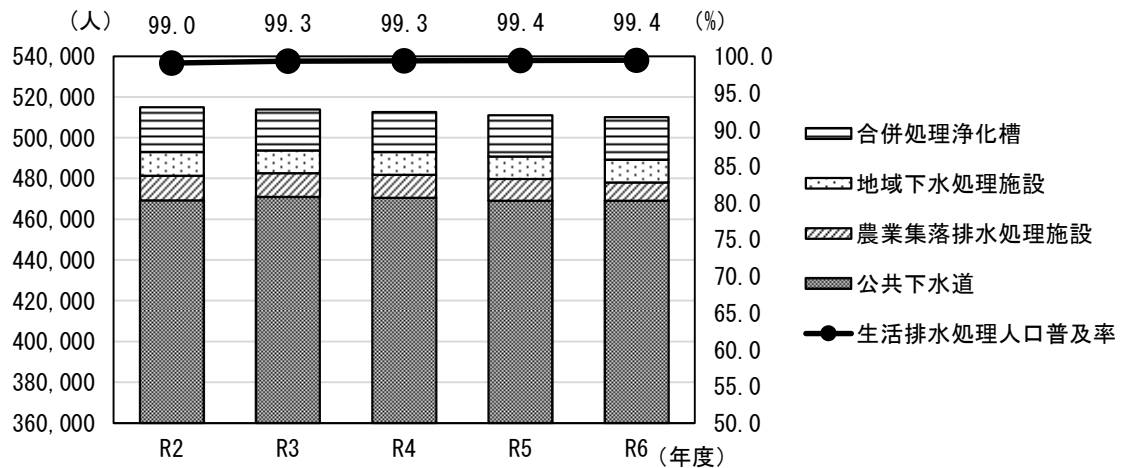


図3-2 普及人口の推移

ウ 処理人口の推移

生活排水処理人口及び処理率は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等が進んだことにより増加・上昇し、令和6年度の生活排水処理率は、97.0%となっています。

表3-3 処理人口の推移

(単位：人)

項目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
行政人口※ ¹	519,965	517,346	515,902	514,157	513,086
生活排水処理人口※ ²	499,078	498,813	498,695	497,711	497,902
公共下水道	447,208	450,193	450,211	449,786	451,473
農業集落排水処理施設	9,965	9,871	9,769	9,360	8,363
地域下水処理施設	11,786	11,175	11,166	11,057	11,138
合併処理浄化槽	30,119	27,574	27,549	27,508	26,928
生活排水処理率※ ³	96.0%	96.4%	96.7%	96.8%	97.0%

※1：行政人口は、各年度の3月末における住民基本台帳人口

※2：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口

※3：公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口の行政人口に占める割合

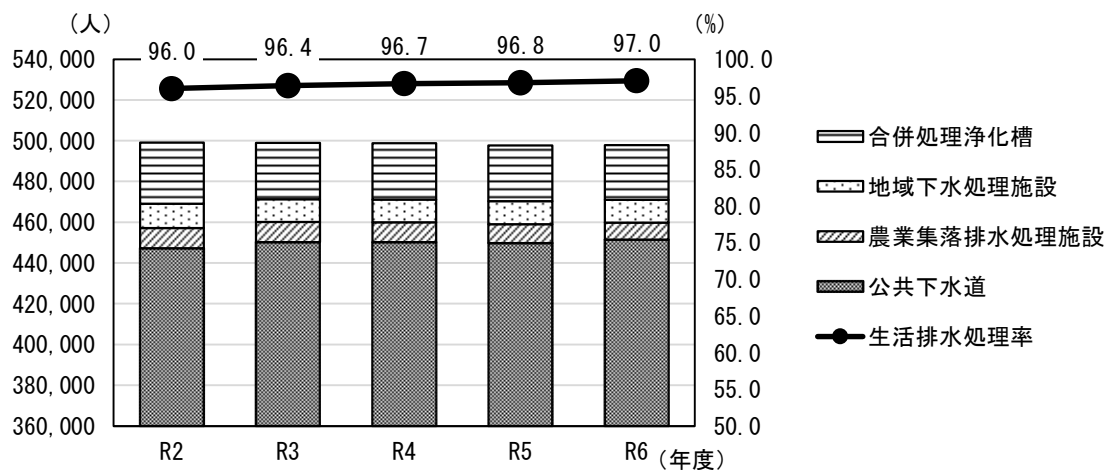


図3-3 処理人口の推移

2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

1日当たりのし尿・浄化槽汚泥の処理量については、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換等によって令和3年度以降、減少傾向にあります。なお、令和6年度の1日当たりの汲み取りし尿処理量は、12.8kL/日、浄化槽汚泥処理量は99.7kL/日となっています。

表3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
汲み取りし尿処理量 (kl/日)	15.9	15.9	14.8	13.9	12.8
浄化槽汚泥処理量 (kl/日)	99.5	105.0	104.9	101.6	99.7
合計 (kl/日)	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5
汲み取り人口 (人)	10,914	9,941	9,309	8,637	7,453
浄化槽処理人口 (人)※	61,843	57,212	56,382	55,734	54,160

※農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽・単独処理浄化槽を使用している人口

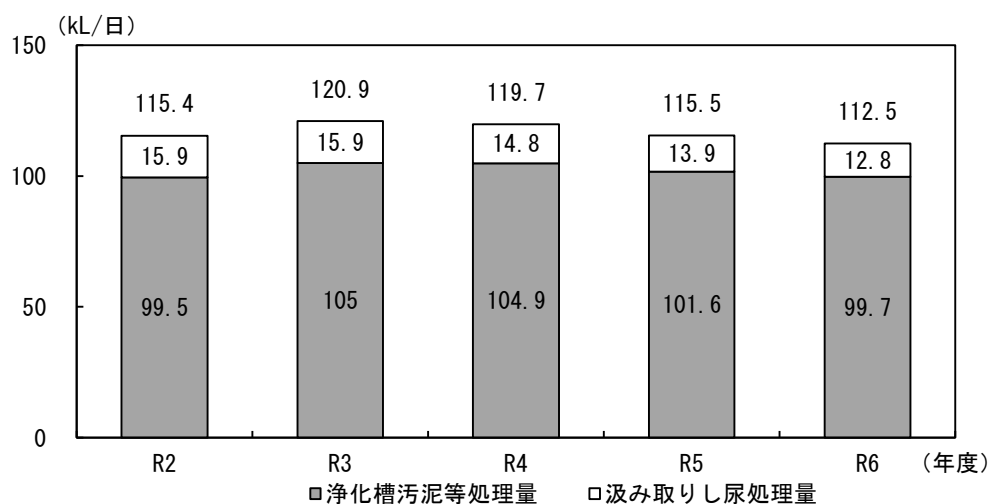


図3-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(2) 収集運搬体制

し尿については、市内全域を市が委託した業者が収集運搬しています。

また、浄化槽汚泥については、許可業者11者（令和7年4月1日現在）が収集運搬しています。

(3) 中間処理体制

し尿・浄化槽汚泥は、中間処理施設（東横田清掃工場）に搬入後、水処理され、濃縮・脱水・乾燥・焼却の処理を行っていましたが、令和3年1月から、下水処理施設（川田水再生センター）内における浄化槽汚泥等受入施設の供用を開始し、下水汚泥との一体処理方式に変更して処理を行っています。川田水再生センターに搬入後、受入施設において、ごみの除去や濃度調整などの前処理を行った上で下水汚泥と一体的に処理し、肥料などの原材料へリサイクルを行っています。

なお、板戸地区農業集落排水処理施設の汚泥は、併設施設において肥料化され、農家に還元しています。

表3-5 中間処理施設

施設名	竣工	処理能力	備考
東横田清掃工場 水処理施設 (低希釈二段 活性汚泥方式)	昭和 59 年度	185kl/日	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
東横田清掃工場 汚泥乾燥焼却施設	昭和 57 年度	30t/7h	下水汚泥との一体処理開始に伴い、 令和3年度に閉鎖
川田水再生センター	昭和 53 年度	159, 300 m ³ /日	浄化槽汚泥等受入施設は、令和3年 1月に供用を開始した。 搬入汚泥は下水汚泥と一体的に処 理し、処理された下水汚泥は、栃木 県下水道資源化工場での資源化及 び肥料等原料として業者に処理を 委託。し渣については焼却後、埋立 処分を行っている。
川田水再生センター 浄化槽汚泥等 受入施設	令和 2 年度	174.2kl/日	

(4) 最終処分体制

中間処理施設（東横田清掃工場）から発生した汚泥の焼却灰は、最終処分場であるエコパーク板戸に埋立処分をしていましたが、浄化槽汚泥等受入施設の供用開始後は、受入施設における前処理工程で発生するし渣については、市の清掃工場（クリーンパーク茂原）で焼却処理した後、焼却灰を最終処分場において埋立処分を行っています。

なお、エコパーク板戸は令和2年度に受入を終了したため、その後は、新たに整備されたエコパーク下横倉において埋立処分を行っています。

表3-6 最終処分場

施設名	計画期間	埋立能力
エコパーク板戸	平成16年度から令和2年度まで	355,000m ³
エコパーク下横倉	令和2年度から令和17年度まで	290,000m ³

3 目標値の進捗状況と課題

(1) 生活排水処理施設の整備推進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理普及人口及び生活排水処理人口普及率は、公共下水道の計画的な整備により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は99.4%と堅調に推移しています。

表3-7 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	99.1	99.4	99.7	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0
実績値	99.0	99.3	99.3	99.4	99.4	—	—	—

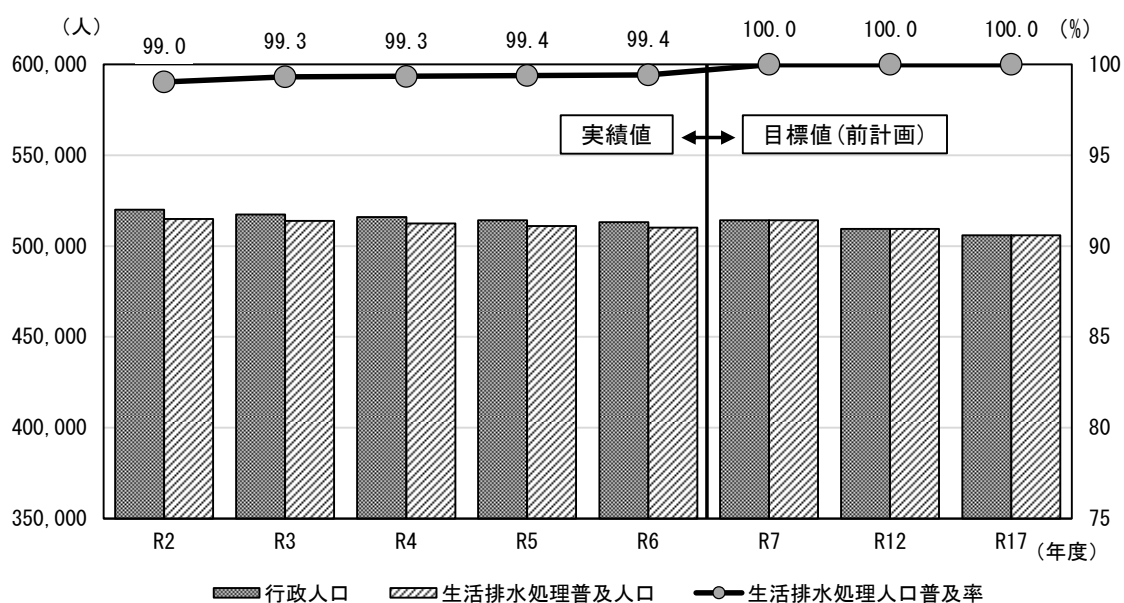


図3-5 生活排水処理人口普及率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設の整備は進んでいますが、主な未整備箇所としては土地区画整理事業地内であるため、引き続き、土地区画整理事業などの関連事業と調整を図りながら計画的に整備を推進していく必要があります。

(2) 生活排水処理施設への接続促進

ア 目標値の進捗状況

生活排水処理人口及び生活排水処理率は、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯への戸別訪問指導や合併処理浄化槽の設置に関する周知啓発などの接続促進に係る取組により、着実に増加・上昇しており、令和6年度実績は97.0%と堅調に推移しています。

表3-8 生活排水処理率の実績及び目標値

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	96.1	96.5	96.9	97.3	97.7	98.1	100.0	100.0
実績値	96.0	96.4	96.7	96.8	97.0	—	—	—

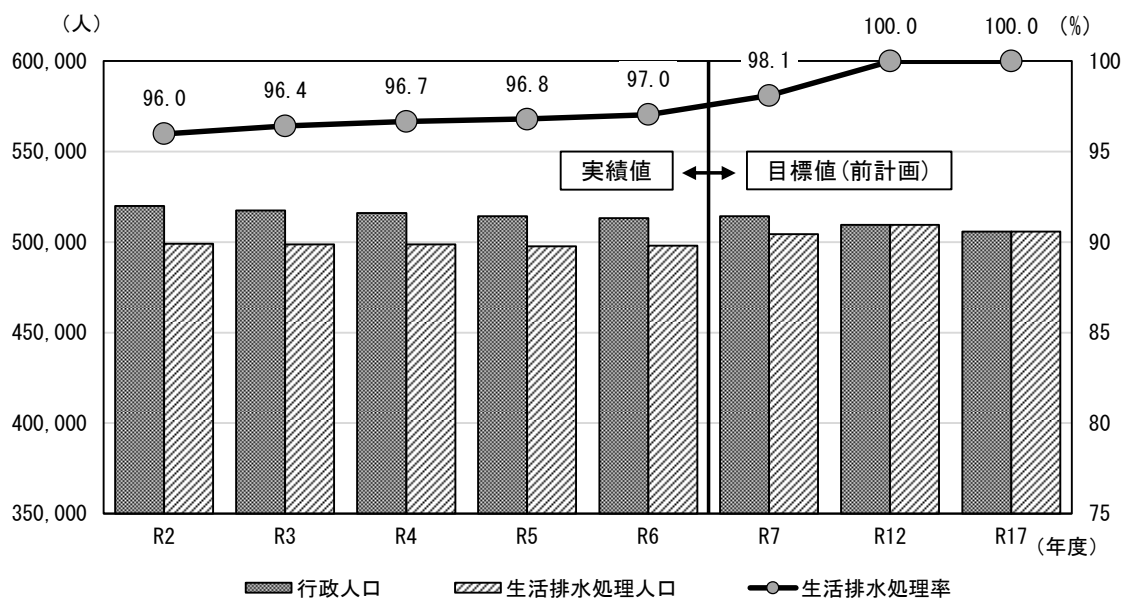


図3-6 生活排水処理率の実績及び目標値

イ 課題

着実に生活排水処理施設への接続は進んでいますが、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換は住民の協力が必要不可欠であり、接続への理解が得られるよう戸別訪問指導等の周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(3) 生活排水処理施設の適正管理

ア 目標値の進捗状況

浄化槽の受検率は、未受検者に対する受検促進通知の送付により着実に上昇しており、令和6年度実績は85.7%と堅調に推移しています。

表3-9 浄化槽法第11条検査受検率の推移

(単位：%)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	73.3	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3	100.0	100.0
実績値	72.1	81.4	84.9	84.9	85.7	—	—	—

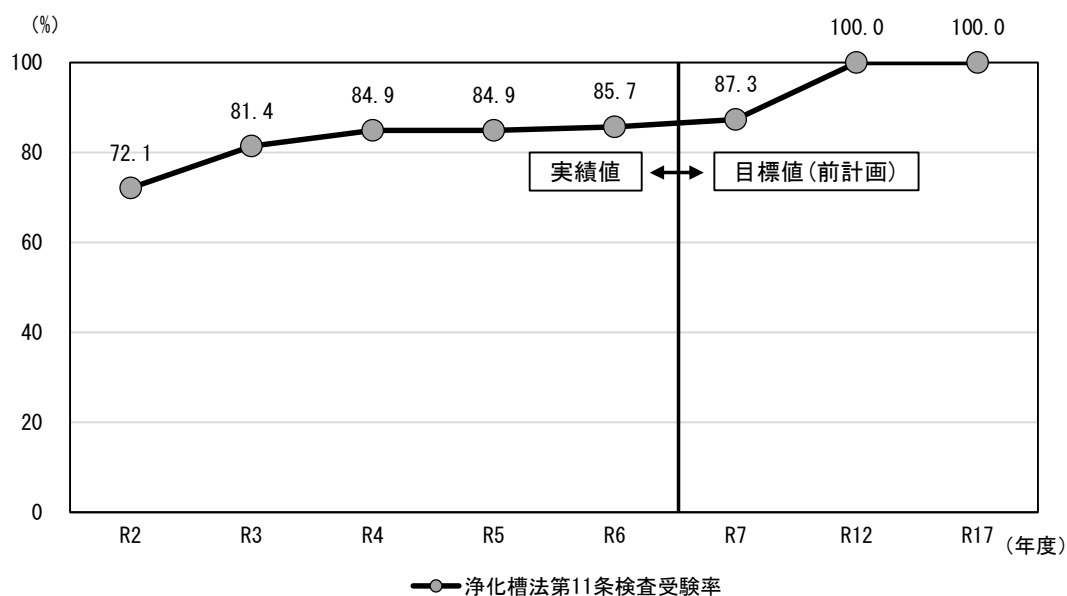


図3-7 浄化槽法第11条検査受検率の推移

イ 課題

検査の受検について広報するとともに、未受検者には受検を促す文書を送付していることから、受検率は順調に上昇していますが、今後とも受検率の更なる向上に向け、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し尿・浄化槽汚泥処理量は、コロナ渦によって一時的に増加したものの、令和3年度以降は生活排水処理施設への接続等により減少傾向であり、令和6年度実績は112.5kl/日と令和2年度実績の115.4kl/日から減少しています。

表3-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

(単位：kl/日)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	113.0	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2	50.1	46.8
実績値	115.4	120.9	119.7	115.5	112.5	—	—	—

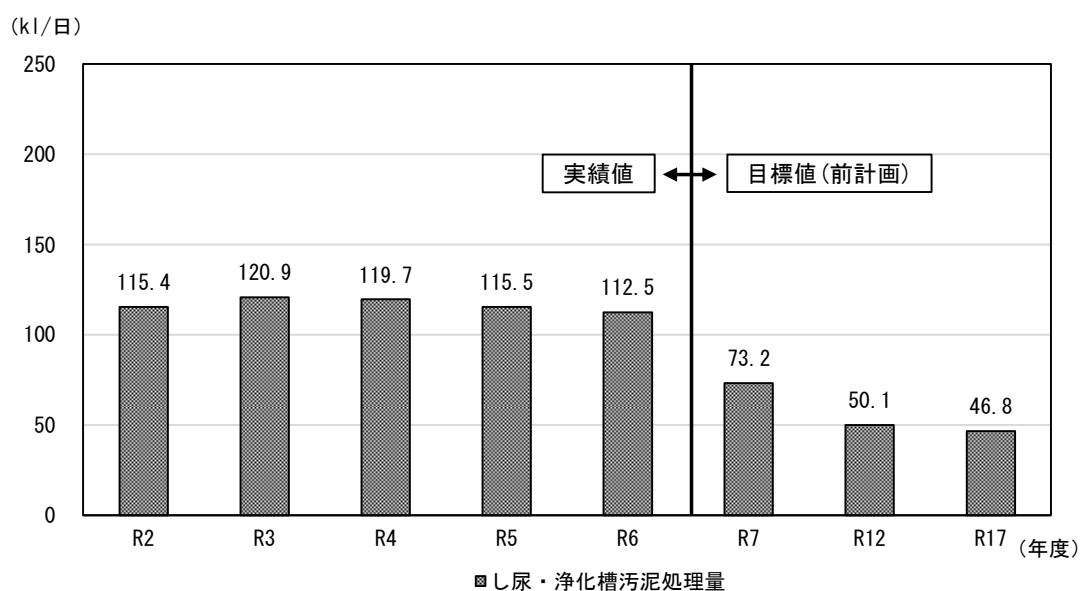


図3-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

イ 課題

し尿・浄化槽汚泥処理量は、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施しているが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

(5) し渣焼却灰の適正処理

ア 目標値の進捗状況

し渣焼却灰埋立量は、令和6年度実績で57.5tであり、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、令和3年度から減少傾向にあります。

表3-11 し渣焼却灰埋立量の推移

(単位：t)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (短期目標)	R12 (中期目標)	R17 (長期目標)
計画値	—	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4	25.6	23.9
実績値	—	61.8	61.2	59.0	57.5	—	—	—

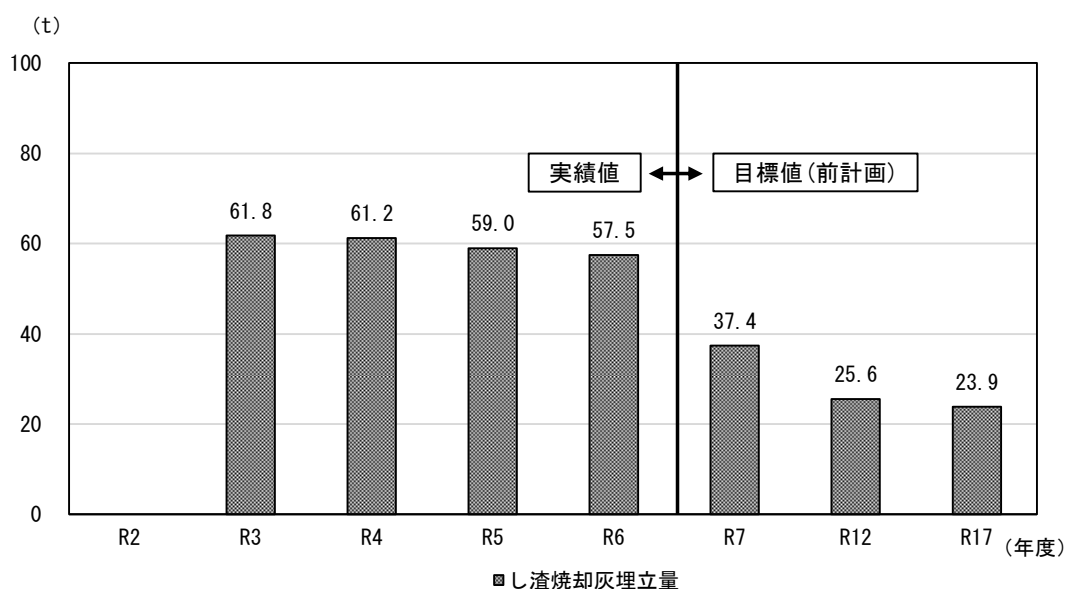


図3-9 し渣焼却灰埋立量の見通し

イ 課題

し渣焼却灰埋立量は、し尿・浄化槽汚泥処理量と同様、単独処理浄化槽及び汲み取りトイレから下水道への接続や合併処理浄化槽への転換により減少する見通しであり、接続等の周知啓発を実施しているが、接続等に当たっては住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります。

第2章 生活排水処理の基本理念と基本方針

1 基本理念

本市では、これまで進めてきた生活排水処理施設の整備により、市内河川の水質は向上・保全されていますが、依然として一般家庭から未処理のまま流される生活雑排水が見受けられます。また、河川の水質を向上させることは本市だけでなく、下流の自治体の住民にも有益です。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する場合においても、生活排水処理施設を効率的に管理し、公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を促進するなど、生活排水の適正処理を推進していくことで良好な水環境が確保されることから、市民が「快適に暮らせるまち」の実現を目指すために、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

2 本計画の特徴

今回の計画においては、本市の生活排水処理施設が概成している状況を踏まえ、生活排水処理施設への接続・転換を促進する取組や施設の老朽化・人口減少が進行する中であっても、持続可能な生活排水処理事業となるよう、効率的な運営管理を推進するための取組に重点化を図りました。

【主な取組】

- 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への転換促進に向けた取組を進めます。
- 農業集落排水処理施設及び地域下水道処理施設について、維持管理の効率化を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化に向けた取組を進めます。

3 基本方針

基本理念の実現を目指して、以下に示す2つの基本方針を設定します。

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、計画的かつ効率的に生活排水処理施設の整備を進めるとともに、持続可能な生活排水処理事業とするため、効率的な運営管理を目指します。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥の現状を踏まえ、循環型社会の形成に貢献するため、本市の実情に即した適正かつ安定した収集運搬・処理体制の継続を目指します。

4 基本指標

[基本指標1] 生活排水処理率

生活排水処理施設に接続され、生活排水が衛生的に処理されているか状況を確認する指標です。「公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽を使用している人口」が、行政人口に占める割合で表します。

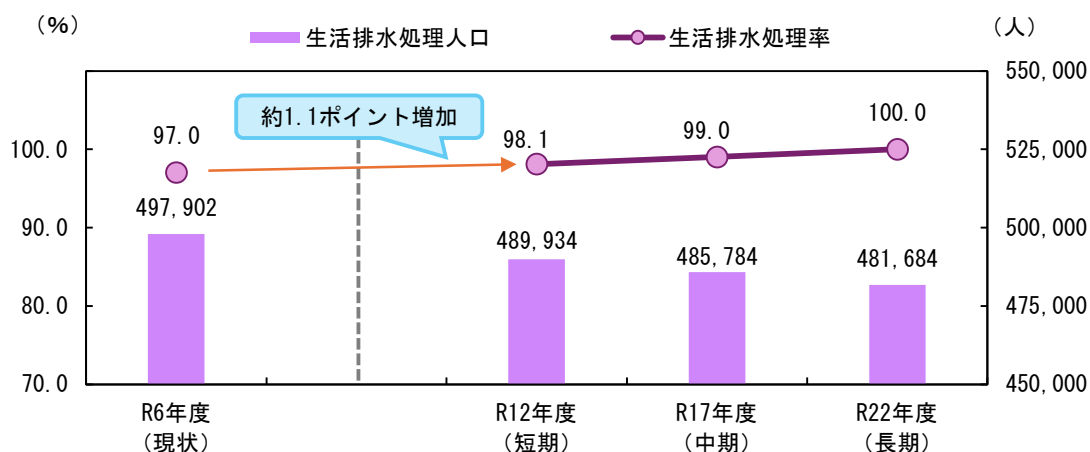
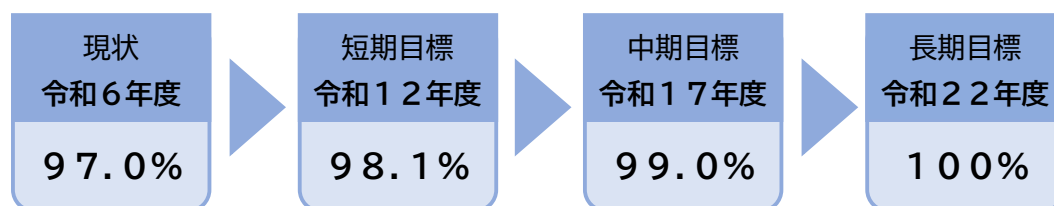


図3-11 生活排水処理率の目標値

表3-12 生活排水の処理形態別人口及び処理率の目標

(単位: 人)

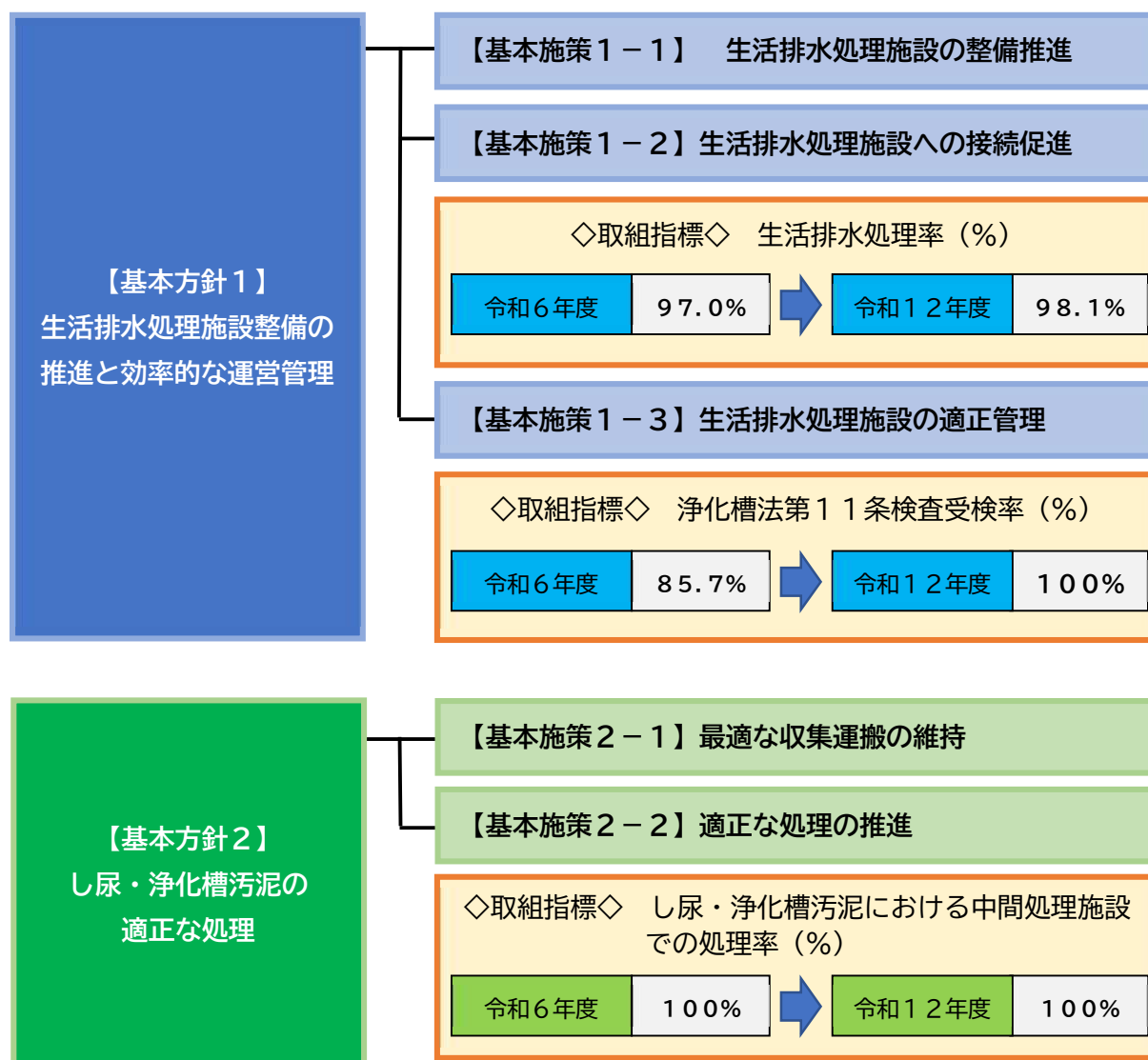
項目	実績値	目標値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
行政人口 (A)	513,086	499,367	490,499	481,684
生活排水処理人口 (B)	497,902	489,934	485,784	481,684
公共下水道	451,473	451,290	453,033	452,627
農業集落排水処理施設	8,363	8,301	8,292	7,754
地域下水処理施設	11,138	6,097	2,313	1,254
合併処理浄化槽	26,928	24,246	22,146	20,049
生活排水未処理人口	15,184	9,433	4,715	0
単独処理浄化槽	7,731	4,803	2,401	0
し尿汲み取り	7,453	4,630	2,314	0
生活排水処理率 (B/A)	97.0%	98.1	99.0	100.0

第3章 生活排水処理基本計画の施策体系

1 施策体系

基本理念である「良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します」に向け、生活排水の適正処理に係る施策に取り組んでいきます。

本計画では、1つの基本指標の達成を目指し、2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開します。



施 策 事 業

公共下水道の整備推進

合併処理浄化槽の整備推進【重点】

生活排水処理施設への接続促進【重点】

生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

最適な収集運搬の実施

適正な中間処理・最終処分の実施

基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

生活環境や公共用水域の水質向上・保全に向け、生活排水処理施設の整備や接続促進、適正管理の施策を展開します。

【基本施策1-1】 生活排水処理施設の整備推進

施策事業	
(1)	公共下水道の整備推進
(2)	合併処理浄化槽の整備推進【重点】

(1) 公共下水道の整備推進

公共下水道事業計画区域において、未処理の生活排水が河川等に放流されるのを防止するため、関連事業である土地区画整理事業等との連携により、未整備地区の計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- 公共下水道の整備

(2) 合併処理浄化槽の整備推進【重点】

浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図ります。

【主な取組】

- 浄化槽設置費補助制度の実施
- 広報媒体を活用した生活排水の適正処理の必要性及び設置補助制度に関する周知啓発
- 清掃業者、指定検査機関と連携した設置補助制度に関する周知啓発

コラム 「合併処理浄化槽」ってなに？

「合併処理浄化槽」は、家庭から出る「生活排水（＝し尿と台所、お風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）」のすべてを浄化できるスグレものです。し尿処理だけに対応した「単独処理浄化槽」では、台所、お風呂、洗濯等の排水をそのまま河川に流してしまい、自然に大きな負担をかけてしまいます。浄化槽は地面に埋められているためよくわからないという方が多いと思いますが、これを機会に、自宅の排水処理の方法を調べてみましょう。

「合併処理浄化槽」では、水中の微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにしています。それらの微生物には、空気を好む「好気性微生物」と空気が嫌いな「嫌気性微生物」がいます。微生物たちは、水中の汚れ（有機物）をエサにして、数をどんどん増やしていきます。浄化槽をうまく働かせるためには、微生物たちの特徴に合わせて、元気になれるような環境や条件を整えることが大切です。



資料) 環境省「浄化槽サイト 自然にやさしい浄化槽のひみつ」より

【基本施策1-2】生活排水処理施設への接続促進

施策事業

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

【取組指標】生活排水処理率

公共下水道・農業集落排水処理施設への接続を促進し、生活排水が処理施設に接続され衛生的に処理されているかを表す指標として、生活排水処理率を取組指標に設定します。

生活排水処理率

令和6年度
97.0%

令和12年度
98.1%

令和17年度
99.0%

令和22年度
100%

(3) 生活排水処理施設への接続促進【重点】

公共用水域の水質向上・保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する戸別訪問及び周知啓発などにより、接続促進に取り組みます。

【主な取組】

- 新規整備地区における工事前説明の実施による未接続者発生防止
- 効果的・効率的な戸別訪問先の選定・指導の実施
- 関係機関や様々な広報媒体を活用した周知啓発

コラム 「生活雑排水」ってどんなもの？

家庭から出る生活排水のうちで、もっとも汚れがひどいものは、台所や風呂、洗濯機からの排水です。この台所や風呂、洗面、洗濯などトイレ以外から出る汚水を生活雑排水といます。一人が1日の生活でどのくらい水を汚しているかをBOD（有機物）の量で表すと、約40グラムであり、その内訳はトイレが13グラム、生活雑排水が27グラム（このうち台所の汚水が18グラム）となっています。いかにトイレ以外の生活雑排水の汚れが大きいかわかります。



◎一人1日当たりの生活排水の負荷割合

台所 18 g	風呂 5 g	洗濯 4 g	トイレ 13 g
------------	-----------	-----------	-------------

【基本施策1-3】 生活排水処理施設の適正管理

施策事業	
(4)	生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】
(5)	合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

【取組指標】 浄化槽法第11条検査受検率

合併処理浄化槽の適正管理に関する周知啓発を推進し、浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかを表す指標として、浄化槽法第11条による検査受検率を取組指標に設定します。

浄化槽法第11条検査受検率

令和6年度 85.7%	令和12年度 100%	令和17年度 100%	令和22年度 100%
----------------	----------------	----------------	----------------

(4) 生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】

ライフサイクルコストの低減を図るため、経済性や施設の老朽度、地域特性等を踏まえ、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合の推進や設備の更新・修繕による長寿命化、合併処理浄化槽の活用を含めた施設小規模化の検討に取り組みます。

【主な取組】

- 生活排水処理施設の統廃合
- 生活排水処理施設の長寿命化
- 生活排水処理施設最適化の検討

(5) 合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】

合併処理浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、浄化槽法で定められている水質検査や、維持管理の実施について、的確な指導に取り組みます。

【主な取組】

- 指定検査機関と連携した法定検査未受検者に対する受検啓発
- 広報媒体を活用した保守点検や清掃に関する周知啓発

コラム 「浄化槽の検査受検」ってなに？

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分に発揮されているかどうか、総合的に判断するための水質検査で、浄化槽法に規定されています。検査は、浄化槽設置後、3か月から5か月以内に受ける検査(第7条検査)、その翌年から1年に1回受ける定期検査(第11条検査)の2種類あり、検査は、栃木県知事が指定する検査機関(県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」)が行います。

本市の第11条検査の受検率は、全国平均(約50%)に比べて高い受検率となっています。

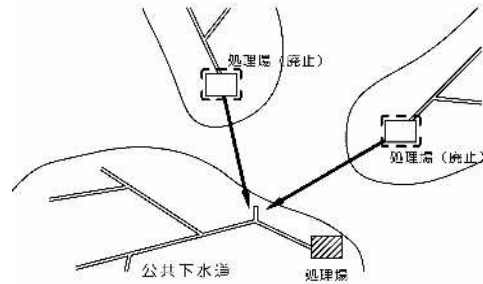
生活排水処理施設の統廃合等について

人口減少や施設が老朽化していくなかで、持続可能な生活排水処理事業，効率的な運営管理を行うための取組として，農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について，公共下水道への接続による統廃合や長寿命化，施設小規模化の検討を推進します。

■基本方針

農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設について，長寿命化を図るとともに，「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」の形成を見据えながら，生活排水処理事業の効率化を図るため，施設の公共下水道への接続等を推進します。

【公共下水道への接続イメージ】



◇整備の方向性

●公共下水道へ接続を行う施設

- ・施設の老朽度，維持管理費の削減効果，人口密集度などの地域特性等を比較し，整備の優先度が高い下記の3施設については，令和12年度を目途に，公共下水道へ接続を行います。

(対象施設)「豊郷台」・「上欠団地」・「ウッドユータウンみやのもり」

●上記施設以外の施設

- ・NCCの進展による居住の集約化や更なる人口減少，施設の老朽化など，各施設の状況の変化を踏まえ，施設の更新や修繕等を行いながら長寿命化を図るとともに，浄化槽の活用も含めた施設小規模化の検討を行います。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理

発生するし尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理するための施策を展開します。

【基本施策2-1】最適な収集運搬の維持

施策事業

(6) 最適な収集運搬の実施

(6) 最適な収集運搬の実施

し尿については全市業務委託，浄化槽汚泥については許可業者による適正かつ安定した収集運搬を実施します。

【主な取組】

- 業務委託による適正かつ安定したし尿の収集運搬の実施
- 許可業者による適正かつ安定した浄化槽汚泥の収集運搬の実施

【基本施策2-2】適正な処理の推進

施策事業

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

【取組指標】し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し，し尿・浄化槽汚泥を適正かつ安定して処理できているのかを表す指標として，中間処理施設での処理率を取組指標に設定します。

し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率

令和6年度
100%

令和12年度
100%

令和17年度
100%

令和22年度
100%

(7) 適正な中間処理・最終処分の実施

中間処理施設及び最終処分場を適切に維持管理し、適正かつ安定した処理を実施します。

【主な取組】

- 点検管理による施設の適正な維持管理の実施
- し尿・浄化槽汚泥の適正な処理の実施
- し渣の適正な処分の実施



(写真：川田水再生センター)



(写真：川田水再生センター 浄化槽汚泥等受入施設)

第4章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し値

今後のし尿・浄化槽汚泥処理量は，人口減少や下水道への接続等により減少していく見込みです。また，令和22年度における目標値「生活排水処理率100%」の達成後においては，し尿処理量はなくなる見込みです。

表3-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

(単位：kL/日)

項目	実績値	見通し値		
	R6年度	R12年度	R17年度	R22年度
汲み取りし尿処理量	12.8	7.5	3.8	0.0
浄化槽汚泥処理量	99.7	79.9	64.7	53.5
合計	112.5	87.5	68.4	53.5

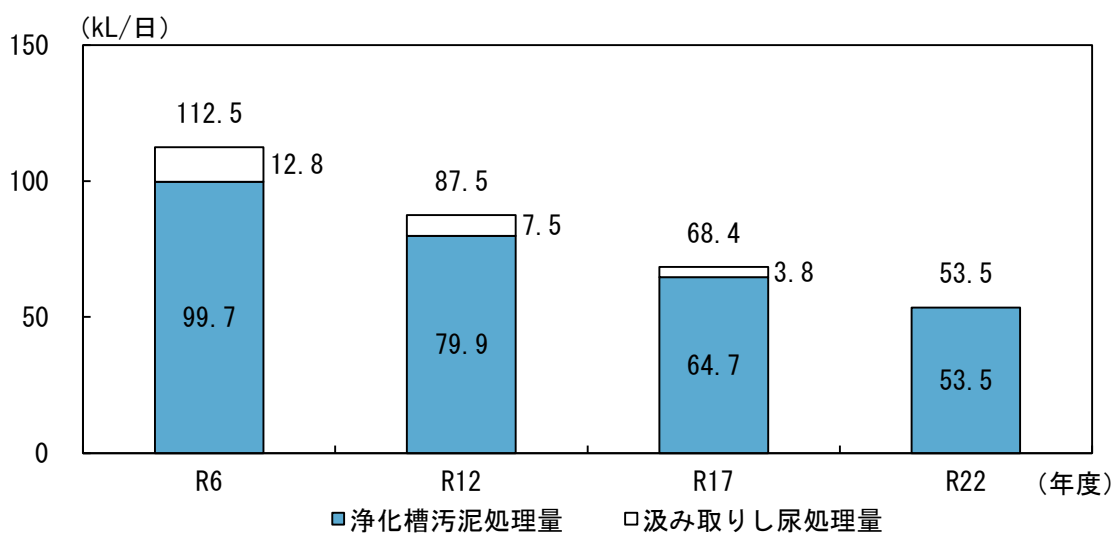


図3-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

2 収集運搬・処理体制

(1) 収集運搬体制

し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施します。収集運搬量の変動に注視しながら、適正かつ安定した収集運搬を実施します。

(2) 中間処理体制

収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、中間処理施設（浄化槽汚泥等受入施設）を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施します。

なお、受入施設で濃度調整などの前処理を行った汚泥については、下水汚泥との一体処理を行い、肥料などの原材料に有効活用するとともに、処理過程で発生した消化ガスについては発電設備の燃料に活用しています。

(3) 最終処分体制

受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施します。

第4部 計画の推進体制

第1章 推進体制

第2章 進行管理

第1章 推進体制

1 推進体制

本計画の実効性を高め、計画を着実に推進していくために必要な体制を整備します。

(1) 庁内における推進体制

本計画を総合的・計画的に推進するため、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗状況や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行います。

(2) 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

廃棄物減量等推進審議会は、本計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じて意見や提言を行います。

また、市長から諮問があった場合は、計画の見直し等について審議及び答申を行います。

(3) 広域的な連携

広域でのごみ処理を行っている期間において、上三川町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、本計画を推進していきます。

第2章 進行管理

1 年次計画の策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく規定により、本計画を着実に実施するため、実効性の高い一般廃棄物処理実施計画（年次計画）を策定するとともに、前年度の取組状況の点検・評価により計画を着実に推進します。

(1) 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画の策定

年次ごとに実施計画を策定し、排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画、生活排水処理施設の適正管理等を示し、これに基づき各事業を実施します。

(2) 点検・評価

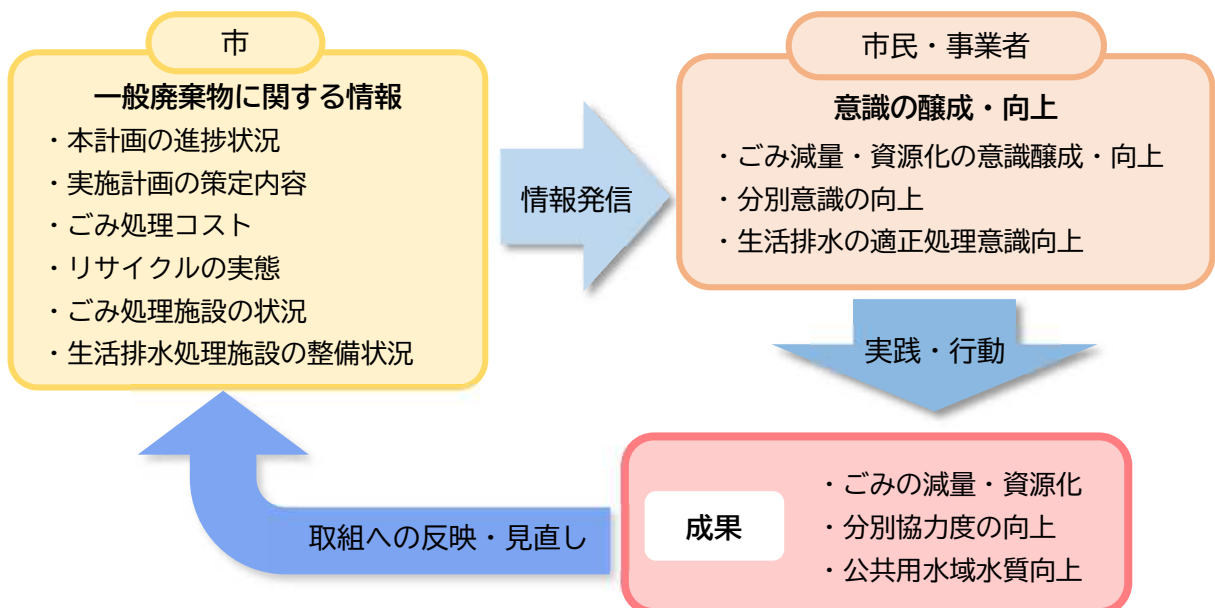
前年度の取組状況やごみ排出量などの実績を点検・評価します。

また、点検・評価結果を廃棄物減量等推進審議会へ報告するとともに、市ホームページ等を通じて市民に公表いたします。

2 情報の公開

広報紙やホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等において、計画の進捗状況やリサイクルの実態、ごみや生活排水に関する身近な情報等を定期的に発信し、意識啓発を行うことで、ごみの減量・資源化を図ります。

図4-1 取組とその成果の反映



資料編

- 1 計画策定の体制
- 2 用語集
- 3 排出量及び処分量の推移
- 4 生活排水の処理計画
- 5 アンケート調査結果
- 6 食品ロス削減推進計画

1 計画策定の体制

(1) 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

宇都宮市廃棄物減量等推進審議会は、学識経験者や市民、各種団体表者などから構成されています。市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容について専門的な立場から審議し答申を行いました。

※ 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会委員

	氏名	役職等	委員区分
1	手塚 泉	宇都宮市議会議員	市議会議員
2	小室 かな子	宇都宮市議会議員	
3	佐藤 孝明	宇都宮市議会議員	
4	秋成 大	宇都宮市議会議員	
5	内藤 良弘	宇都宮市議会議員	
6	白石 智子	宇都宮大学准教授	学識経験者
7	石川 順章	作新学院大学准教授	
8	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	各種団体代表者
9	小松 整洸	宇都宮市自治会連合会副会長	
10	野澤 克子	宇都宮市消費者友の会会長	
11	増淵 祥子	宇都宮市食生活改善推進員協議会会長	
12	上野 すみ子	宇都宮市商店街連盟理事	事業者
13	小牧 裕昭	一般社団法人宇都宮青年会議所副理事長	
14	木村 洋	株式会社ヨークベニマル築瀬店店長	
15	和田 大輔	株式会社東武宇都宮百貨店総務部長	
16	野尻 昌彦	株式会社カンセキ取締役専門店事業部長	
17	一宮 道代	有限会社河内環境産業代表取締役	廃棄物処理業者
18	宮崎 倫男	株式会社新北斗興業代表取締役	
19	成澤 哲夫	市民公募	公募委員
20	福田 光子	市民公募	

敬称略，区分ごとの50音順

(2) 庁内検討会議

環境部副参事を委員長とする一般廃棄物処理基本計画推進委員会においては、宇都宮市廃棄物減量等推進審議会やパブリックコメントの意見を踏まえながら、計画案の作成を行いました。

(3) 計画策定の経過

	会議名称	開催日時
1	第1回 一般廃棄物処理基本計画策定委員会	令和7年8月18日
2	第1回 廃棄物減量等推進審議会	令和7年10月3日
3	第2回 一般廃棄物処理基本計画策定委員会	令和7年11月7日
4	第3回 一般廃棄物処理基本計画策定委員会	令和7年11月26日
5	第2回 廃棄物減量等推進審議会	令和7年12月16日
6	第3回 廃棄物減量等推進審議会	令和8年2月12日

2 用語集

【ごみ処理基本計画編】

【あ】	<p>■一般廃棄物</p> <p>廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされている。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物は一般廃棄物と定義される。</p> <p>一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分かれる。「家庭系ごみ」は家庭から排出されたもので、「事業系ごみ」は商業施設、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じたもの。</p> <p>■宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例</p> <p>市民や来訪者が快適に過ごすことができる「きれいなまち宇都宮市」をつくるために市が定めた条例で、指定職員が宇都宮市の中心部でポイ捨てごみの指導を行うほか、自動販売機の設置者にごみ箱の設置を指導するなど、きれいなまちづくりを目指した事業を行っている。</p> <p>■エコショップ・エコレストラン</p> <p>3R活動に積極的に取り組む小売店舗、飲食店等を「宇都宮市エコショップ」、「宇都宮市エコレストラン」として認定し、更なる活動の推進を図っている。市では、認定店の取組をホームページ等で、周知を図っている。</p> <p>■温室効果ガス</p> <p>太陽からの熱を吸収することによって、地球を暖める働きがあるガスのこと。国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）で採択された「京都議定書」では、二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などの6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。なお、2015年に採択された「パリ協定」は、「京都議定書」の後継となるもの。</p>
【か】	<p>■海洋プラスチックごみ</p> <p>ポイ捨て等により適切に処理されなかったプラスチックごみは、風や雨により川を介して海に流れ着きます。プラスチックごみは、分解されにくく、海鳥や海洋生物の誤飲や5mm以下のマイクロプラスチックになることで海洋生物が摂取し、それが食物連鎖に入ることによって人間への健康被害に繋がることも懸念されています。</p>

【か】	<p>■ごみ総排出量</p> <p>〔収集量＋直接搬入量＋拠点回収量＋集団回収量〕</p> <p>ごみステーションから収集した量、清掃工場に直接搬入された量、拠点回収した量、地域における資源物の集団回収により集められた量の中で、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」を足し合わせたもの。</p> <p>なお、民間による自治体が関与しない独自の資源化ルートにより、回収された量は含まない。</p>
【さ】	<p>■最終処分場</p> <p>廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理したものも含めて、最終的に埋立処分または海洋投入処分される。埋立処分を行う施設が最終処分場であり、埋立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められている。</p> <p>■再使用（リユース）</p> <p>使用された製品や部品を使い捨てせず、繰り返し使用すること。再使用は、廃棄物の排出量の抑制につながるだけでなく、新規製品やリサイクルとは異なり、製品の原料の採取・製造、化学的処理等の環境への負荷を生じさせない利点がある。</p> <p>■再生利用（リサイクル）</p> <p>循環資源の全部又は一部を原材料として利用すること。資源を回収して、原材料として再生するマテリアルリサイクル、資源を化学的に処理して製品の化学原料とするケミカルリサイクル、燃焼してエネルギーとして再利用するサーマルリサイクルなどがある。</p> <p>SAF</p> <p>SAFは Sustainable Aviation Fuel の略で、持続可能な航空燃料のこと。バイオマスや廃油などから合成される航空燃料である。</p> <p>サプライチェーン</p> <p>商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産・製造、在庫管理、配送、販売等を通じ、消費者に届くまでの一連の流れのこと。</p> <p>■集団回収（廃品回収）</p> <p>自治会等の地域での活動により、資源物を回収する取組のこと。</p> <p>■循環型社会</p> <p>天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物の発生は最小限に抑えられ、循環可能な資源は適正に利用し、廃棄物は適正に処分されるとしている。</p>

【さ】	■循環型社会形成推進地域計画 施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、県が指定した広域処理区域において構成された市町ごとに一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5 か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示したものの。
	■食品リサイクル法 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のこと。食品の製造や販売業者、レストランなど食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などの再資源化を義務づけている。
	■食品ロス 食べ残し、売れ残りや賞味期限や消費期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
	【た】
【た】	■脱炭素社会 日常生活や経済活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成して、快適で健康的に暮らせる社会のこと。温室効果ガス排出量から植物の光合成などの吸収量を差し引き、その合計を実質的にゼロにする。
	■厨芥類 食べ残しや調理くずなどの食べ物のくず（生ごみ）のこと。
	■中間処理 リサイクルや最終処分に向け、焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らし処理すること。
	■特定家庭用機器再商品化法 家庭用電化製品のリサイクルを進めることで、廃棄物を減らし、資源の有効利用を推進するための法律
【な】	■生ごみ処理機 生ごみを乾燥・堆肥化する装置のことで、コンポスト容器や電動式のものがある。生ごみを減量・減容することができ、可燃ごみの削減など焼却による環境への負荷を大幅に低減することができる。
	【は】
【は】	■排出原単位 一人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）のこと。 $[\text{排出量 (t/年)} \div 365 (\text{日/年}) \div \text{総人口 (人)} \times 1,000,000]$
	■破碎 砕いて粉々にすること。
	■不燃残渣 中間処理した際に残った焼却できないごみのこと。

【は】	<p>■不法投棄 廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。不法投棄されたものには、有害物質等が含まれる可能性があり、地域の環境の保全の観点からも対策が求められている。</p> <p>■プラスチック製品 バケツやハンガーなどのプラスチック素材の製品そのもののことで、本市ではプラスチック製容器包装ではなく焼却ごみとして出すもののこと。</p> <p>■プラスチック製容器包装 ペットボトル以外のプラスチックで、商品の中身を出したり食べたりして不要になるお菓子の袋、納豆やカップ麺などのカップ類、洗剤のボトルなどの容器や包装のこと。</p> <p>■ふれあい収集 高齢者や障がい者など、ごみステーションへのごみ等の排出が困難な方に対して、戸別収集等のごみ出し支援を行うこと。</p> <p>■フードシェアリング まだ安全においしく食べられるが売れ残り等で何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生を減らす仕組みのこと。</p>
【ま】	<p>■「もったいない残しま10！」運動 本市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすため、食材の使い切りや料理の食べ切りを目指し、「宴会の開始10分・終了10分は料理に専念して残さず食べる」、「食材は10割使い切る、料理は10割食べ切る」、「毎月10日は冷蔵庫をチェックして食材を管理する」といった取組を推進している。</p>
【ら】	<p>■リサイクル率 $\left[\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団回収} + \text{拠点回収}}{\text{ごみ総排出量}} \times 100 \right]$ なお、民間による自治体が関与しない独自の資源化ルートにより、回収された量は含まない。</p>

【生活排水処理基本計画編】

【か】	<p>■合併処理浄化槽</p> <p>し尿（トイレからの汚水）と併せて生活雑排水（台所、洗濯、風呂などからの排水）を処理する設備のこと。</p>
	<p>■公共下水道</p> <p>主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のこと。公共下水道には、個別の終末処理場を持つ単独公共下水道と、処理を流域下水道へ任せる流域関連公共下水道がある。</p>
	<p>■公共用水域</p> <p>水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。河川・湖沼・港湾・沿岸海域・公共溝渠・かんがい用水路・その他公共の用に供される水域や水路を指すが、下水道は除く。</p>
	【さ】
	<p>■市街化調整区域</p> <p>計画的な市街化を図る市街化区域に対し、市街化を抑制する区域（都市計画法第7条）であり、既存の自然的風土や田畑を残しておく区域のこと。</p>
	<p>■し渣</p> <p>処理施設に搬入されるし尿に含まれる紙、髪、繊維類、食料残渣などを固液分離した残渣分のこと。</p>
	<p>■浄化槽汚泥</p> <p>単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の清掃により排出される汚泥。</p>
	<p>■浄化槽法第7条，11条検査</p> <p>浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断するための検査で、日頃の保守点検や清掃の状況，処理水等についての検査。検査は，浄化槽を設置してから設置後3か月経過後5か月以内に受ける検査（第7条検査），翌年から1年に1回受ける定期検査（第11条検査）の2種類ある。検査は，栃木県知事が指定する検査機関（県内では「一般社団法人 栃木県浄化槽協会」）が行う。</p>
	<p>■生活雑排水</p> <p>生活排水のうち，し尿・水洗便所からの排水を除いたもの。</p>
	<p>■生活排水</p> <p>炊事・洗濯・入浴など一般的な人間の生活に伴って生じ，排出される水のこと。主要なものとしては，生活雑排水と呼ばれる台所，風呂および洗濯等の排水と，し尿と呼ばれるトイレからの排水の2つがある。</p>
	<p>■生活排水処理施設</p> <p>公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設・合併処理浄化槽の4つをいう。</p>

【さ】	■生活排水処理人口普及率 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設の整備が終わり使用可能な区域の人口及び合併処理浄化槽を使用している人口を、行政人口で除して算定した割合のこと。
	■生活排水処理率 公共下水道・農業集落排水処理施設・地域下水処理施設を使用している人口及び合併処理浄化槽を使用している人口を、行政人口で除して算定した割合のこと。
【た】	■単独処理浄化槽 し尿（トイレからの汚水）のみを処理する設備のこと。平成13年（2001年）4月1日以降の新設が禁止され、現在新たに設置することはできない。
	■地域下水処理施設 民間開発団地内の住宅等で発生する生活排水を、団地内に設置された下水処理施設で処理し、市に移管された施設のこと。
	■特定環境保全公共下水道 自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道のこと。
	■NCC（ネットワーク型コンパクトシティ） 中心市街地や駅周辺、産業や観光に魅力がある地域などを拠点として集約し、それらを利便性の高い公共交通などで連携した都市のこと。
【な】	■農業集落排水処理施設 農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水環境に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農業集落における生活排水を処理する施設のこと。
	■BOD（生物化学的酸素要求量） 水中の汚濁物が、水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量のこと。河川の汚濁状態を表すのに用いられ、数値が大きいほど水質が汚れていることを指す。
【ら】	■流域下水道 複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理する。一般的に河川の流域に沿って設置され、県の建設事務所のほか公社や組合で管理される。

3 排出量及び処理処分量の推移

(1) 実績値

表1 本市のごみ処理実績（令和2～6年度）

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
収集人口（人）	518,864	517,207	514,966	513,257	511,852
年間日数	365	365	365	366	365
家庭系ごみ					
資源物以外（t/年）	113,715	110,762	101,965	98,423	97,910
焼却ごみ	106,715	104,428	97,107	93,509	92,928
不燃ごみ・危険ごみ	3,703	3,224	2,928	2,715	2,723
粗大ごみ	3,297	3,110	1,930	2,198	2,259
一人1日当たり排出量（資源物以外）（g/人・日）	600	587	542	524	524
資源物（t/年）	22,274	22,035	22,099	20,878	20,318
ペットボトル	2,058	2,064	2,098	2,094	2,109
びん・缶	6,044	5,841	5,774	5,440	5,262
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,482	3,303	3,510	3,438	3,278
紙・布類	10,690	10,827	10,716	9,905	9,668
一人1日当たり排出量（資源物）（g/人・日）	118	117	118	111	109
家庭系ごみ計（t/年）	135,989	132,798	124,064	119,301	118,228
事業系ごみ					
資源物以外（t/年）	39,011	38,323	37,907	39,072	39,181
焼却ごみ	38,601	38,023	37,420	38,649	38,780
不燃ごみ・危険ごみ	232	187	352	261	254
粗大ごみ	178	112	136	162	147
資源物（t/年）	719	696	716	686	631
ペットボトル	9	13	16	14	16
びん・缶	460	441	474	433	386
プラスチック製容器包装、白色トレイ	6	6	7	7	6
紙・布類	243	236	220	231	223
事業系ごみ計（t/年）	39,729	39,019	38,624	39,758	39,811
家庭系ごみ+事業系ごみ					
資源物以外（t/年）	152,726	149,085	139,872	137,495	137,091
焼却ごみ	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708
不燃ごみ・危険ごみ	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977
粗大ごみ	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405
一人1日当たり排出量（資源物以外）（g/人・日）	806	790	744	732	734
一人1日当たり排出量（焼却ごみ）（g/人・日）	767	755	716	704	705
資源物（t/年）	22,993	22,731	22,815	21,563	20,949
ペットボトル	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125
びん・缶	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284
紙・布類	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891
家庭系+事業系計（t/年）	175,719	171,817	162,688	159,059	158,039
拠点回収・集団回収					
拠点回収（t/年）	891	1,039	729	1,046	1,070
廃食用油	39	36	30	31	32
インクカートリッジ	1	1	1	1	1
使用済小型家電	73	71	71	81	78
剪定枝	778	931	627	933	950
羽毛布団	—	—	—	—	10
集団回収量（t/年）	5,955	5,657	5,340	4,919	4,585
紙類	5,794	5,497	5,185	4,774	4,445
びん類	28	23	21	18	17
金属類	120	124	123	117	114
布類	12	12	11	10	9
その他	1	0	0	0	0
総排出量（t/年）	182,565	178,513	168,756	165,024	163,695

表2 本市の中間処理の実績（令和2～6年度）

クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量（t/年）					
不燃ごみ・危険ごみ	3,935	3,412	3,280	2,977	2,977
粗大ごみ	3,475	3,223	2,066	2,360	2,405
ペットボトル	2,067	2,077	2,114	2,108	2,125
びん・缶	6,504	6,282	6,248	5,874	5,648
合計	15,982	14,994	13,707	13,319	13,156
処理後搬出量（t/年）					
破砕金属	2,580	2,209	1,849	1,845	1,973
プレス金属	1,348	1,272	1,183	1,047	1,108
カレット	929	896	988	999	887
ペットボトル	1,280	1,284	1,309	1,400	1,502
選別可燃残渣	3,017	2,937	2,810	2,674	2,851
選別不燃残渣	5,623	4,997	5,117	4,553	4,353
蛍光管・乾電池	39	44	35	34	35
合計	14,816	13,639	13,292	12,551	12,710

エコプラセンター下荒針

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量（t/年）					
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,488	3,309	3,517	3,445	3,284
処理後搬出量（t/年）					
プラスチック製容器包装	2,788	2,554	2,809	2,541	2,316
白色トレイ	4	4	4	4	4
選別可燃残渣	643	644	688	735	687
合計	3,436	3,202	3,501	3,280	3,007

民間施設

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量（t/年）					
新聞	1,739	1,958	1,971	1,686	1,662
雑誌	3,931	3,862	3,852	3,539	3,372
ダンボール	3,263	3,343	3,299	3,194	3,194
紙パック	75	55	58	63	58
布	1,924	1,845	1,756	1,655	1,605
合計	10,933	11,063	10,937	10,137	9,891
搬出量（t/年）					
新聞	1,694	1,901	1,873	1,594	1,538
雑誌	3,851	3,797	3,836	3,553	3,355
ダンボール	3,306	3,378	3,342	3,221	3,215
紙パック	116	103	108	97	92
布	1,885	1,823	1,722	1,639	1,574
可燃残渣	933	940	954	735	652
合計	11,785	11,942	11,835	10,839	10,426

焼却処理施設

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
搬入量（t/年）					
焼却ごみ搬入量	145,315	142,451	134,527	132,158	131,708
搬出量（t/年）					
焼却主灰	8,515	5,599	12,527	5,778	6,271
ばいじん（飛灰）	4,454	4,967	7,451	4,651	4,759
焼鉄	218	247	32	213	197
熔融スラグ	2,691	3,867	215	3,835	3,843
熔融メタル	122	361	39	209	283
合計	15,999	15,042	20,264	14,688	15,353

表3 本市の資源化量と最終処分量の実績（令和2～6年度）

資源化量（t/年）

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
破碎金属	2,580	2,209	1,849	1,845	1,973
プレス金属	1,348	1,272	1,183	1,047	1,108
カレット	929	896	988	999	887
ペットボトル	1,280	1,284	1,309	1,400	1,502
新聞	1,694	1,901	1,873	1,594	1,538
雑誌	3,851	3,797	3,836	3,553	3,355
ダンボール	3,306	3,378	3,342	3,221	3,215
紙パック	116	103	108	97	92
布	1,885	1,823	1,722	1,639	1,574
プラスチック製容器包装	2,788	2,554	2,809	2,541	2,316
白色トレイ	4	4	4	4	4
エコスラグ	395	753	98	859	1,341
溶融メタル	122	361	39	209	283
焼鉄	218	247	32	213	197
蛍光管・乾電池	39	44	35	34	35
廃食用油	39	36	30	31	32
インクカートリッジ	1	1	1	1	1
使用済小型家電	73	71	71	81	78
剪定枝	778	931	627	933	950
羽毛布団	—	—	—	—	10
集団回収	5,955	5,657	5,340	4,919	4,585
合計	27,400	27,322	25,297	25,221	25,076
リサイクル率（%）	15.0	15.3	15.0	15.3	15.3

最終処分量（t/年）

項目	実績値				
	R2	R3	R4	R5	R6
焼却主灰	8,515	5,599	12,527	5,778	6,271
ばいじん（飛灰）	4,454	4,967	7,451	4,651	4,759
不燃残渣	5,623	4,997	5,117	4,553	4,353
溶融スラグ	2,296	3,114	117	2,977	2,502
合計	20,887	18,677	25,212	17,959	17,885

(2) 現状推移

表4 本市のごみ処理の見通し（現状推移の場合）

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
収集人口（人）	511,852	508,804	506,828	504,883	502,988	501,163	499,367	490,499	481,684
年間日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365
家庭系ごみ									
資源物以外（t/年）	97,910	96,340	95,295	94,525	93,257	92,269	91,296	86,823	83,534
焼却ごみ	92,928	91,438	90,447	89,715	88,512	87,574	86,651	82,405	79,284
不燃ごみ・危険ごみ	2,723	2,679	2,650	2,629	2,593	2,566	2,539	2,415	2,323
粗大ごみ	2,259	2,222	2,198	2,181	2,151	2,129	2,106	2,003	1,927
一人1日当たり排出量（資源物以外）（g/人・日）	524	519	515	512	508	504	501	484	475
資源物（t/年）	20,318	19,967	19,496	19,092	18,599	18,174	17,763	15,930	14,273
ペットボトル	2,109	2,117	2,128	2,145	2,150	2,162	2,173	2,234	2,280
びん・缶	5,262	5,086	4,909	4,751	4,573	4,415	4,263	3,585	2,998
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,278	3,309	3,280	3,260	3,224	3,197	3,170	3,048	2,914
紙・布類	9,668	9,455	9,179	8,936	8,652	8,401	8,158	7,063	6,081
一人1日当たり排出量（資源物）（g/人・日）	109	108	105	103	101	99	97	89	81
家庭系ごみ計（t/年）	118,228	116,307	114,791	113,617	111,856	110,443	109,059	102,753	97,807
事業系ごみ									
資源物以外（t/年）	39,181	38,552	38,134	37,826	37,318	36,923	36,534	34,744	33,428
焼却ごみ	38,780	38,158	37,744	37,439	36,937	36,545	36,160	34,388	33,086
不燃ごみ・危険ごみ	254	250	247	245	242	239	237	225	217
粗大ごみ	147	144	143	142	140	138	137	130	125
資源物（t/年）	631	634	617	601	585	570	555	489	435
ペットボトル	16	18	20	21	22	24	25	33	40
びん・缶	386	392	377	364	350	338	325	270	224
プラスチック製容器包装、白色トレイ	6	6	6	6	6	6	6	6	6
紙・布類	223	218	214	210	206	202	198	180	164
事業系ごみ計（t/年）	39,811	39,186	38,751	38,427	37,903	37,493	37,089	35,233	33,862
家庭系ごみ+事業系ごみ									
資源物以外（t/年）	137,091	134,892	133,430	132,351	130,575	129,192	127,830	121,567	116,962
焼却ごみ	131,708	129,596	128,191	127,154	125,448	124,120	122,811	116,794	112,370
不燃ごみ・危険ごみ	2,977	2,929	2,898	2,874	2,836	2,806	2,776	2,640	2,540
粗大ごみ	2,405	2,367	2,341	2,322	2,291	2,267	2,243	2,133	2,052
一人1日当たり排出量（資源物以外）（g/人・日）	734	726	721	716	711	706	701	677	665
一人1日当たり排出量（焼却ごみ）（g/人・日）	705	698	693	688	683	679	674	651	639
資源物（t/年）	20,949	20,601	20,112	19,692	19,184	18,744	18,318	16,420	14,707
ペットボトル	2,125	2,135	2,147	2,166	2,173	2,186	2,199	2,267	2,320
びん・缶	5,648	5,478	5,286	5,115	4,924	4,753	4,588	3,855	3,222
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,284	3,315	3,286	3,267	3,230	3,203	3,176	3,054	2,920
紙・布類	9,891	9,673	9,393	9,145	8,858	8,603	8,356	7,243	6,245
家庭系+事業系計（t/年）	158,039	155,493	153,542	152,043	149,759	147,936	146,148	137,986	131,669
拠点回収・集団回収									
拠点回収（t/年）	1,070	1,063	1,096	1,133	1,162	1,195	1,228	1,215	1,197
廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収量（t/年）	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584
紙類	4,445	4,173	3,903	3,661	3,415	3,195	2,989	2,149	1,536
びん類	17	16	15	14	13	12	11	8	6
金属類	114	107	100	94	88	82	77	55	39
布類	9	9	8	8	7	7	6	4	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量（t/年）	163,695	160,861	158,665	156,952	154,444	152,427	150,459	141,418	134,450

表5 本市の中間処理の見通し（現状推移の場合）

クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
不燃ごみ・危険ごみ	2,977	2,929	2,898	2,874	2,836	2,806	2,776	2,640	2,540
粗大ごみ	2,405	2,367	2,341	2,322	2,291	2,267	2,243	2,133	2,052
ペットボトル	2,125	2,135	2,147	2,166	2,173	2,186	2,199	2,267	2,320
びん・缶	5,648	5,478	5,286	5,115	4,924	4,753	4,588	3,855	3,222
合計	13,156	12,909	12,672	12,477	12,223	12,011	11,805	10,895	10,134
処理後搬出量 (t/年)									
破砕金属	1,973	1,941	1,920	1,904	1,879	1,859	1,839	1,749	1,683
プレス金属	1,108	1,075	1,037	1,004	966	933	900	757	632
カレット	887	860	830	803	773	746	720	605	506
ペットボトル	1,502	1,508	1,517	1,531	1,535	1,545	1,554	1,602	1,639
選別可燃残渣	2,851	2,964	2,902	2,850	2,785	2,729	2,675	2,434	2,234
選別不燃残渣	4,353	4,525	4,431	4,351	4,251	4,166	4,084	3,716	3,410
蛍光管・乾電池	35	35	35	34	34	33	33	31	30
合計	12,710	12,909	12,672	12,477	12,223	12,011	11,805	10,895	10,134

エコプラセンター下荒針

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,284	3,315	3,286	3,267	3,230	3,203	3,176	3,054	2,920
処理後搬出量 (t/年)									
プラスチック製容器包装	2,316	2,338	2,318	2,304	2,278	2,259	2,240	2,154	2,060
白色トレイ	4	4	4	4	4	4	4	4	3
選別可燃残渣	687	973	965	959	948	940	932	896	857
合計	3,007	3,315	3,286	3,267	3,230	3,203	3,176	3,054	2,920

民間施設

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
新聞	1,662	1,625	1,578	1,537	1,488	1,446	1,404	1,217	1,049
雑誌	3,372	3,297	3,202	3,117	3,019	2,932	2,848	2,469	2,129
ダンボール	3,194	3,124	3,033	2,953	2,860	2,778	2,698	2,339	2,017
紙パック	58	57	55	54	52	51	49	43	37
布	1,605	1,570	1,524	1,484	1,437	1,396	1,356	1,175	1,013
合計	9,891	9,673	9,393	9,145	8,858	8,603	8,356	7,243	6,245
搬出量 (t/年)									
新聞	1,538	1,504	1,461	1,422	1,378	1,338	1,300	1,126	971
雑誌	3,355	3,281	3,186	3,102	3,004	2,918	2,834	2,457	2,118
ダンボール	3,215	3,144	3,053	2,972	2,879	2,796	2,716	2,354	2,030
紙パック	92	90	88	85	83	80	78	68	58
布	1,574	1,539	1,494	1,455	1,409	1,369	1,329	1,152	993
可燃残渣	652	638	619	603	584	567	551	477	412
合計	10,426	10,196	9,900	9,639	9,336	9,068	8,807	7,635	6,582

焼却処理施設

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
焼却ごみ搬入量	131,708	129,596	128,191	127,154	125,448	124,120	122,811	116,794	112,370
搬出量 (t/年)									
焼却主灰	6,271	6,170	6,104	6,054	5,973	5,910	5,847	5,561	5,350
ばいじん（飛灰）	4,759	4,683	4,632	4,595	4,533	4,485	4,438	4,220	4,060
焼鉄	197	194	192	190	187	185	184	175	168
溶融スラグ	3,843	3,781	3,740	3,710	3,660	3,621	3,583	3,408	3,279
溶融メタル	283	279	276	274	270	267	264	251	242
合計	15,353	15,107	14,943	14,822	14,624	14,469	14,316	13,615	13,099

表6 本市の資源化量と最終処分量の見通し（現状推移の場合）

資源化量（t/年）

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
破砕金属	1,973	1,941	1,920	1,904	1,879	1,859	1,839	1,749	1,683
プレス金属	1,108	1,075	1,037	1,004	966	933	900	757	632
カレット	887	860	830	803	773	746	720	605	506
ペットボトル	1,502	1,508	1,517	1,531	1,535	1,545	1,554	1,602	1,639
新聞	1,538	1,504	1,461	1,422	1,378	1,338	1,300	1,126	971
雑誌	3,355	3,281	3,186	3,102	3,004	2,918	2,834	2,457	2,118
ダンボール	3,215	3,144	3,053	2,972	2,879	2,796	2,716	2,354	2,030
紙パック	92	90	88	85	83	80	78	68	58
布	1,574	1,539	1,494	1,455	1,409	1,369	1,329	1,152	993
プラスチック製容器包装	2,316	2,338	2,318	2,304	2,278	2,259	2,240	2,154	2,060
白色トレイ	4	4	4	4	4	4	4	4	3
エコスラグ	1,341	1,319	1,305	1,295	1,277	1,264	1,250	1,189	1,144
溶融メタル	283	279	276	274	270	267	264	251	242
焼鉄	197	194	192	190	187	185	184	175	168
蛍光管・乾電池	35	35	35	34	34	33	33	31	30
廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584
合計	25,076	24,480	23,837	23,287	22,641	22,086	21,556	19,106	17,059
リサイクル率(%)	15.3	15.2	15.0	14.8	14.7	14.5	14.3	13.5	12.7

最終処分量（t/年）

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
焼却主灰	6,271	6,170	6,104	6,054	5,973	5,910	5,847	5,561	5,350
ばいじん（飛灰）	4,759	4,683	4,632	4,595	4,533	4,485	4,438	4,220	4,060
不燃残渣	4,353	4,525	4,431	4,351	4,251	4,166	4,084	3,716	3,410
溶融スラグ	2,502	2,462	2,435	2,415	2,383	2,358	2,333	2,219	2,134
合計	17,885	17,840	17,601	17,415	17,140	16,918	16,702	15,716	14,955

(参考) 広域処理における処理の見通し (現状推移の場合)

項目	実績値	推計値								
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22	
ごみ排出量 (t/年)	173,147	170,146	167,932	165,623	163,111	161,093	159,126	149,935	142,798	
リサイクルプラザ クリーンパーク茂原	搬入量 (t/年)									
	不燃ごみ・危険ごみ	3,158	3,107	3,075	3,043	3,004	2,974	2,945	2,805	2,702
	粗大ごみ	2,536	2,496	2,471	2,403	2,372	2,348	2,324	2,213	2,131
	ペットボトル	2,247	2,253	2,265	2,282	2,289	2,301	2,314	2,380	2,430
	びん・缶	5,869	5,692	5,500	5,321	5,130	4,959	4,794	4,056	3,418
	合計	13,810	13,549	13,311	13,049	12,795	12,582	12,377	11,455	10,681
	処理後搬出量 (t/年)									
	破砕金属	2,081	2,047	2,026	1,989	1,964	1,944	1,924	1,832	1,764
	プレス金属	1,249	1,212	1,174	1,140	1,103	1,069	1,037	890	763
	カレット	991	962	931	900	870	843	817	700	598
	ペットボトル	1,571	1,575	1,584	1,597	1,602	1,611	1,620	1,667	1,702
	選別可燃残渣	2,993	3,103	3,041	2,974	2,909	2,853	2,799	2,556	2,352
	選別不燃残渣	4,613	4,778	4,683	4,603	4,503	4,418	4,336	3,963	3,651
	蛍光管・乾電池	148	145	144	143	142	142	141	138	134
	合計	13,645	13,822	13,583	13,346	13,092	12,879	12,674	11,745	10,964
エコプラザ 下荒針	搬入量 (t/年)									
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,507	3,531	3,502	3,482	3,445	3,418	3,391	3,264	3,125
	処理後搬出量 (t/年)									
	プラスチック製容器包装	2,510	2,526	2,506	2,492	2,465	2,446	2,427	2,337	2,238
	白色トレイ	7	7	7	7	7	7	7	6	6
選別可燃残渣	733	1,018	1,010	1,004	993	985	977	940	900	
合計	3,250	3,551	3,522	3,502	3,465	3,438	3,411	3,284	3,144	
民間施設 (宇都宮市のみ)	搬入量 (t/年)									
	新聞	1,662	1,625	1,578	1,537	1,488	1,446	1,404	1,217	1,049
	雑誌	3,372	3,297	3,202	3,117	3,019	2,932	2,848	2,469	2,129
	ダンボール	3,194	3,124	3,033	2,953	2,860	2,778	2,698	2,339	2,017
	紙パック	58	57	55	54	52	51	49	43	37
	布	1,605	1,570	1,524	1,484	1,437	1,396	1,356	1,175	1,013
	合計	9,891	9,673	9,393	9,145	8,858	8,603	8,356	7,243	6,245
	搬出量 (t/年)									
	新聞	1,538	1,504	1,461	1,422	1,378	1,338	1,300	1,126	971
	雑誌	3,355	3,281	3,186	3,102	3,004	2,918	2,834	2,457	2,118
	ダンボール	3,215	3,144	3,053	2,972	2,879	2,796	2,716	2,354	2,030
紙パック	92	90	88	85	83	80	78	68	58	
布	1,574	1,539	1,494	1,455	1,409	1,369	1,329	1,152	993	
可燃残渣	652	638	619	603	584	567	551	477	412	
合計	10,426	10,196	9,900	9,639	9,336	9,068	8,807	7,635	6,582	
焼却処理	搬入量 (t/年)									
	焼却ごみ搬入量	140,283	138,025	136,604	135,038	133,328	131,999	130,691	124,542	119,967
	搬出量 (t/年)									
	焼却主灰	6,645	6,538	6,470	6,420	6,339	6,276	6,213	5,921	5,703
	ばいじん (飛灰)	5,043	4,962	4,910	4,873	4,811	4,763	4,715	4,493	4,328
	焼鉄	210	206	204	202	199	197	195	186	179
	溶融スラグ	4,079	4,014	3,972	3,936	3,886	3,848	3,809	3,630	3,497
溶融メタル	302	297	294	291	287	284	281	268	258	
合計	16,279	16,016	15,851	15,722	15,522	15,367	15,215	14,498	13,965	

(参考) 広域処理における資源化量と最終処分量の見通し(現状推移の場合)

項目	実績値	推計値								
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22	
資源化 (内訳)	破碎金属	2,081	2,047	2,026	1,989	1,964	1,944	1,924	1,832	1,764
	プレス金属	1,249	1,212	1,174	1,140	1,103	1,069	1,037	890	763
	カレット	991	962	931	900	870	843	817	700	598
	ペットボトル	1,571	1,575	1,584	1,597	1,602	1,611	1,620	1,667	1,702
	新聞	1,538	1,504	1,461	1,422	1,378	1,338	1,300	1,126	971
	雑誌	3,355	3,281	3,186	3,102	3,004	2,918	2,834	2,457	2,118
	ダンボール	3,215	3,144	3,053	2,972	2,879	2,796	2,716	2,354	2,030
	紙パック	92	90	88	85	83	80	78	68	58
	布	1,574	1,539	1,494	1,455	1,409	1,369	1,329	1,152	993
	プラスチック製容器包装	2,510	2,526	2,506	2,492	2,465	2,446	2,427	2,337	2,238
	白色トレイ	7	7	7	7	7	7	7	6	6
	エコスラグ	1,428	1,405	1,391	1,375	1,357	1,344	1,331	1,268	1,221
	溶融金属	302	297	294	291	287	284	281	268	258
	焼鉄	210	206	204	202	199	197	195	186	179
	蛍光管・乾電池	148	145	144	143	142	142	141	138	134
	廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
	インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
	剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
	羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584	
合計 (t/年)	25,925	25,309	24,664	24,080	23,433	22,878	22,348	19,881	17,815	
(内訳) 最終処分	焼却主灰	6,645	6,538	6,470	6,420	6,339	6,276	6,213	5,921	5,703
	ばいじん(飛灰)	5,043	4,962	4,910	4,873	4,811	4,763	4,715	4,493	4,328
	不燃残渣	4,613	4,778	4,683	4,603	4,503	4,418	4,336	3,963	3,651
	溶融スラグ	2,651	2,608	2,581	2,561	2,529	2,504	2,479	2,362	2,275
合計 (t/年)	18,952	18,886	18,645	18,457	18,182	17,960	17,743	16,739	15,957	

上三川町、下野市石橋地区分については、宇都宮市の施設に搬入している項目についてのみ記載

(3) 目標達成時の推移

表7 本市のごみ処理の見通し(目標達成の場合)

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
収集人口(人)	511,852	508,804	506,828	504,883	502,988	501,163	499,367	490,499	481,684
年間日数	365	365	365	366	365	365	365	366	365
家庭系ごみ									
資源物以外(t/年)	97,910	96,017	94,651	92,570	90,995	89,697	88,416	85,158	81,904
焼却ごみ	92,928	91,145	89,862	87,850	86,368	85,150	83,947	80,806	77,718
不燃ごみ・危険ごみ	2,723	2,679	2,650	2,629	2,593	2,566	2,539	2,415	2,323
粗大ごみ	2,259	2,193	2,139	2,091	2,033	1,981	1,930	1,938	1,863
一人1日当たり排出量(資源物以外)(g/人・日)	524	517	512	501	496	490	485	474	466
資源物(t/年)	20,318	20,090	19,741	20,448	20,069	19,760	19,464	17,159	15,476
ペットボトル	2,109	2,132	2,158	2,190	2,211	2,237	2,263	2,267	2,312
びん・缶	5,262	5,124	4,985	4,864	4,724	4,602	4,487	3,668	3,079
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,278	3,309	3,280	4,249	4,206	4,176	4,145	4,009	3,855
紙・布類	9,668	9,525	9,318	9,144	8,928	8,745	8,569	7,215	6,230
一人1日当たり排出量(資源物)(g/人・日)	109	108	107	111	109	108	107	96	88
家庭系ごみ計(t/年)	118,228	116,106	114,392	113,019	111,064	109,457	107,880	102,317	97,380
事業系ごみ									
資源物以外(t/年)	39,181	38,435	37,900	37,475	36,854	36,344	35,842	34,488	33,177
焼却ごみ	38,780	38,040	37,510	37,088	36,472	35,967	35,468	34,133	32,835
不燃ごみ・危険ごみ	254	250	247	245	242	239	237	225	217
粗大ごみ	147	144	143	142	140	138	137	130	125
資源物(t/年)	631	634	617	601	585	570	555	489	435
ペットボトル	16	18	20	21	22	24	25	33	40
びん・缶	386	392	377	364	350	338	325	270	224
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	6	6	6	6	6	6	6	6	6
紙・布類	223	218	214	210	206	202	198	180	164
事業系ごみ計(t/年)	39,811	39,069	38,517	38,076	37,439	36,914	36,397	34,978	33,612
家庭系ごみ+事業系ごみ									
資源物以外(t/年)	137,091	134,451	132,551	130,045	127,848	126,041	124,257	119,647	115,081
焼却ごみ	131,708	129,185	127,372	124,938	122,840	121,116	119,415	114,939	110,553
不燃ごみ・危険ごみ	2,977	2,929	2,898	2,874	2,836	2,806	2,776	2,640	2,540
粗大ごみ	2,405	2,337	2,282	2,233	2,173	2,119	2,067	2,068	1,988
一人1日当たり排出量(資源物以外)(g/人・日)	734	724	717	704	696	689	682	666	655
一人1日当たり排出量(焼却ごみ)(g/人・日)	705	696	689	676	669	662	655	640	629
資源物(t/年)	20,949	20,724	20,358	21,049	20,654	20,330	20,019	17,648	15,911
ペットボトル	2,125	2,150	2,178	2,212	2,233	2,261	2,288	2,300	2,352
びん・缶	5,648	5,516	5,362	5,228	5,074	4,940	4,812	3,938	3,303
プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,284	3,315	3,286	4,256	4,213	4,182	4,152	4,015	3,861
紙・布類	9,891	9,743	9,532	9,354	9,134	8,947	8,767	7,395	6,393
家庭系+事業系計(t/年)	158,039	155,175	152,909	151,094	148,502	146,371	144,277	137,295	130,992
拠点回収・集団回収									
拠点回収(t/年)	1,070	1,063	1,096	1,133	1,162	1,195	1,228	1,215	1,197
廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収量(t/年)	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584
紙類	4,445	4,173	3,903	3,661	3,415	3,195	2,989	2,149	1,536
びん類	17	16	15	14	13	12	11	8	6
金属類	114	107	100	94	88	82	77	55	39
布類	9	9	8	8	7	7	6	4	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総排出量(t/年)	163,695	160,543	158,032	156,003	153,187	150,862	148,588	140,727	133,773

表8 本市の中間処理の見通し（目標達成の場合）

クリーンパーク茂原 リサイクルプラザ

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
不燃ごみ・危険ごみ	2,977	2,929	2,898	2,874	2,836	2,806	2,776	2,640	2,540
粗大ごみ	2,405	2,337	2,282	2,233	2,173	2,119	2,067	2,068	1,988
ペットボトル	2,125	2,150	2,178	2,212	2,233	2,261	2,288	2,300	2,352
びん・缶	5,648	5,516	5,362	5,228	5,074	4,940	4,812	3,938	3,303
合計	13,156	12,932	12,719	12,547	12,316	12,126	11,943	10,946	10,184
処理後搬出量 (t/年)									
破砕金属	1,973	1,943	1,923	1,909	1,884	1,865	1,846	1,794	1,726
プレス金属	1,108	1,090	1,066	1,046	1,022	1,002	982	804	674
カレット	887	872	853	837	818	802	786	643	539
ペットボトル	1,502	1,529	1,559	1,594	1,620	1,651	1,682	1,690	1,729
選別可燃残渣	2,851	2,968	2,910	2,862	2,800	2,749	2,698	2,443	2,242
選別不燃残渣	4,353	4,495	4,371	4,263	4,136	4,023	3,915	3,539	3,242
蛍光管・乾電池	35	35	35	35	35	35	34	33	31
合計	12,710	12,932	12,719	12,547	12,316	12,126	11,943	10,946	10,184

エコプラセンター下荒針

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
プラスチック製容器包装、白色トレイ	3,284	3,315	3,286	4,256	4,213	4,182	4,152	4,015	3,861
処理後搬出量 (t/年)									
プラスチック製容器包装	2,316	2,338	2,318	3,001	2,971	2,949	2,928	2,832	2,723
白色トレイ	4	4	4	5	5	5	5	5	5
選別可燃残渣	687	973	965	1,249	1,237	1,227	1,219	1,178	1,133
合計	3,007	3,315	3,286	4,256	4,213	4,182	4,152	4,015	3,861

民間施設

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
新聞	1,662	1,637	1,602	1,572	1,535	1,503	1,473	1,243	1,074
雑誌	3,372	3,321	3,249	3,188	3,113	3,050	2,989	2,521	2,179
ダンボール	3,194	3,146	3,078	3,021	2,950	2,889	2,831	2,388	2,065
紙パック	58	58	56	55	54	53	52	44	38
布	1,605	1,581	1,547	1,518	1,482	1,452	1,423	1,200	1,037
合計	9,891	9,743	9,532	9,354	9,134	8,947	8,767	7,395	6,393
搬出量 (t/年)									
新聞	1,538	1,515	1,482	1,455	1,421	1,391	1,364	1,150	994
雑誌	3,355	3,304	3,233	3,172	3,098	3,034	2,973	2,508	2,168
ダンボール	3,215	3,167	3,098	3,040	2,969	2,908	2,850	2,404	2,078
紙パック	92	91	89	87	85	84	82	69	60
布	1,574	1,550	1,516	1,488	1,453	1,423	1,395	1,176	1,017
可燃残渣	652	642	628	617	602	590	578	487	421
合計	10,426	10,270	10,047	9,859	9,627	9,430	9,241	7,795	6,739

焼却処理施設

項目	実績値	推計値							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
搬入量 (t/年)									
焼却ごみ搬入量	131,708	129,185	127,372	124,938	122,840	121,116	119,415	114,939	110,553
搬出量 (t/年)									
焼却主灰	6,271	6,151	6,065	5,949	5,849	5,767	5,686	5,473	5,264
ばいじん（飛灰）	4,759	4,668	4,603	4,515	4,439	4,376	4,315	4,153	3,995
焼鉄	197	193	190	187	184	181	178	172	165
溶融スラグ	3,843	3,769	3,716	3,645	3,584	3,534	3,484	3,354	3,226
溶融メタル	283	278	274	269	264	261	257	247	238
合計	15,353	15,059	14,848	14,564	14,320	14,119	13,920	13,398	12,887

表9 本市の資源化量と最終処分量の見通し（目標達成の場合）

資源化量（t/年）

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
破砕金属	1,973	1,943	1,923	1,909	1,884	1,865	1,846	1,794	1,726
プレス金属	1,108	1,090	1,066	1,046	1,022	1,002	982	804	674
カレット	887	872	853	837	818	802	786	643	539
ペットボトル	1,502	1,529	1,559	1,594	1,620	1,651	1,682	1,690	1,729
新聞	1,538	1,515	1,482	1,455	1,421	1,391	1,364	1,150	994
雑誌	3,355	3,304	3,233	3,172	3,098	3,034	2,973	2,508	2,168
ダンボール	3,215	3,167	3,098	3,040	2,969	2,908	2,850	2,404	2,078
紙パック	92	91	89	87	85	84	82	69	60
布	1,574	1,550	1,516	1,488	1,453	1,423	1,395	1,176	1,017
プラスチック製容器包装	2,316	2,338	2,318	3,001	2,971	2,949	2,928	2,832	2,723
白色トレイ	4	4	4	5	5	5	5	5	5
エコスラグ	1,341	1,315	1,297	1,272	1,251	1,233	1,216	1,170	1,126
溶融メタル	283	278	274	269	264	261	257	247	238
焼鉄	197	193	190	187	184	181	178	172	165
蛍光管・乾電池	35	35	35	35	35	35	34	33	31
廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584
合計	25,076	24,592	24,061	24,307	23,765	23,314	22,888	20,129	18,055
リサイクル率（%）	15.3	15.3	15.2	15.6	15.5	15.5	15.4	14.3	13.5

最終処分量（t/年）

項目	実績値		推計値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22
焼却主灰	6,271	6,151	6,065	5,949	5,849	5,767	5,686	5,473	5,264
ばいじん（飛灰）	4,759	4,668	4,603	4,515	4,439	4,376	4,315	4,153	3,995
不燃残渣	4,353	4,495	4,371	4,263	4,136	4,023	3,915	3,539	3,242
溶融スラグ	2,502	2,454	2,419	2,373	2,333	2,301	2,268	2,183	2,100
合計	17,885	17,768	17,458	17,099	16,757	16,467	16,184	15,348	14,601

(参考) 広域処理における処理の見通し (目標達成の場合)

項目	実績値	推計値								
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22	
ごみ排出量 (t/年)	173,147	169,828	167,286	164,649	161,816	159,477	157,191	149,073	141,846	
リサイクルプラザ グリーンパーク茂原	搬入量 (t/年)									
	不燃ごみ・危険ごみ	3,158	3,107	3,074	3,043	3,004	2,974	2,944	2,804	2,700
	粗大ごみ	2,536	2,467	2,411	2,314	2,254	2,200	2,147	2,147	2,066
	ペットボトル	2,247	2,268	2,296	2,327	2,349	2,377	2,404	2,413	2,462
	びん・缶	5,869	5,731	5,576	5,434	5,280	5,146	5,018	4,139	3,499
	合計	13,810	13,572	13,357	13,118	12,887	12,697	12,513	11,504	10,727
	処理後搬出量 (t/年)									
	破碎金属	2,081	2,049	2,029	1,994	1,969	1,950	1,930	1,877	1,807
	プレス金属	1,249	1,227	1,203	1,183	1,158	1,138	1,118	937	804
	カレット	991	973	954	934	915	898	882	737	631
	ペットボトル	1,571	1,596	1,626	1,661	1,687	1,717	1,748	1,755	1,792
	選別可燃残渣	2,993	3,107	3,049	2,986	2,924	2,872	2,822	2,564	2,360
	選別不燃残渣	4,613	4,748	4,624	4,515	4,387	4,275	4,166	3,784	3,482
	蛍光管・乾電池	148	145	145	143	143	143	142	138	134
合計	13,645	13,845	13,629	13,415	13,183	12,993	12,810	11,793	11,009	
エコプラザセンター 下荒針	搬入量 (t/年)									
	プラスチック製容器包装, 白色トレイ	3,507	3,531	3,505	4,477	4,436	4,408	4,381	4,253	4,107
	処理後搬出量 (t/年)									
	プラスチック製容器包装	2,510	2,526	2,508	3,194	3,166	3,147	3,128	3,039	2,937
	白色トレイ	7	7	7	8	8	8	8	8	8
選別可燃残渣	733	1,018	1,010	1,295	1,283	1,275	1,267	1,228	1,185	
合計	3,250	3,551	3,525	4,497	4,457	4,429	4,402	4,275	4,129	
民間施設 (宇都宮市のみ)	搬入量 (t/年)									
	新聞	1,662	1,637	1,602	1,572	1,535	1,503	1,473	1,243	1,074
	雑誌	3,372	3,321	3,249	3,188	3,113	3,050	2,989	2,521	2,179
	ダンボール	3,194	3,146	3,078	3,021	2,950	2,889	2,831	2,388	2,065
	紙パック	58	58	56	55	54	53	52	44	38
	布	1,605	1,581	1,547	1,518	1,482	1,452	1,423	1,200	1,037
	合計	9,891	9,743	9,532	9,354	9,134	8,947	8,767	7,395	6,393
	搬出量 (t/年)									
	新聞	1,538	1,515	1,482	1,455	1,421	1,391	1,364	1,150	994
	雑誌	3,355	3,304	3,233	3,172	3,098	3,034	2,973	2,508	2,168
	ダンボール	3,215	3,167	3,098	3,040	2,969	2,908	2,850	2,404	2,078
	紙パック	92	91	89	87	85	84	82	69	60
	布	1,574	1,550	1,516	1,488	1,453	1,423	1,395	1,176	1,017
	可燃残渣	652	642	628	617	602	590	578	487	421
合計	10,426	10,270	10,047	9,859	9,627	9,430	9,241	7,795	6,739	
焼却処理	搬入量 (t/年)									
	焼却ごみ搬入量	140,283	137,614	135,770	132,791	130,674	128,934	127,218	122,490	117,838
	搬出量 (t/年)									
	焼却主灰	6,645	6,518	6,430	6,313	6,213	6,130	6,048	5,824	5,603
	ばいじん (飛灰)	5,043	4,947	4,880	4,791	4,715	4,652	4,590	4,420	4,252
	焼鉄	210	206	203	198	195	193	190	183	176
	熔融スラグ	4,074	3,996	3,942	3,871	3,809	3,758	3,708	3,571	3,435
	熔融メタル	302	296	292	286	281	277	274	264	254
	合計	16,274	15,963	15,748	15,460	15,213	15,011	14,811	14,261	13,719
	焼却ごみ量 (t/年)	144,661	142,381	140,457	137,689	135,484	133,671	131,884	126,769	121,804

(参考) 広域処理における資源化量と最終処分量の見通し(目標達成の場合)

項目	実績値	推計値								
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R17	R22	
資源化 (内訳)	破碎金属	2,081	2,049	2,029	1,994	1,969	1,950	1,930	1,877	1,807
	プレス金属	1,249	1,227	1,203	1,183	1,158	1,138	1,118	937	804
	カレット	991	973	954	934	915	898	882	737	631
	ペットボトル	1,571	1,596	1,626	1,661	1,687	1,717	1,748	1,755	1,792
	新聞	1,538	1,515	1,482	1,455	1,421	1,391	1,364	1,150	994
	雑誌	3,355	3,304	3,233	3,172	3,098	3,034	2,973	2,508	2,168
	ダンボール	3,215	3,167	3,098	3,040	2,969	2,908	2,850	2,404	2,078
	紙パック	92	91	89	87	85	84	82	69	60
	布	1,574	1,550	1,516	1,488	1,453	1,423	1,395	1,176	1,017
	プラスチック製容器包装	2,510	2,526	2,508	3,194	3,166	3,147	3,128	3,039	2,937
	白色トレイ	7	7	7	8	8	8	8	8	8
	エコスラグ	1,428	1,401	1,382	1,352	1,330	1,313	1,295	1,247	1,200
	溶融金属	302	296	292	286	281	277	274	264	254
	焼鉄	210	206	203	198	195	193	190	183	176
	蛍光管・乾電池	148	145	145	143	143	143	142	138	134
	廃食用油	32	29	27	26	24	23	22	17	13
	インクカートリッジ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	使用済小型家電	78	80	82	84	86	88	90	99	107
	剪定枝	950	943	976	1,012	1,041	1,074	1,106	1,089	1,066
	羽毛布団	10	10	10	10	10	10	10	10	9
集団回収	4,585	4,305	4,026	3,776	3,523	3,296	3,083	2,216	1,584	
合計(t/年)	25,925	25,421	24,890	25,104	24,563	24,115	23,691	20,924	18,840	
(内訳) 最終処分	焼却主灰	6,645	6,518	6,430	6,313	6,213	6,130	6,048	5,824	5,603
	ばいじん(飛灰)	5,043	4,947	4,880	4,791	4,715	4,652	4,590	4,420	4,252
	不燃残渣	4,613	4,748	4,624	4,515	4,387	4,275	4,166	3,784	3,482
	溶融スラグ	2,651	2,600	2,565	2,519	2,479	2,446	2,413	2,323	2,235
合計(t/年)	18,952	18,814	18,500	18,139	17,794	17,503	17,218	16,351	15,571	

上三川町、下野市石橋地区分については、宇都宮市の施設に搬入している項目についてのみ記載

4 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理率の実績と目標

公共下水道及び合併処理浄化槽の整備推進により、令和22年度までに生活排水処理率100%を目指します。

処理形態別人口の実績と見込みは以下のとおりです。

表10 処理形態別人口と生活排水処理率（実績と目標値）

（単位：人）

年度	行政人口 (a)	生活排水処理人口 (b)	公共下水道	農業集落排水処理施設	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	生活排水未処理人口			生活排水処理率 (%) (b)/(a)
							単独処理浄化槽	し尿汲み取り		
R6	513,086	497,902	451,473	8,363	11,138	26,928	15,184	7,731	7,453	97.0%
R7	508,804	494,638	448,896	8,320	11,045	26,377	14,166	7,213	6,953	97.2%
R8	506,828	493,611	448,348	8,315	11,002	25,946	13,217	6,729	6,488	97.4%
R9	504,883	492,615	448,301	8,310	10,487	25,517	12,268	6,246	6,022	97.6%
R10	502,988	491,667	447,823	8,306	10,447	25,091	11,321	5,764	5,557	97.7%
R11	501,163	490,787	447,406	8,304	10,409	24,668	10,376	5,283	5,093	97.9%
R12	499,367	489,934	451,290	8,301	6,097	24,246	9,433	4,803	4,630	98.1%
R17	490,499	485,784	453,033	8,292	2,313	22,146	4,715	2,401	2,314	99.0%
R22	481,684	481,684	452,627	7,754	1,254	20,049	0	0	0	100.0%

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水処理形態別人口の見通しに基づく、し尿・浄化槽汚泥の処理量の見通しは、下記のとおりです。

表1 1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

(単位：kl/日)

年度	汲み取りし尿処理量	浄化槽汚泥処理量	合計
R6	12.1	99.6	111.8
R7	11.3	97.4	108.8
R8	10.6	95.7	106.2
R9	9.8	93.0	102.8
R10	9.1	91.3	100.3
R11	8.3	89.5	97.8
R12	7.5	79.9	87.5
R17	3.8	64.7	68.4
R22	0.0	53.5	53.5

(3) 農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設の整備状況

各処理施設の供用開始時期については下表のとおりです。

表12 農業集落排水処理施設及び地域下水処理施設の整備状況

		地区名	供用開始時期
農業集落排水処理施設	1	板戸地区	平成4年
	2	上の島地区	平成6年
	3	下飯田地区	平成6年
	4	大網地区	平成9年
	5	桑島地区	平成9年
	6	河内西部地区	平成9年
	7	上横倉地区	平成10年
	8	中岡本地区	平成12年
	9	下ヶ橋河原地区	平成15年
	10	瑞穂野南部地区	平成16年
	11	下福岡地区	平成17年
地域下水処理施設	1	瑞穂野団地	昭和50年
	2	上欠団地	昭和54年
	3	豊郷台	平成元年
	4	篠井ニュータウン	平成10年
	5	錨山イーストヒルズ	平成12年
	6	宝木新里ニュータウン	平成12年
	7	ウッドニュータウンみやのもり	平成12年
	8	フラワーニュータウン三向宝木	平成13年
	9	みずほの緑の郷	平成20年

5 アンケート調査結果

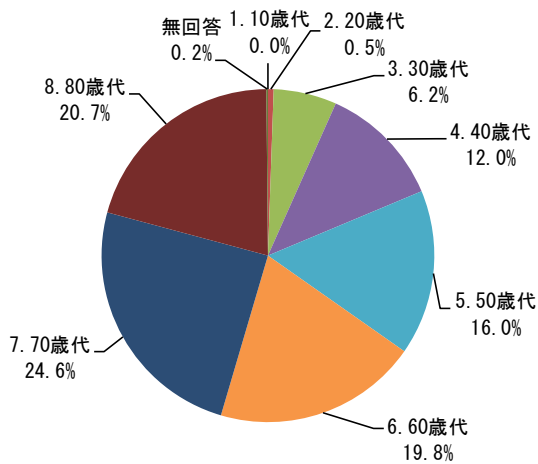
○市民アンケート調査結果

【調査の概要】

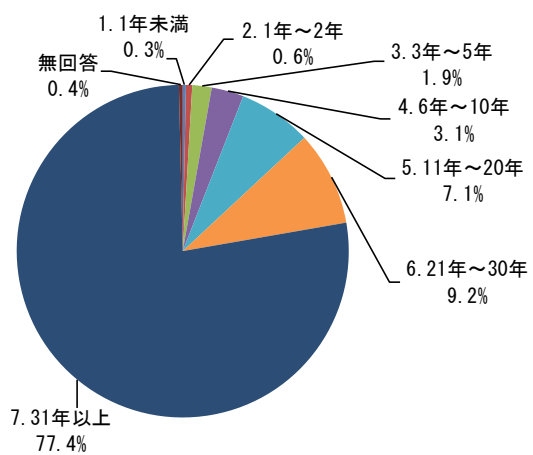
- 調査対象：市内在住の満18歳以上の男女 2,500名（無作為抽出）
- 調査期間：令和6年8月1日～8月30日
- 調査方法：郵送及びWEBによるアンケート調査
- 回収結果：1,316件（回収率：52.6%）

問1 あなたご自身のことについておうかがいします

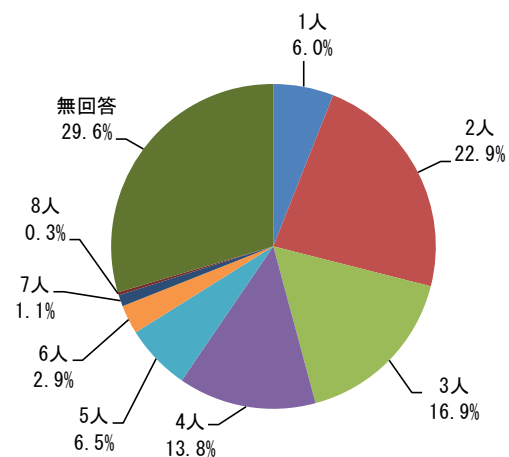
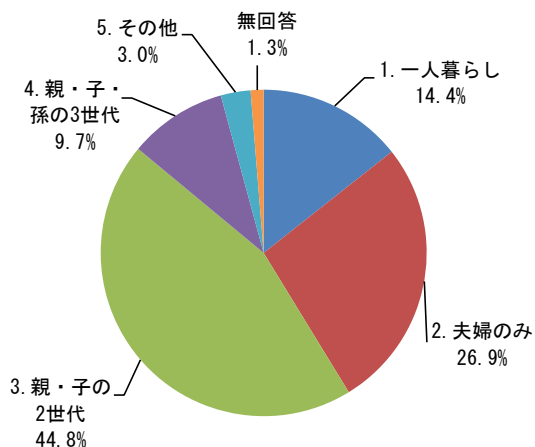
(1) あなたはどの年代ですか。



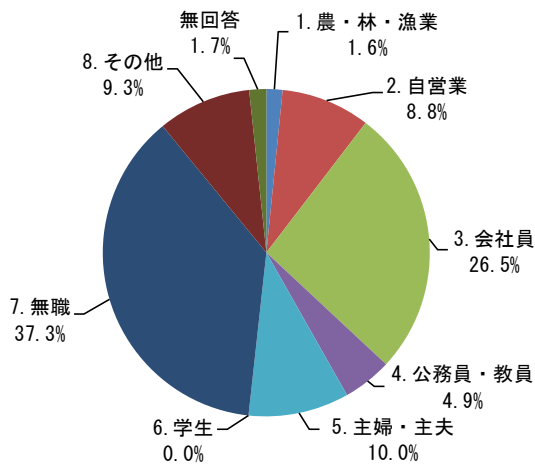
(2) 宇都宮市にお住まいの合計年数はどれに
あてはまりますか。



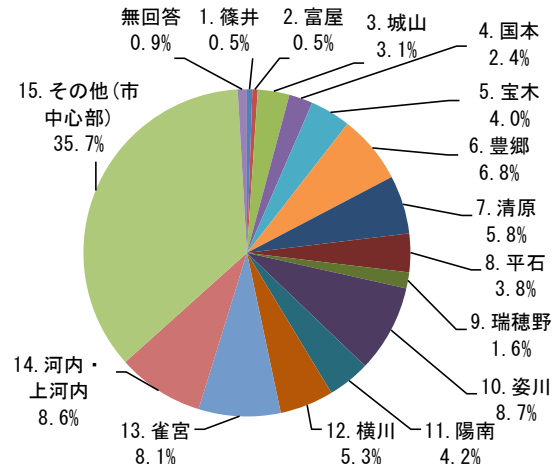
(3) お宅の世帯構成は次のどれですか。また何人世帯ですか。



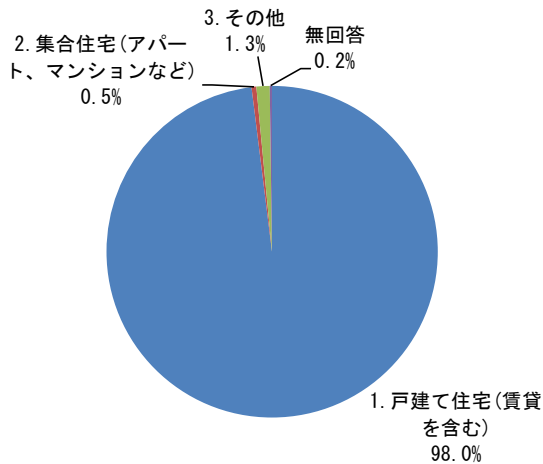
(4) あなたの職業はどれですか。



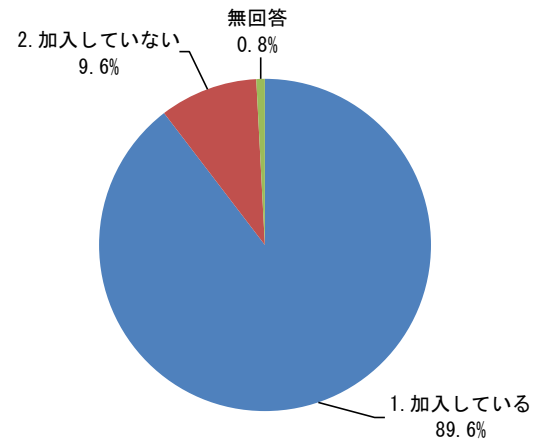
(5) あなたのお住まいの地区はどこですか。



(6) お住まいの形態はどれですか。

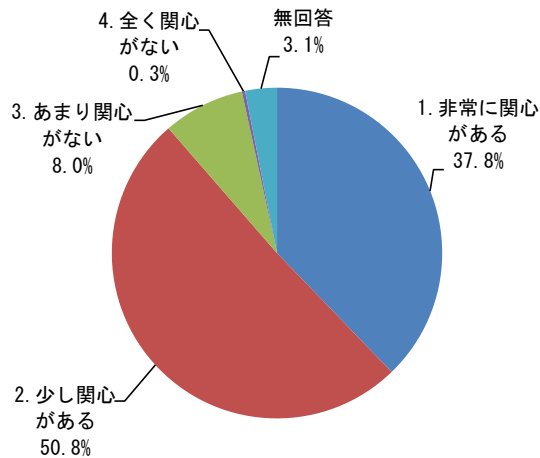


(7) お住まいの地域の自治会に加入していますか。

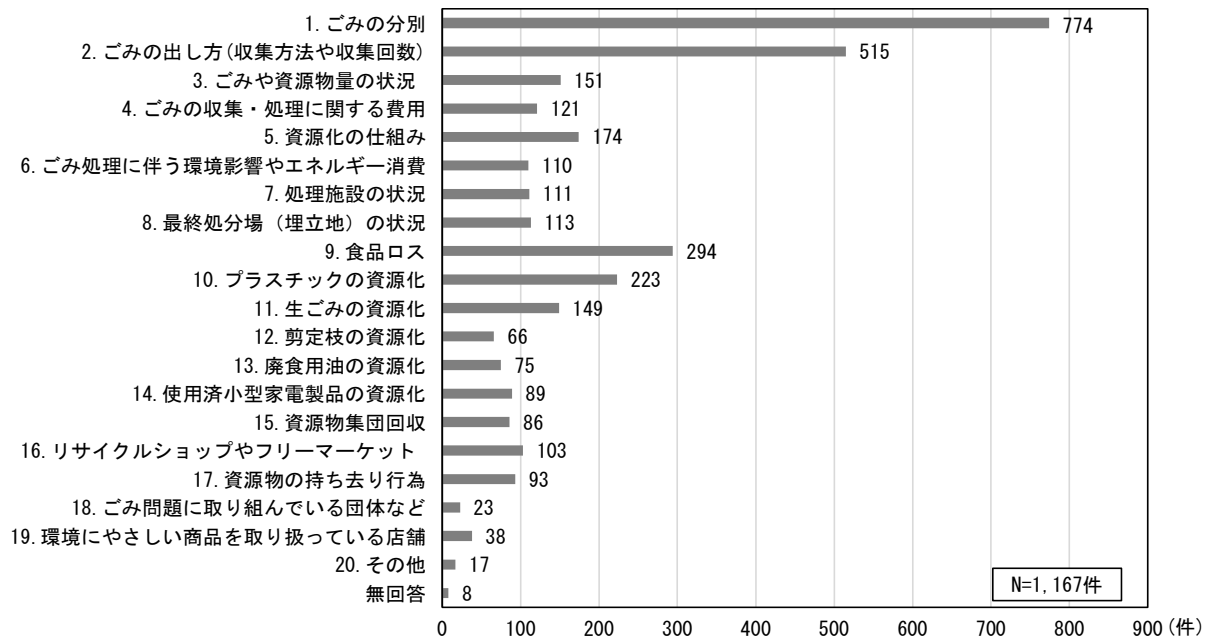


問2 あなたのごみの減量化・資源化への取組についておうかがいします

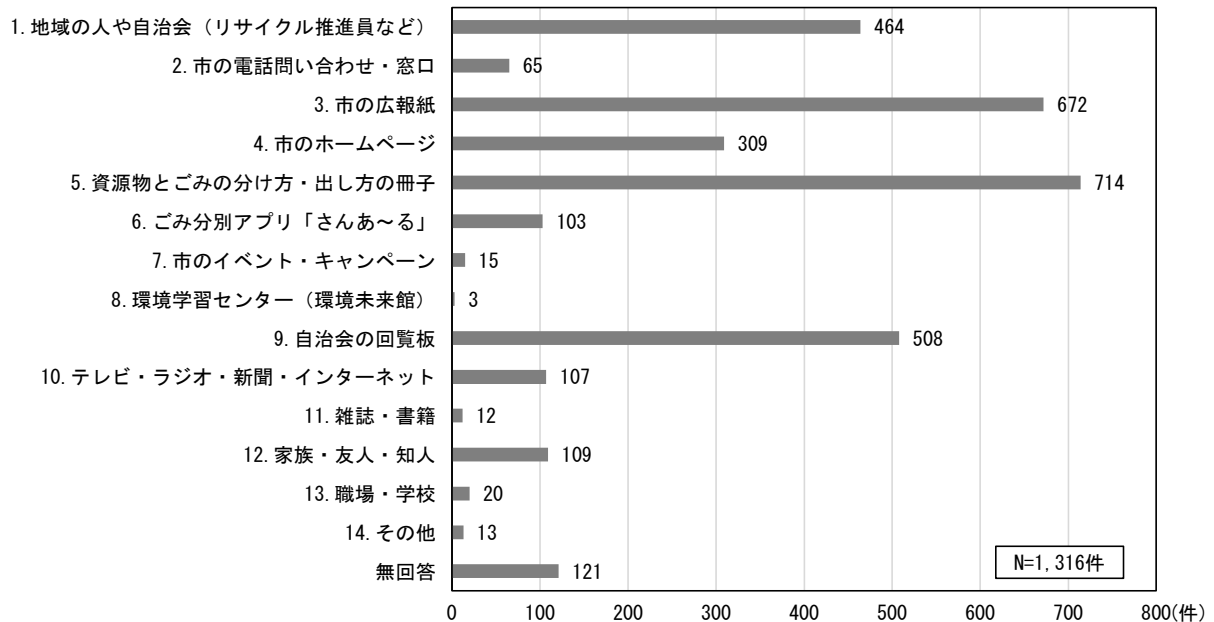
(1) ごみ問題に対する関心度について、次から1つ選んで○をつけてください。



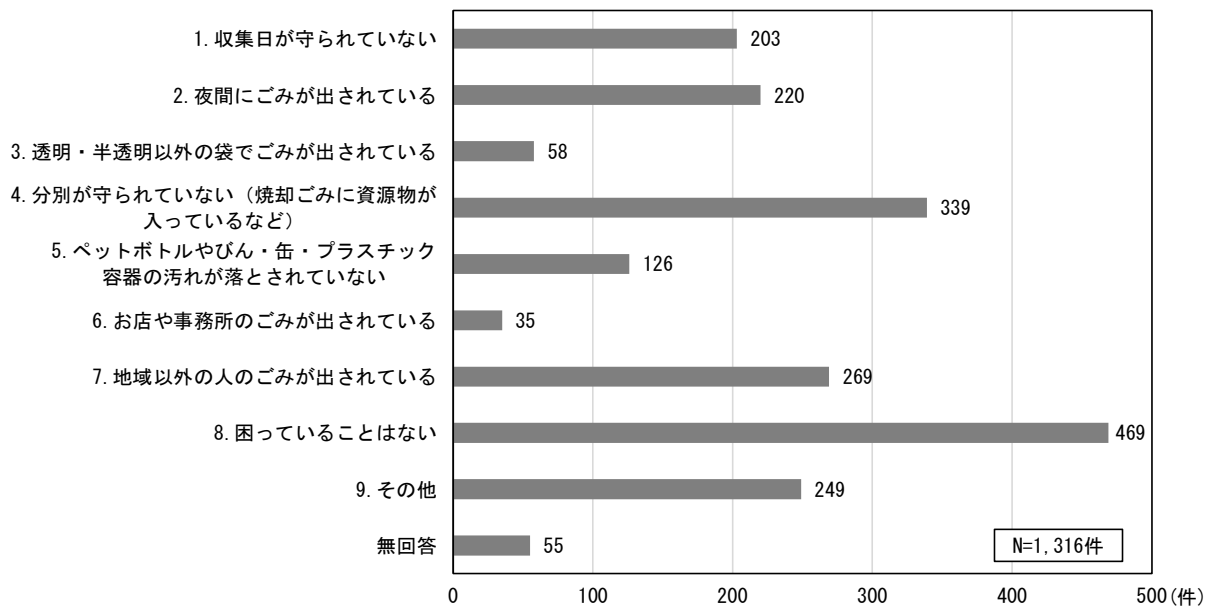
(2) (1) で「1.非常に興味がある」あるいは「2.少し興味がある」を選んだ方にお聞きします。
 どのようなことに関心がありますか。次から最大3つまで選んで○をつけてください。



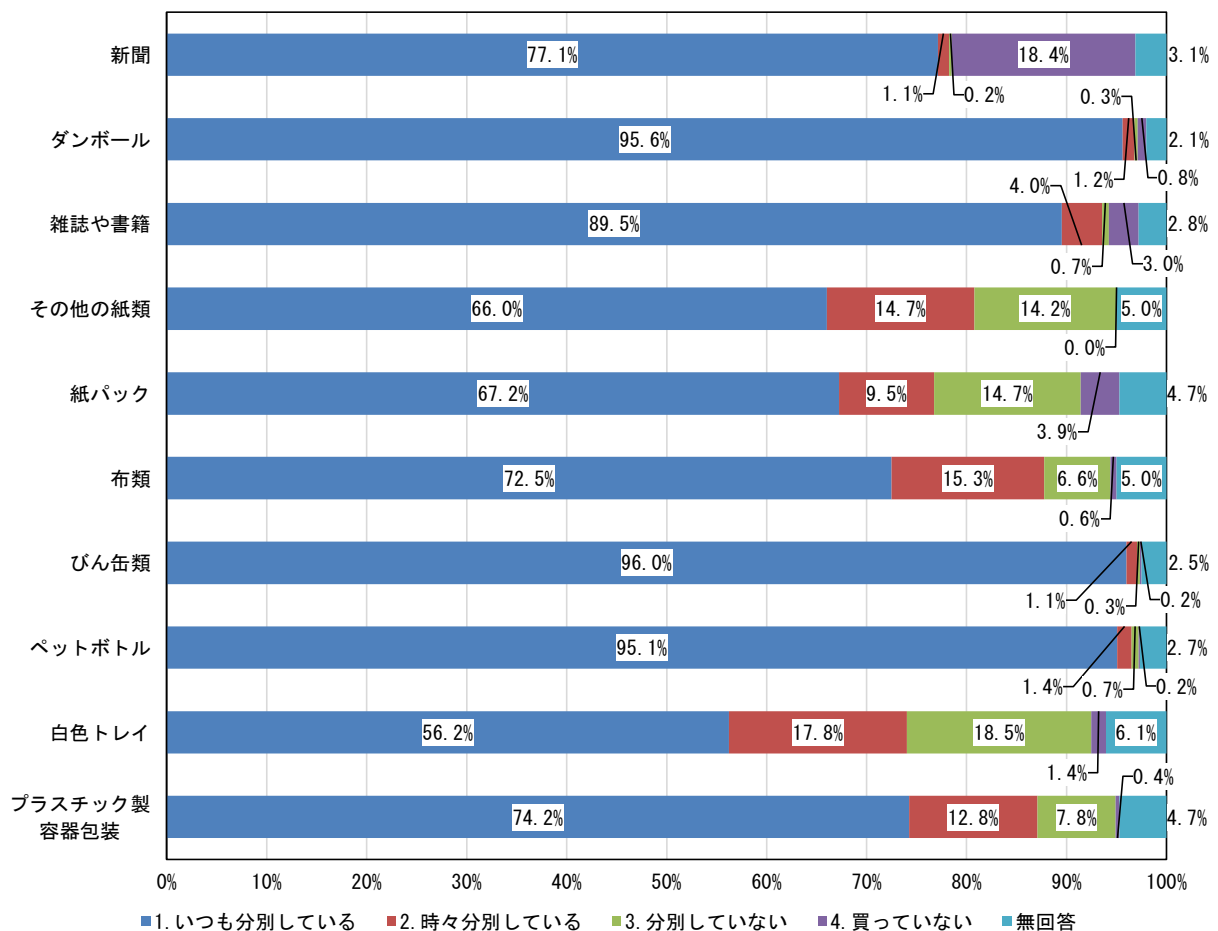
(3) 皆さんにお聞きします。ごみの出し方や分別区分、資源化などに関する情報をどこから得ていますか。次から該当するものすべてに○をつけてください。



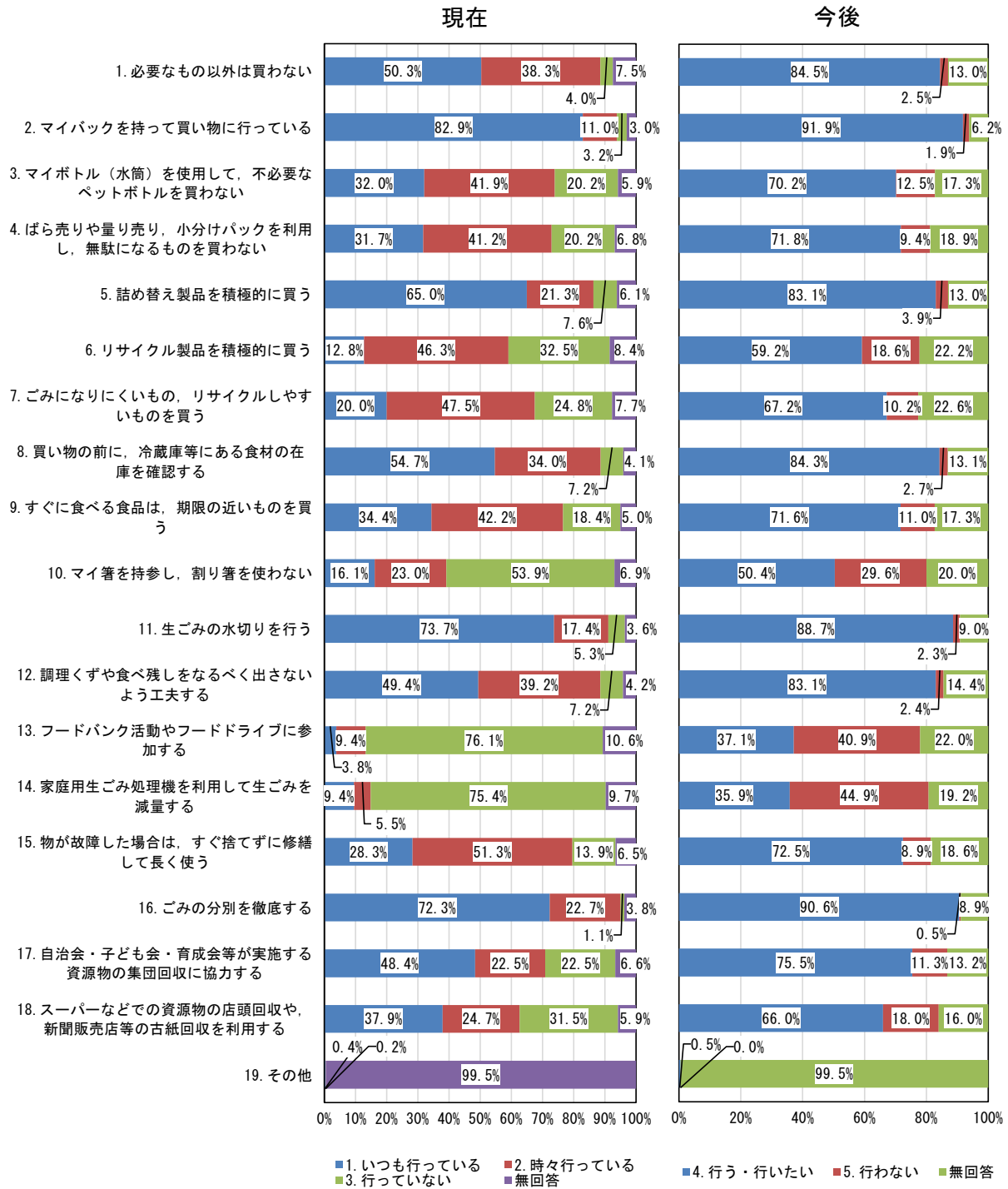
(4) あなたの利用しているごみステーションで困っていることはありますか。次から該当するものすべてに○をつけてください。



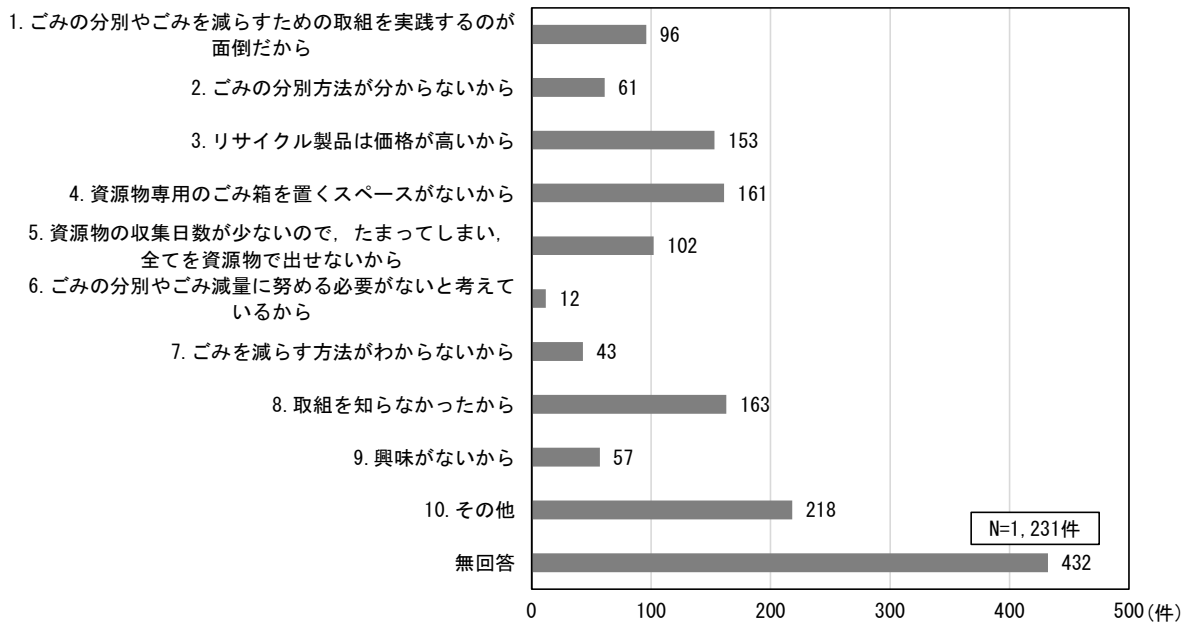
(5) 資源物などの分別収集を行っていますが、あなたのご家庭ではどの程度分別していますか？ 該当する番号をそれぞれの資源物ごとに1つ選んで○をつけてください。



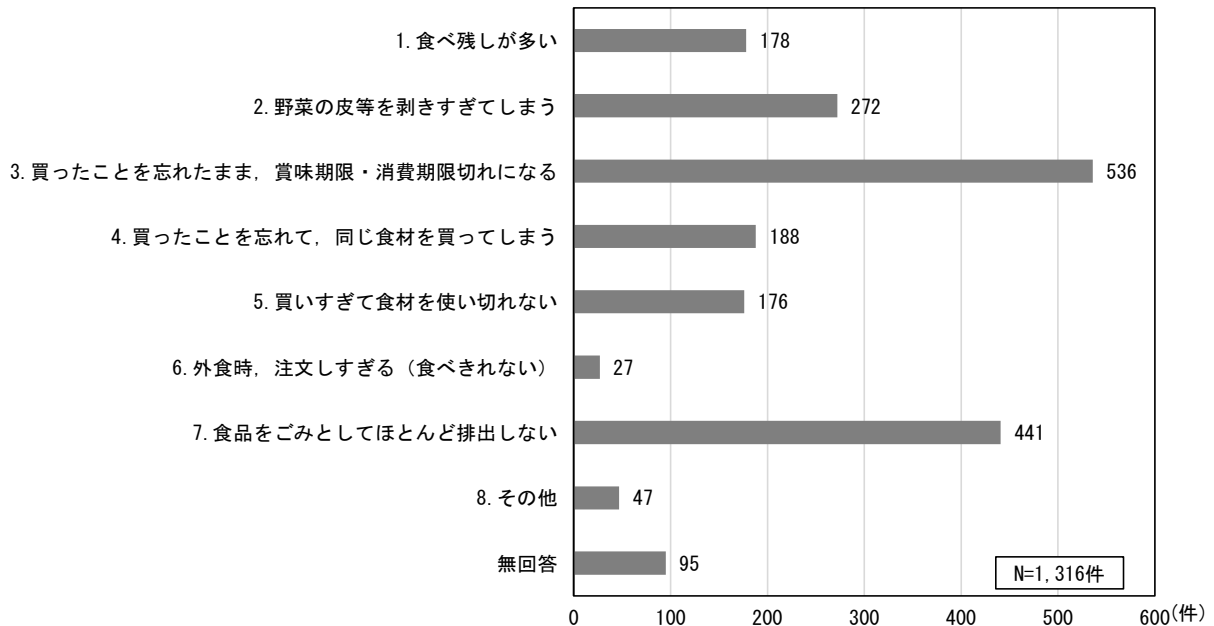
(6) あなた（または家族）は以下に示す取組を行っていますか。現在と今後、それぞれ該当する番号を1つ選んで○をつけてください。



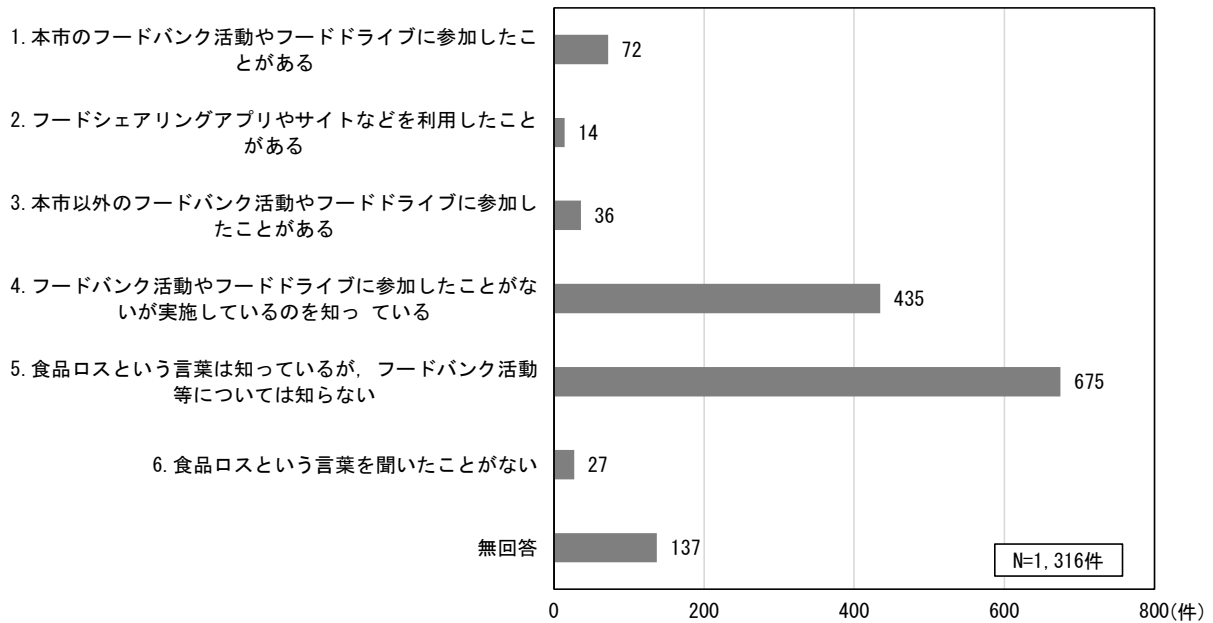
(7) (6) で挙げたような、ごみ減量・資源化の取組について、「3.行っていない」や「5.行わない」を選択した方は、その理由として、次から該当するものすべてに○をつけてください。



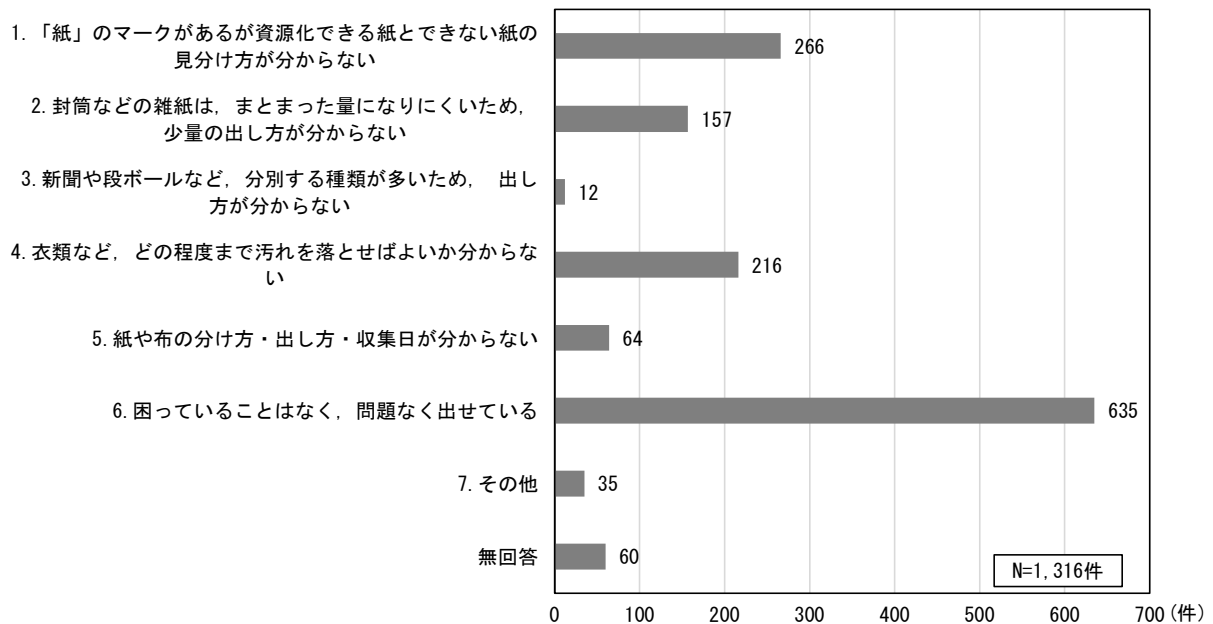
(8) 皆さんにお聞きします。日常生活でごみになる食品について、次から該当するものすべてに○をつけてください。



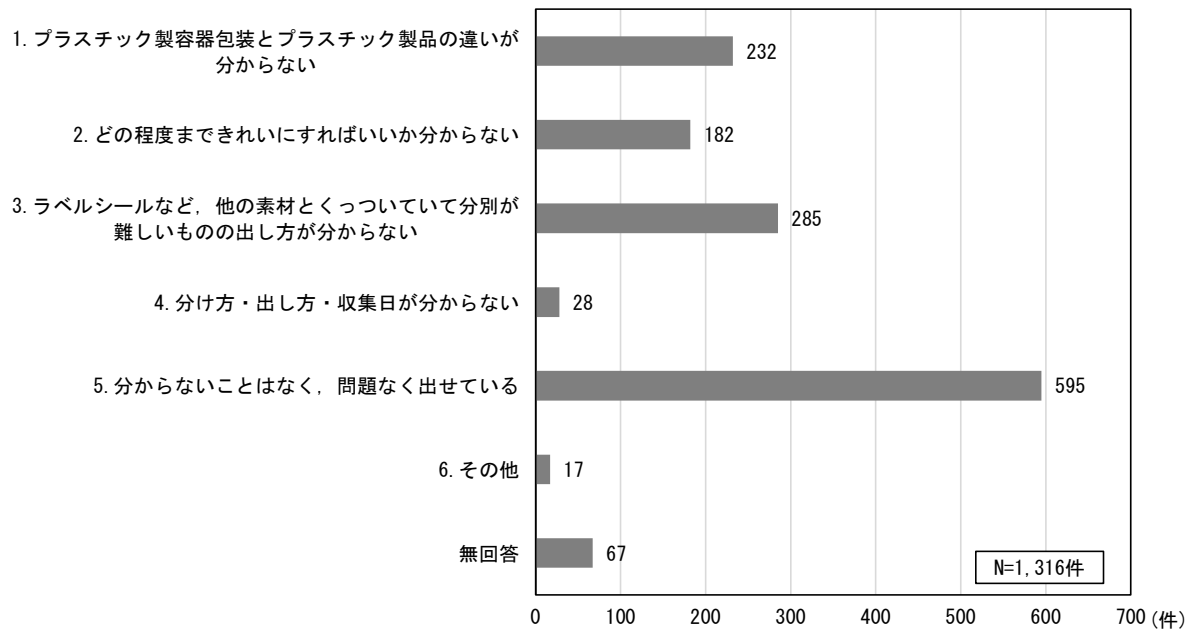
(9) 食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）の削減に向けた取組について、次から該当するものすべてに○をつけてください。



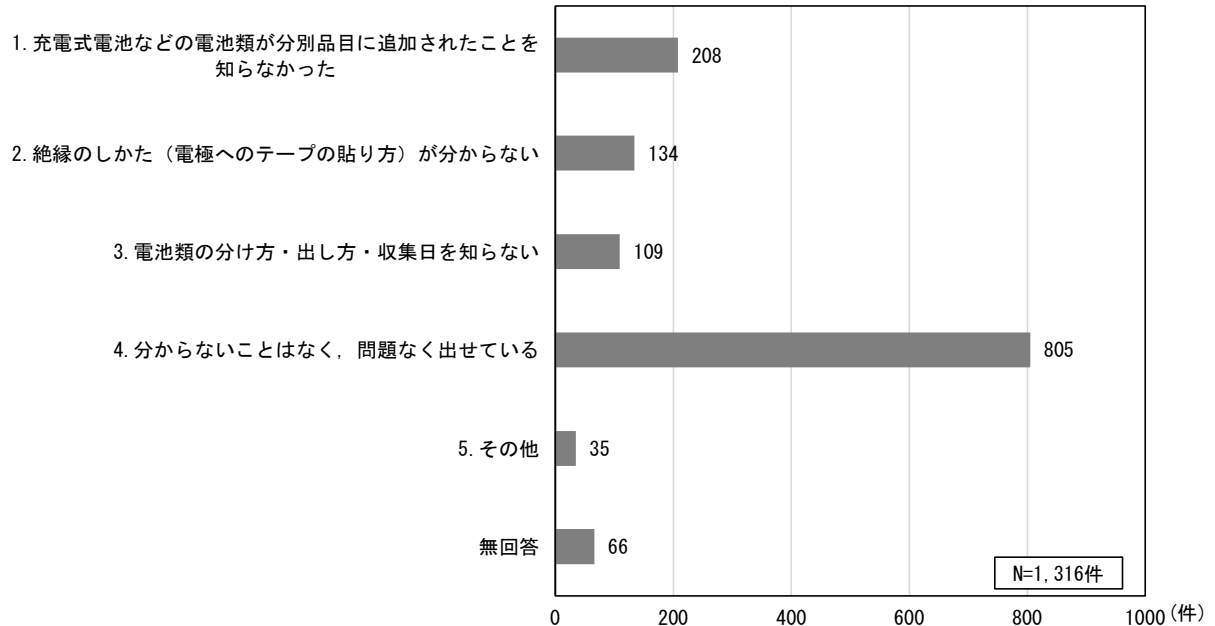
(10) 資源化できる紙や布の分け方・出し方について、分からないことはありますか。次から該当するものを1つ選んで○をつけてください。



(11) プラスチック製容器包装の分け方・出し方について、分からないことはありますか。次から該当するものを1つ選んで○をつけてください。

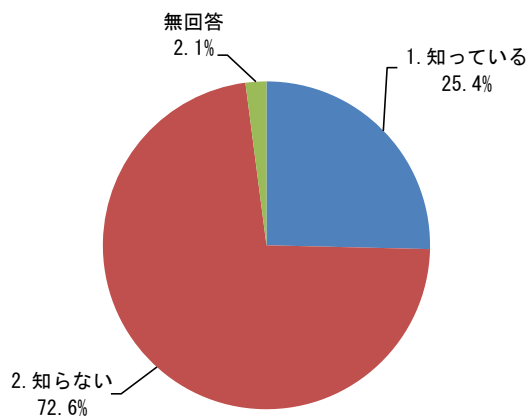


(12) 令和5年4月1日から開始した、電池類の出し方・分け方について分からないことはありますか。次から該当するものを1つ選んで○をつけてください。

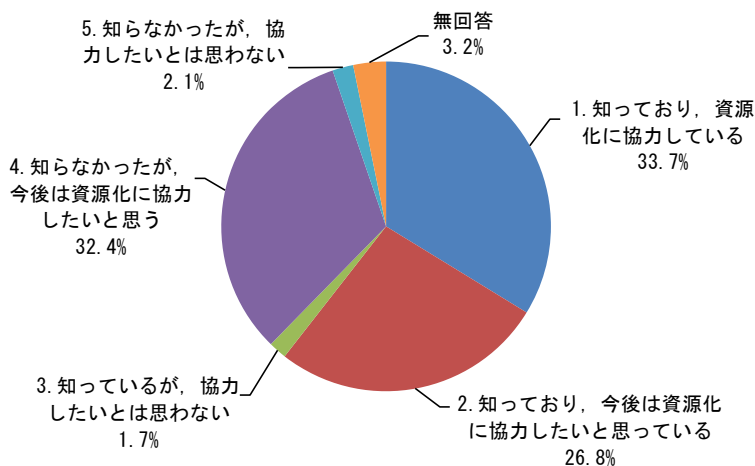


問3 宇都宮市の施策についておうかがいします

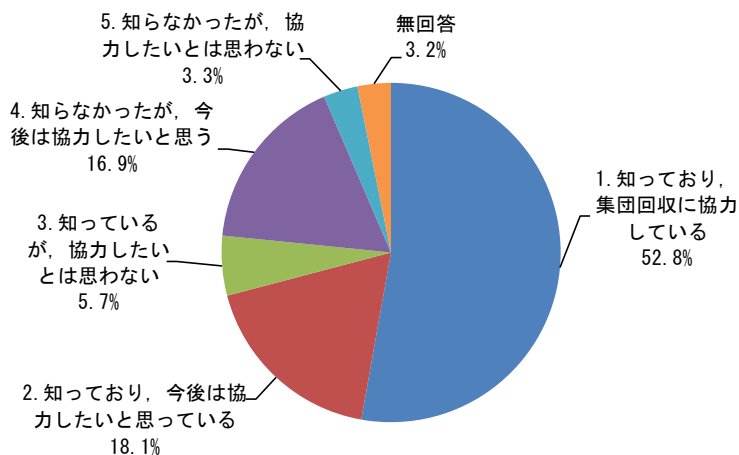
(1) 皆さんにお聞きします。「リサイクル推進員制度」を設けて、地域に密着したごみの減量化・資源化の意識啓発を進めていますが、地域にリサイクル推進員がいることをご存知ですか。



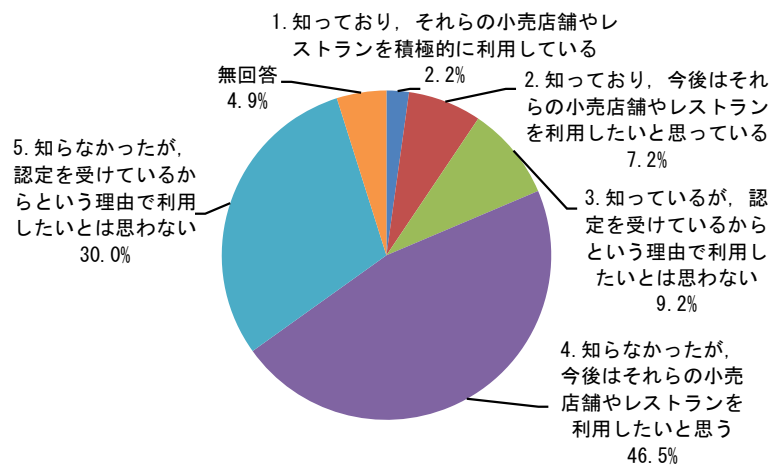
(2) 剪定枝や小型家電製品、家庭で不要となった食用油、インクカートリッジの回収、資源化を推進していることをご存知ですか。次から1つ選んで○をつけてください。



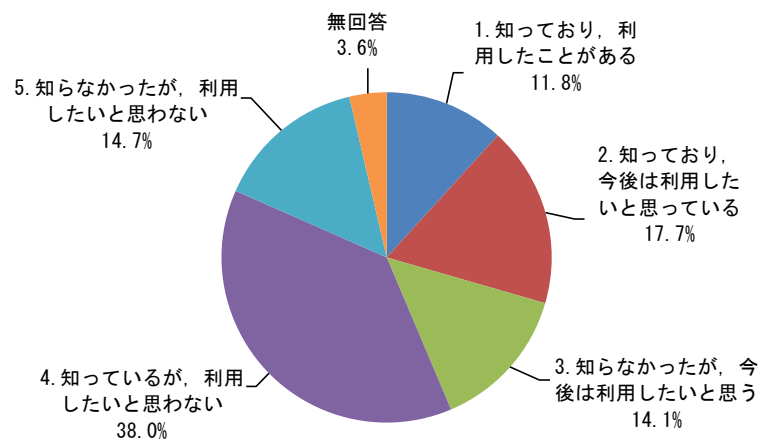
(3) 自治会・子ども会・育成会等が実施する資源物の集団回収団体へ報償金を出すなど、集団回収を推進していますが、集団回収の活動をご存知ですか。次から1つ選んで○をつけてください。



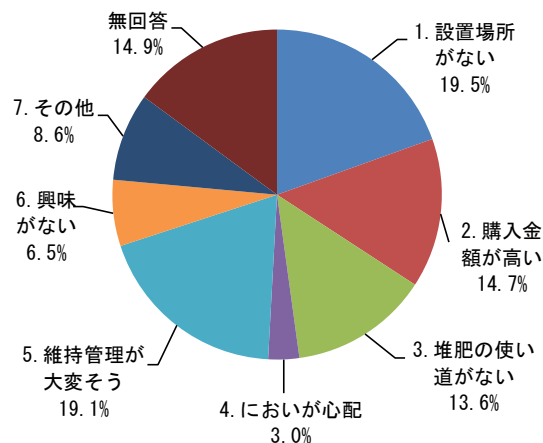
(4) 「エコショップ等認定制度」を設け、ごみの発生抑制・再使用・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗をエコショップとして、飲食店等をエコレストランとして認定しています。この制度をご存知ですか。次から1つ選んで○をつけてください。



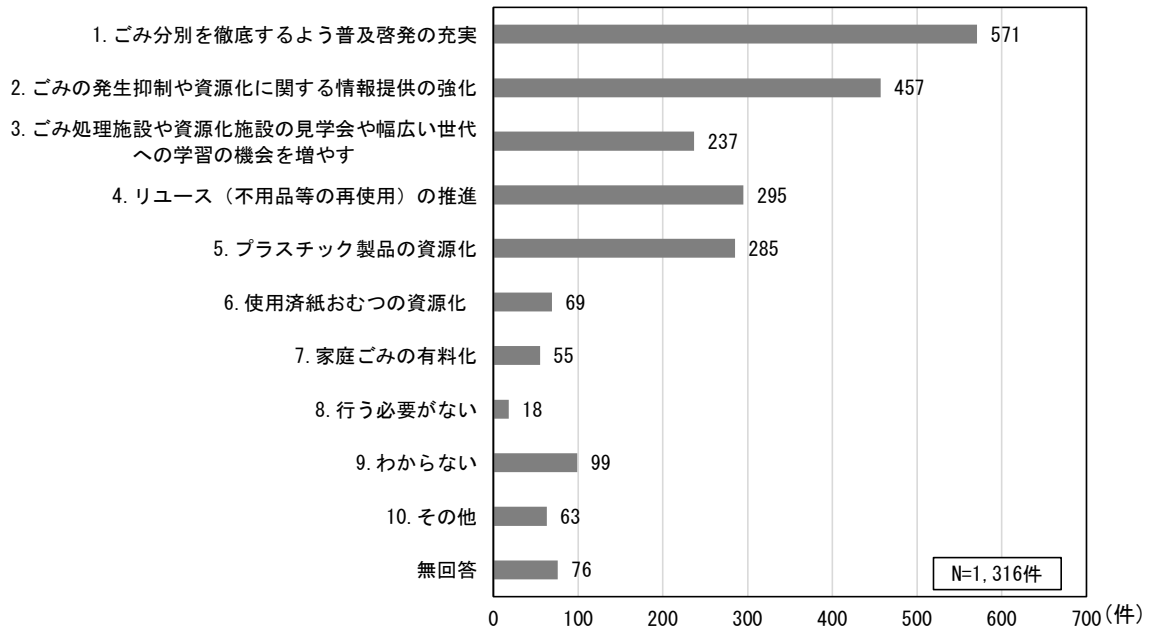
(5) ごみの減量化・資源化のために、家庭用生ごみ処理機の購入に対して購入費用の一部を補助する制度を設けていますがご存知ですか。次から1つ選んで○をつけてください。



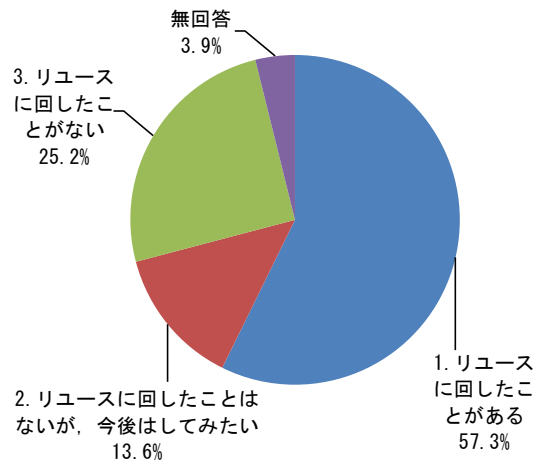
(6) (5) で「4. 知っているが、利用したいと思わない」「5. 知らなかったが、利用したいと思わない」を選んだ方にお聞きします。最も大きな理由は次のうちどれですか。次から1つ選んで○をつけてください。



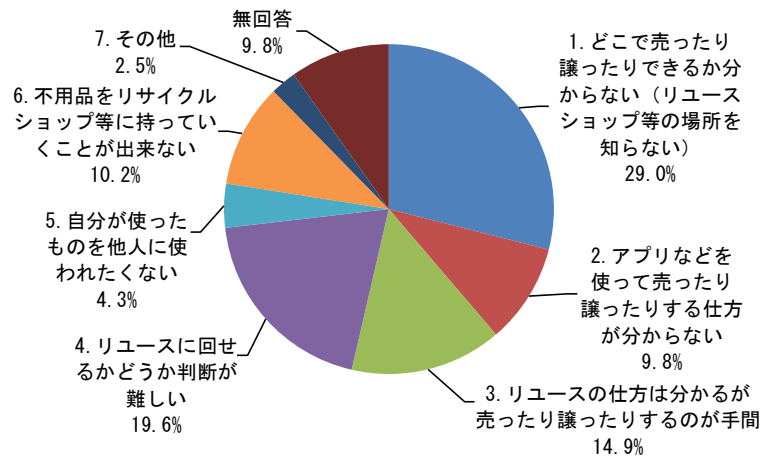
(7) 皆さんにお聞きします。ごみの減量・資源化を進めるためには、さらにどのようなことに取り組んでいくべきだと思いますか。次から2つまで選んで○をつけてください。



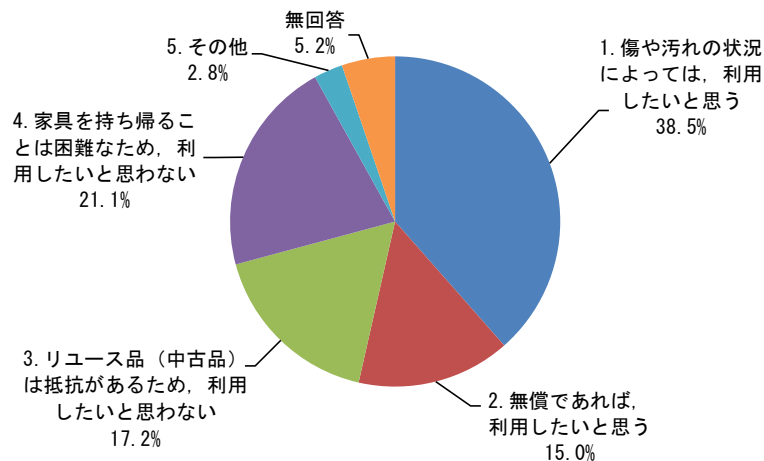
(8) 持っているものが不要になった時、まだ使えそうな場合、リサイクルショップやアプリ等を活用し売ったり、譲ったりするなど、捨てずにリユースに回したことがありますか。次から1つ選んで○をつけてください。



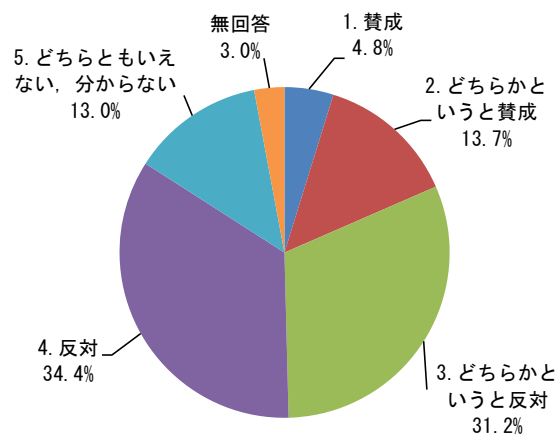
(9) (8)で「2.リユースに回したことはないが、今後はしてみたい」,「3.リユースに回したことがない」を選んだ方にお聞きします。リユースに回したことがない最も大きな理由は次のうちどれですか。次から1つ選んで○をつけてください。



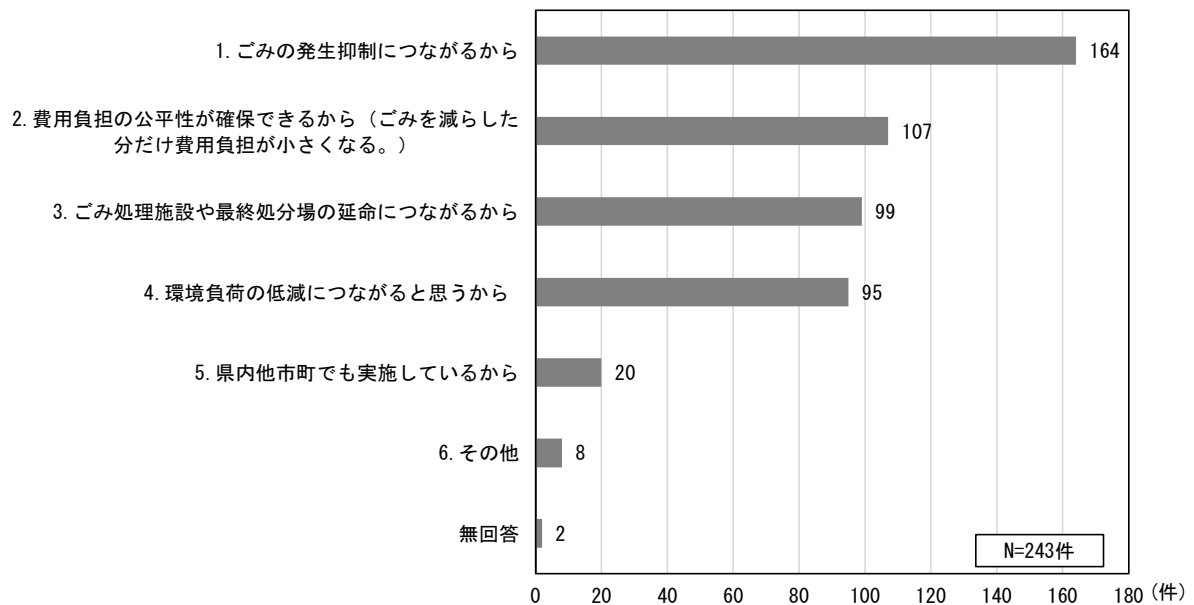
(10) 市の清掃工場に粗大ごみとして持ち込まれた、まだ見えそうな調度品や家具(タンスやテーブルなど)を修理などは行わずリユース品として皆さんに提供する場合、利用したいと思いますか。次から1つ選んで○をつけてください。



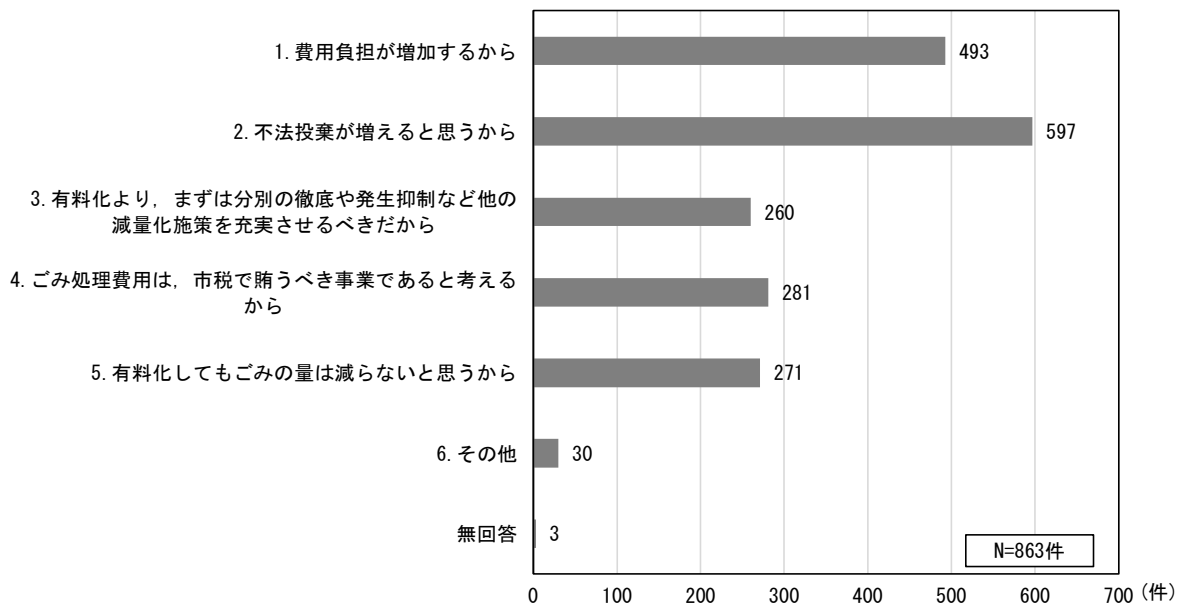
(11) 皆さんにお聞きします。現在、宇都宮市では、家庭ごみをごみ処理手数料なく排出することができますが、家庭ごみの有料化※(ごみ処理手数料を徴収すること)についてどのように考えていますか。次から1つ選んで○をつけてください。



(12) (11) で「1. 賛成」, 「2. どちらかというとな賛成」を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。次から該当するものすべてに○をつけてください。

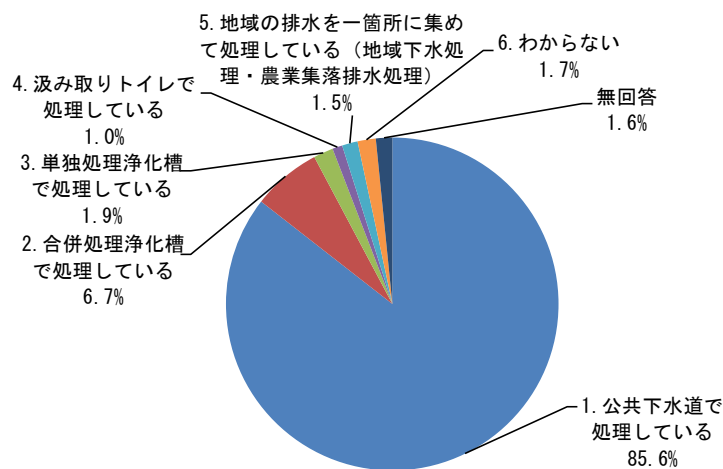


(13) (11) で「3. どちらかというとな反対」, 「4. 反対」を選んだ人にお聞きします。その理由は何ですか。次から該当するものすべてに○をつけてください。

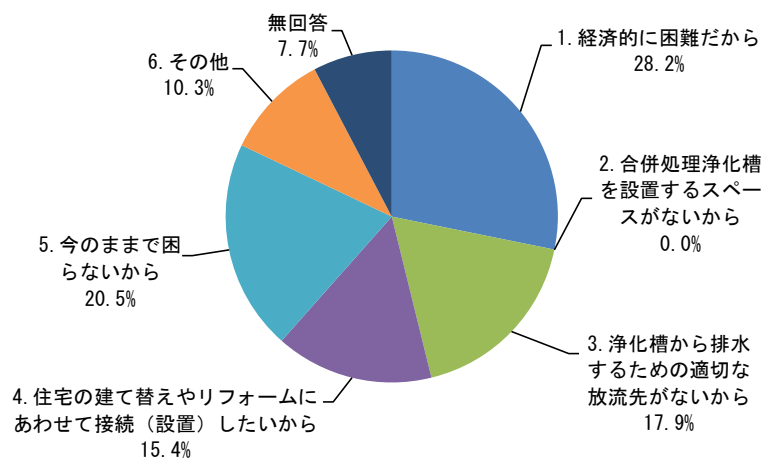


問4 生活排水（台所，風呂，トイレなどの排水）についておうかがいします

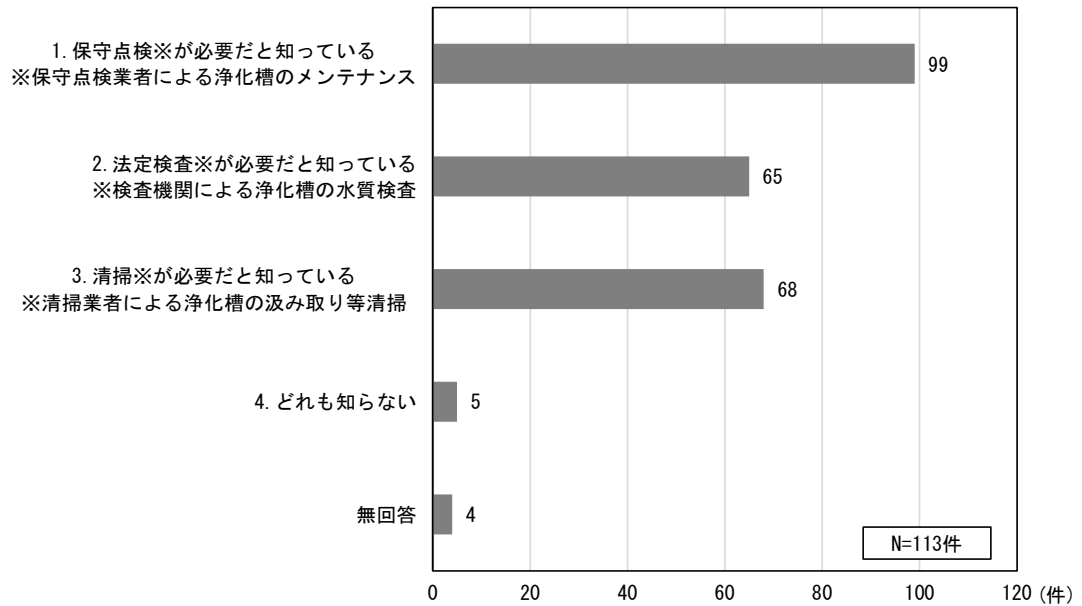
(1) 現在，あなたの家庭では生活排水をどのように処理していますか。次から1つ選んで○をつけてください。



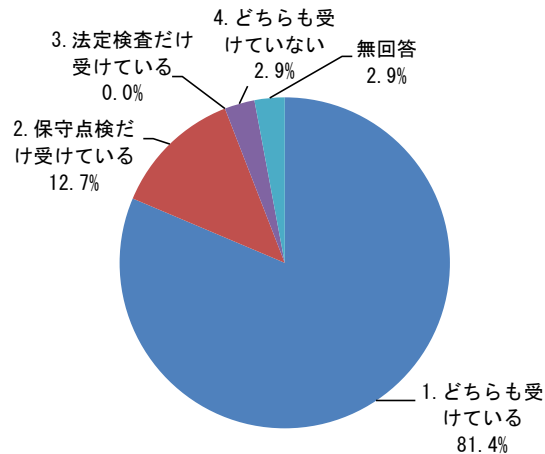
(2) (1) で，「3. 単独処理浄化槽で処理している」あるいは「4. 汲み取りトイレで処理している」を選んだ方にお聞きします。公共下水道への接続や，合併処理浄化槽への転換を行わない主な理由は何ですか。次から1つ選んで○をつけてください。



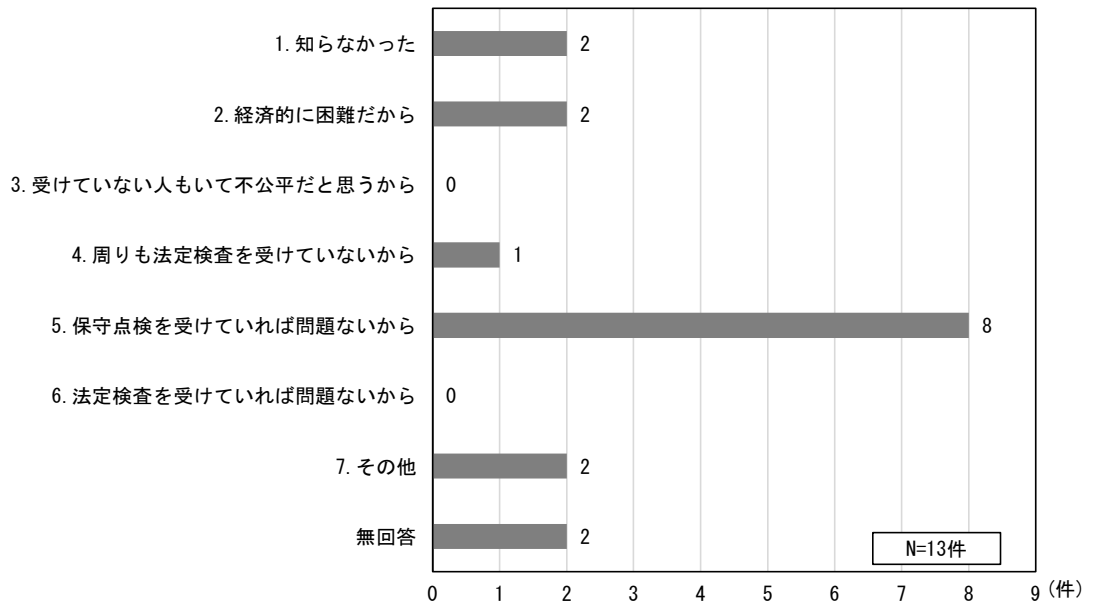
(3) (1) で、「2. 合併処理浄化槽で処理している」あるいは「3. 単独処理浄化槽で処理している」を選んだ方にお聞きします。浄化槽を適切に機能させるには、定期的な維持管理（保守点検、法定検査、清掃）が必要ですが、ご存知ですか。次から該当するものすべてに○をつけてください。



(4) (3) で、「1. 保守点検が必要だと知っている」あるいは「2. 法定検査が必要だと知っている」を選んだ方にお聞きします。保守点検あるいは法定検査を受けていますか。次から1つ選んで○をつけてください。



(5) (4) で、「2. 保守点検だけ受けている」、「3. 法定検査だけ受けている」、「4. どちらも受けていない」を選んだ方にお聞きします。保守点検あるいは法定検査を受けていない理由は何ですか。次から該当するものすべてに○をつけてください。



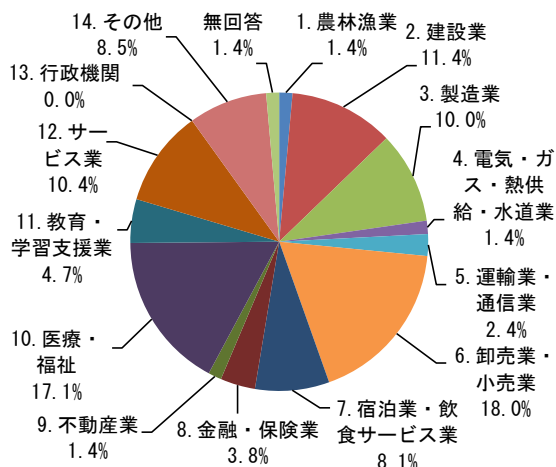
○事業者アンケート調査結果

【調査の概要】

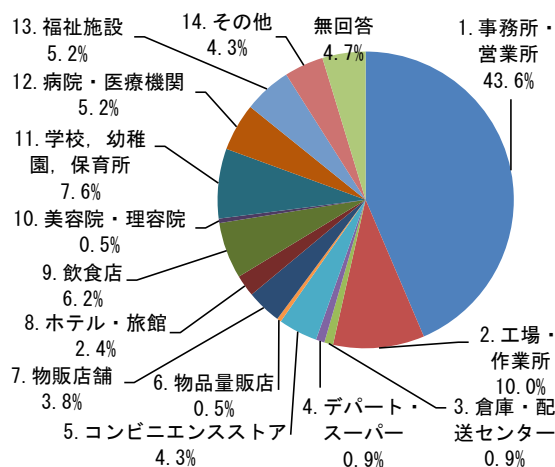
- 調査対象：市内で活動する事業者 500事業者
- 調査期間：令和6年8月1日～8月30日
- 調査方法：郵送及びWEBによるアンケート調査
- 回収結果：211件（回収率：42.2%）

問1 貴事業所のことについておうかがいします

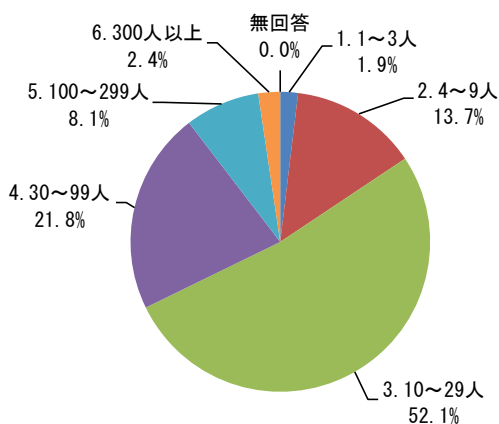
(1) 業種はどれにあてはまりますか。



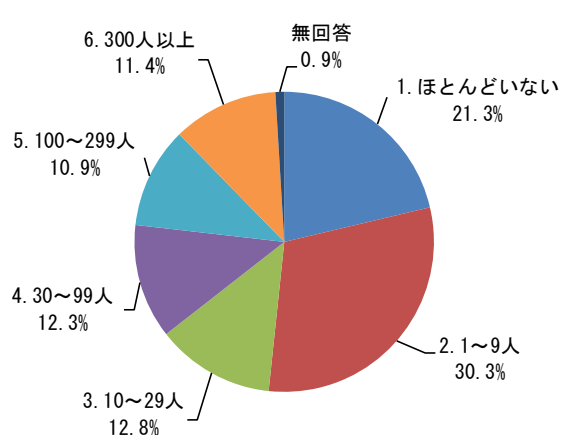
(2) 事業所はどのような形態ですか。



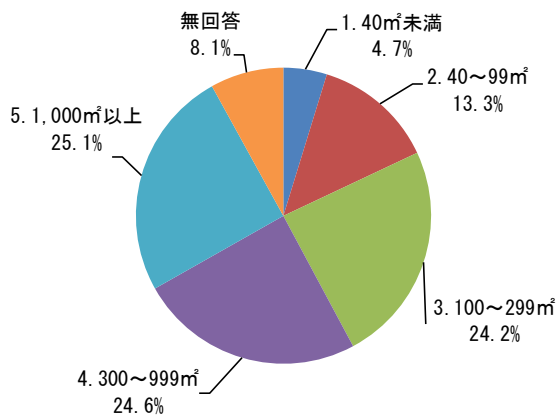
(3) 従業員数は何人ですか。アルバイト等も含めて回答ください。



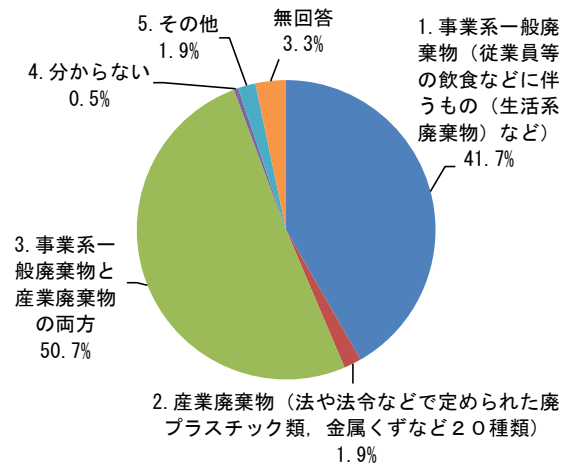
(4) 1日の来客者数は平均何人くらいですか。



(5) 事業所の床面積はどれくらいですか。

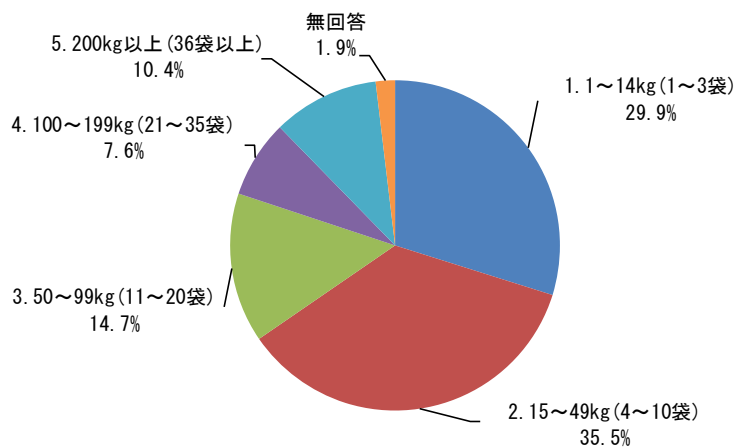


(6) 事業所からは、どのような分類のごみが発生していますか。

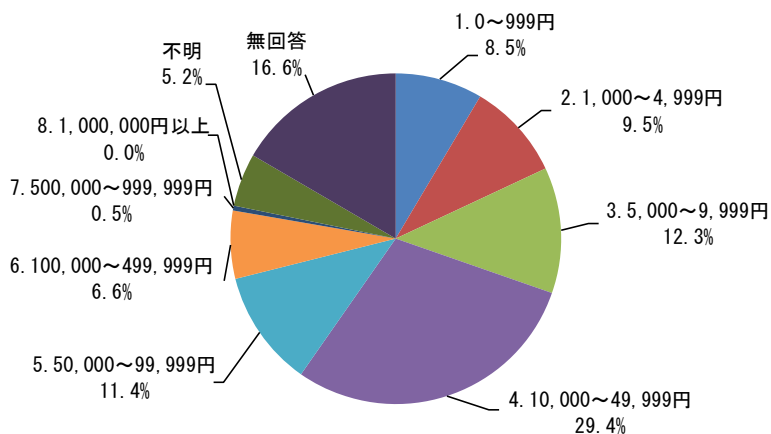


問2 貴事業所から発生する一般廃棄物の発生量や処理についておうかがいします

(1) 1週間でどれくらいのごみが発生しますか。概算の重量 (又は袋 (70ℓ) の数) をお答えください。

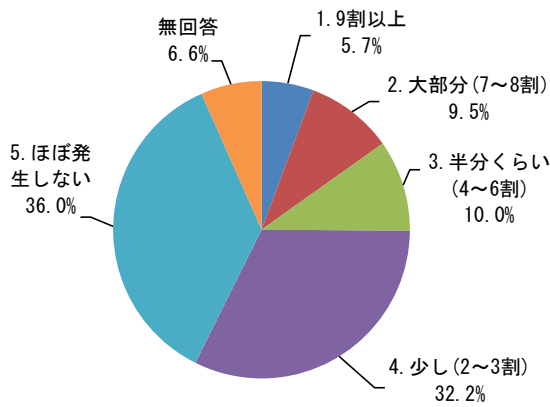


(2) 一般廃棄物の処理や資源化に支払っている金額は、1か月にいくらくらいになりますか。おおまかな額をお答えください。

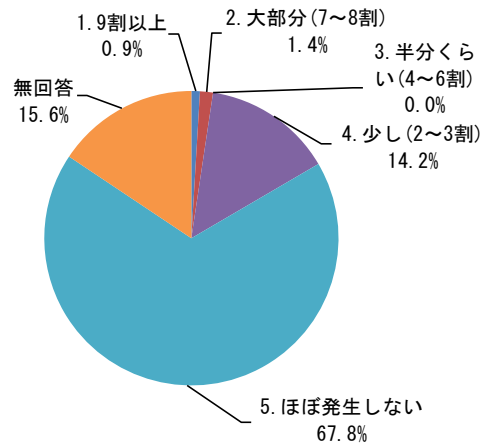


(3) 一般廃棄物の内訳についてお聞きします。主にどういったものを排出していますか。それぞれのごみの種類について、該当する番号を選んで○をつけてください。

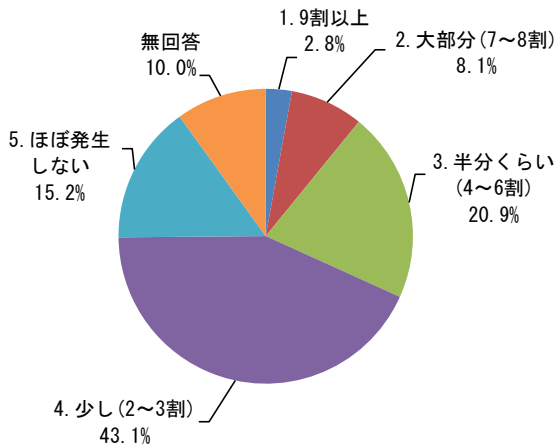
ア：生ごみ・厨芥類



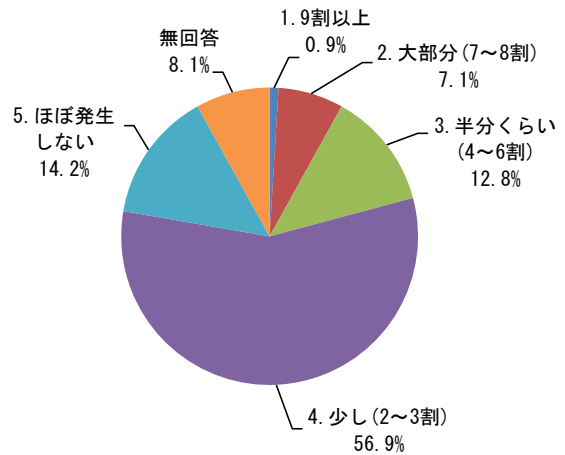
イ：剪定枝・草葉



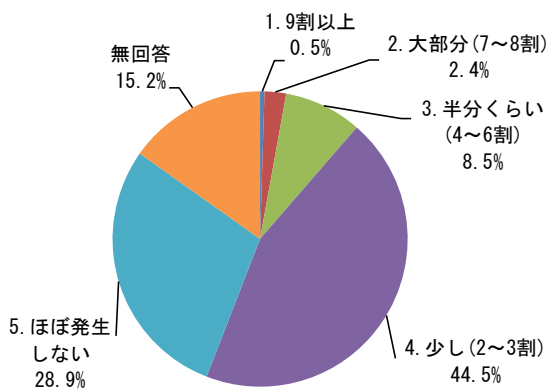
ウ：OA用紙・コピー用紙



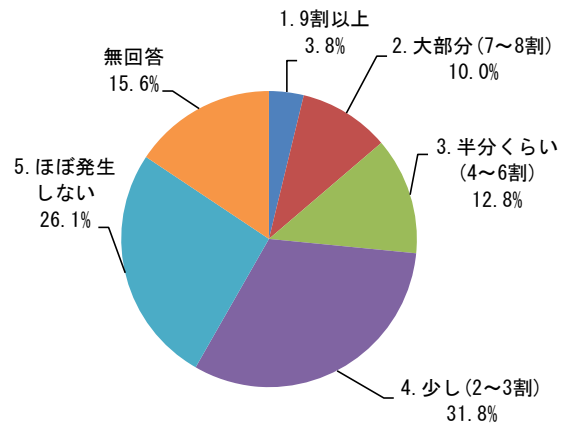
エ：段ボール



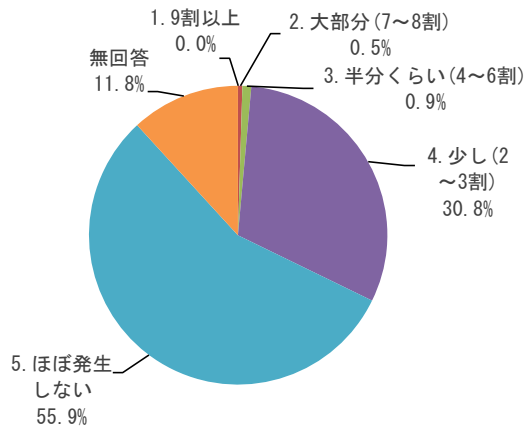
オ：その他の紙類



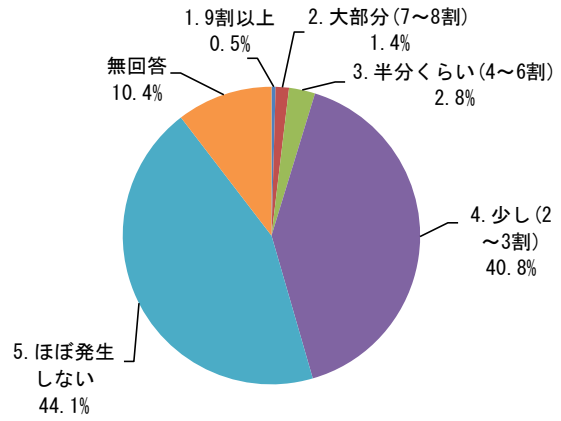
カ：可燃ごみ(ア~オ以外)



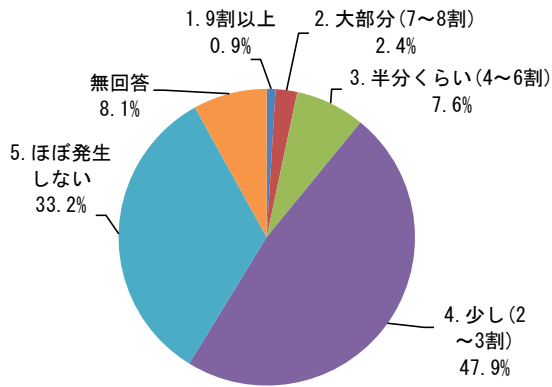
キ：びん



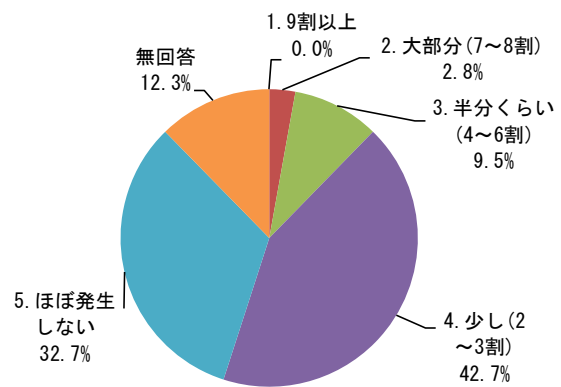
ク：かん



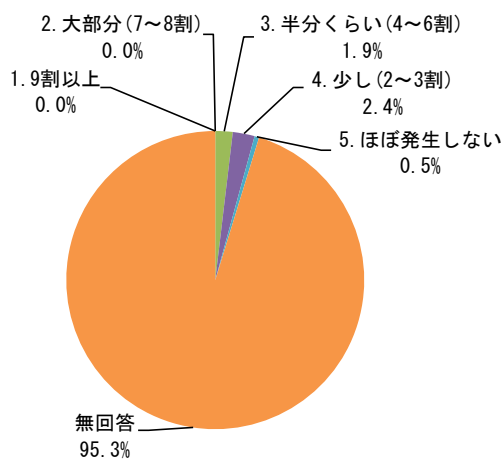
ケ：ペットボトル



コ：プラスチック製容器包装

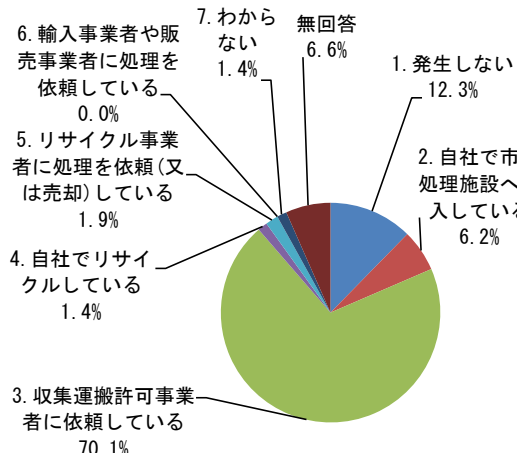


サ：その他

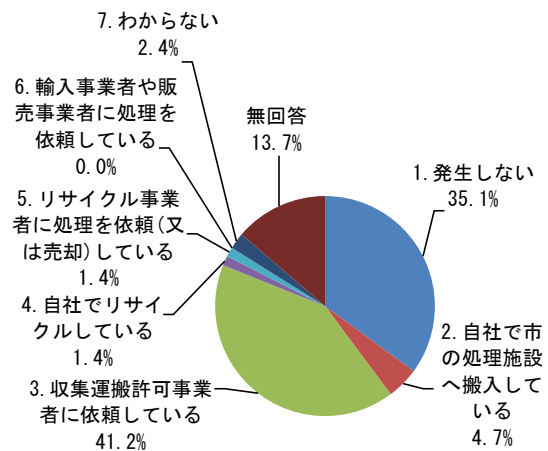


(4) 発生した一般廃棄物は、どのように排出、あるいは処理していますか。それぞれのごみの種類について、該当する方法の番号を選んで○をつけてください。

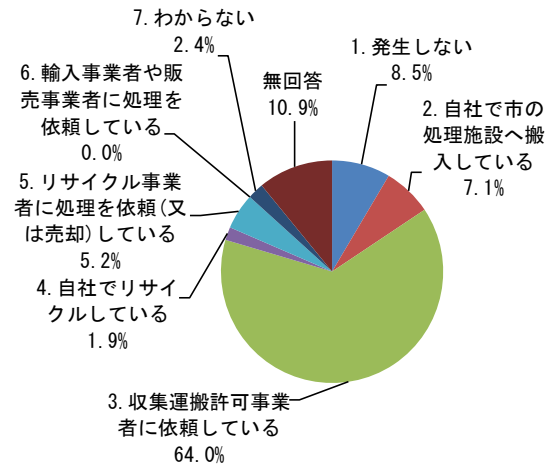
ア：生ごみ・厨芥類



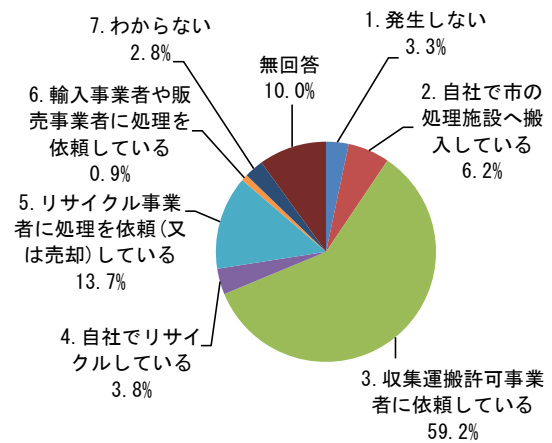
イ：剪定枝・草葉



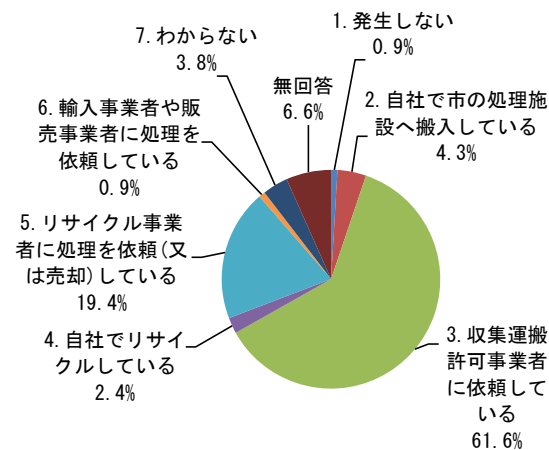
ウ：資源化できないコピー用紙類



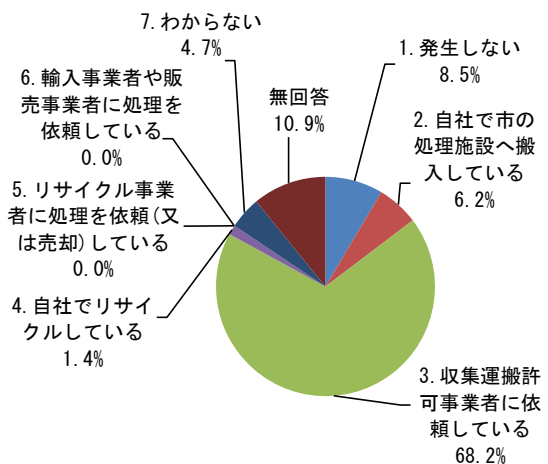
エ：資源化できるその他の紙類



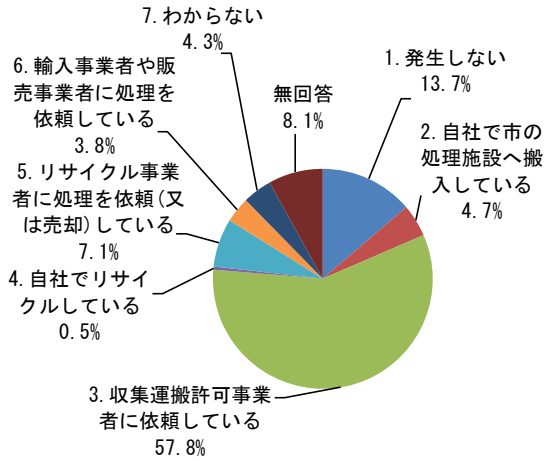
オ：段ボール



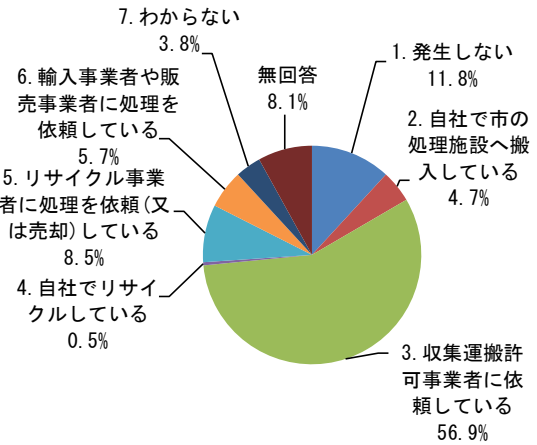
カ：可燃ごみ(ア～オ以外)



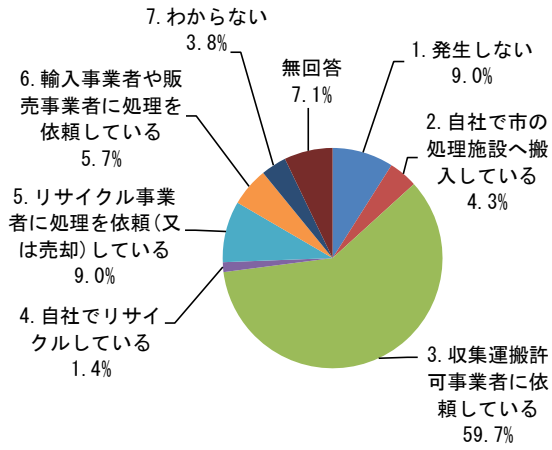
キ：びん



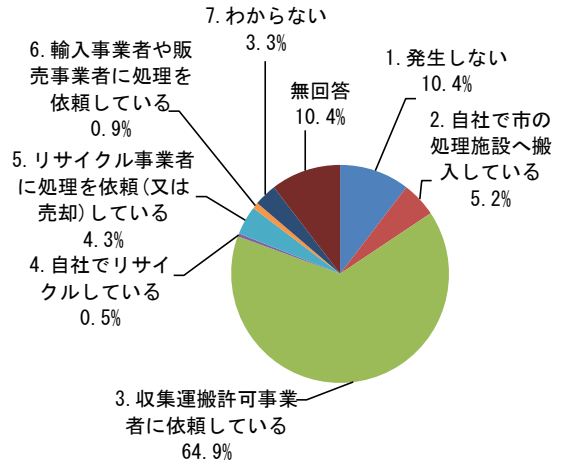
ク：かん



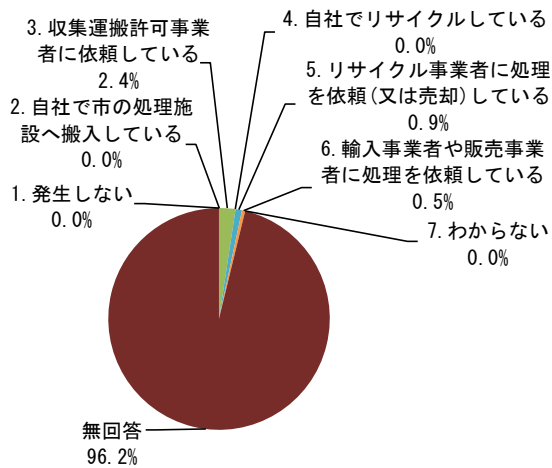
ケ：ペットボトル



コ：プラスチック製容器包装

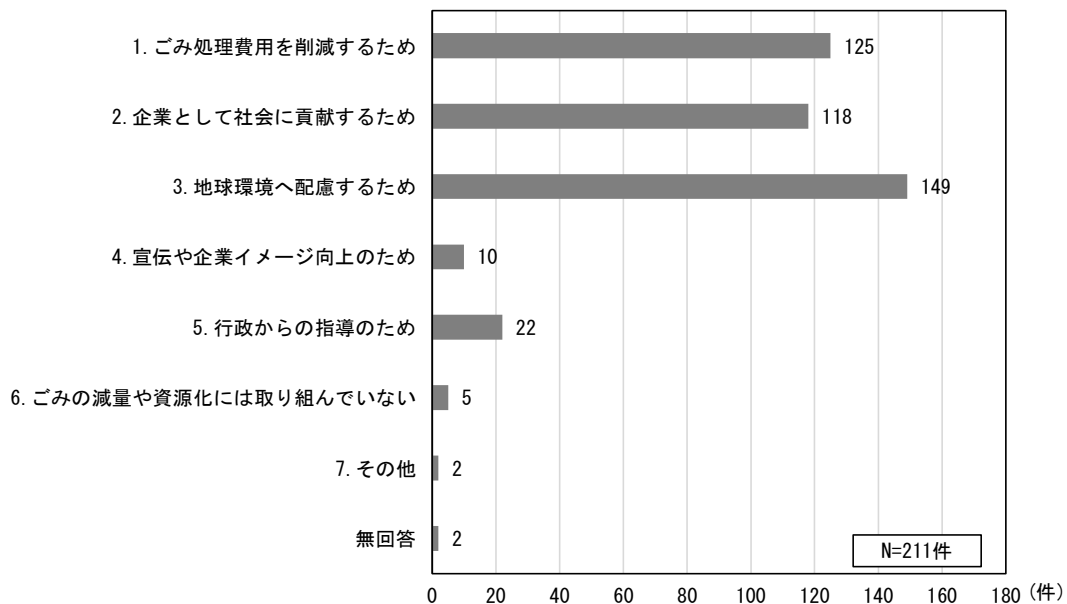


サ：その他

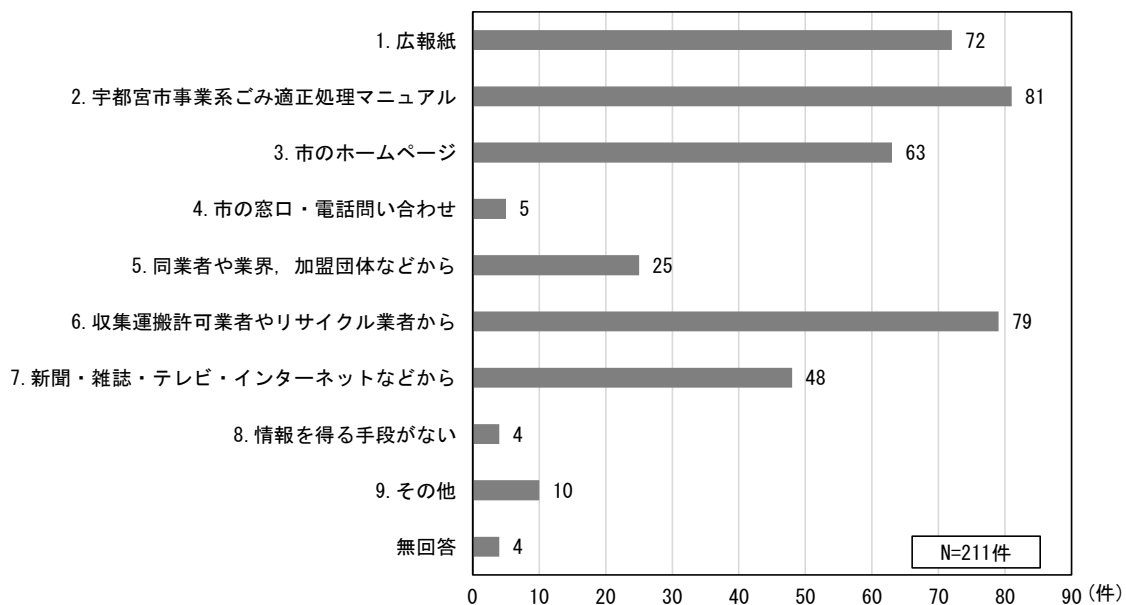


問3 一般廃棄物の減量や資源化の取組についておうかがいします

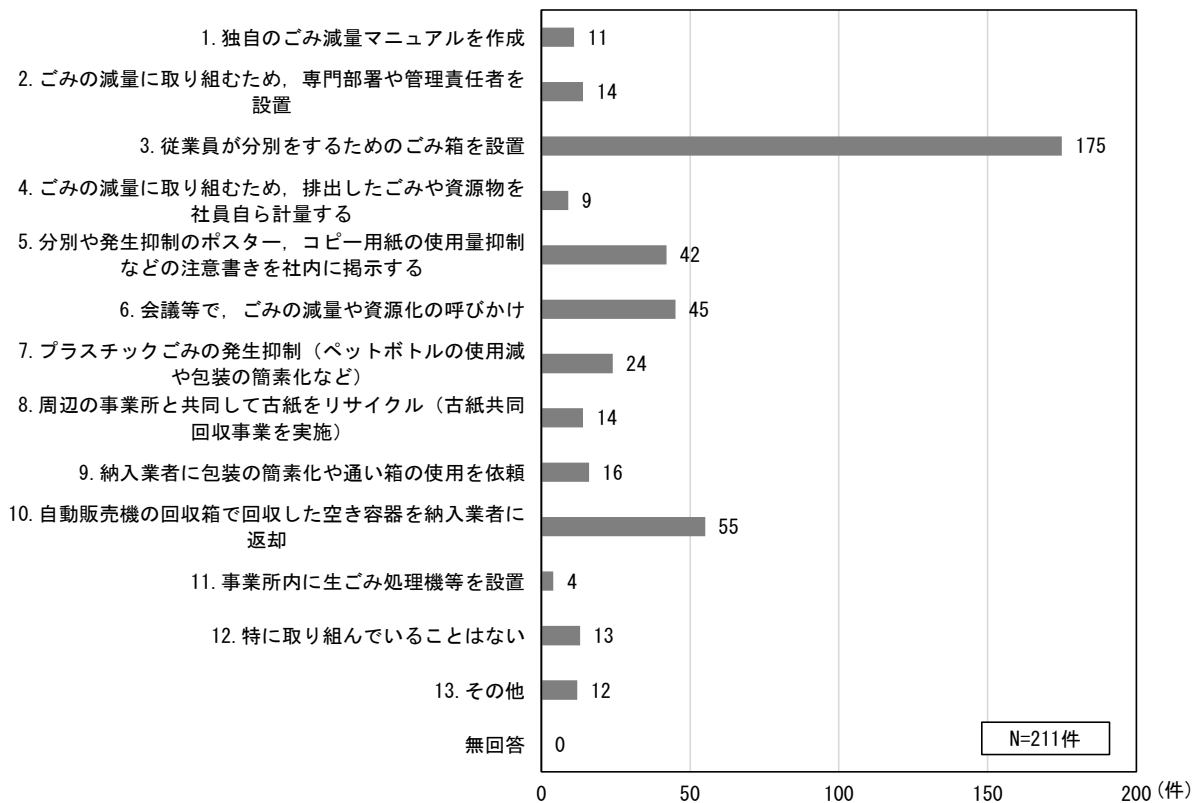
(1) 一般廃棄物の減量や資源化に取り組む理由として、該当する番号すべてに○をつけてください。



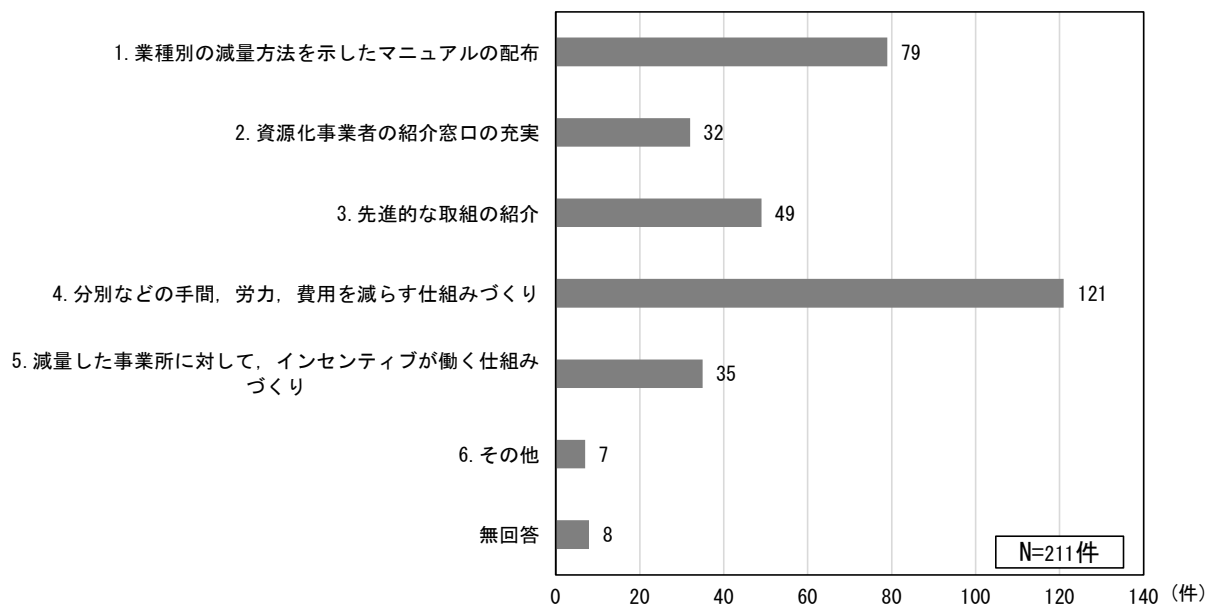
(2) 一般廃棄物の分別・減量や資源化に関する情報は、どこから得られていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。



(3) 貴事業所における、一般廃棄物の減量や資源化の取組について、現在どのような取組をおこなっていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

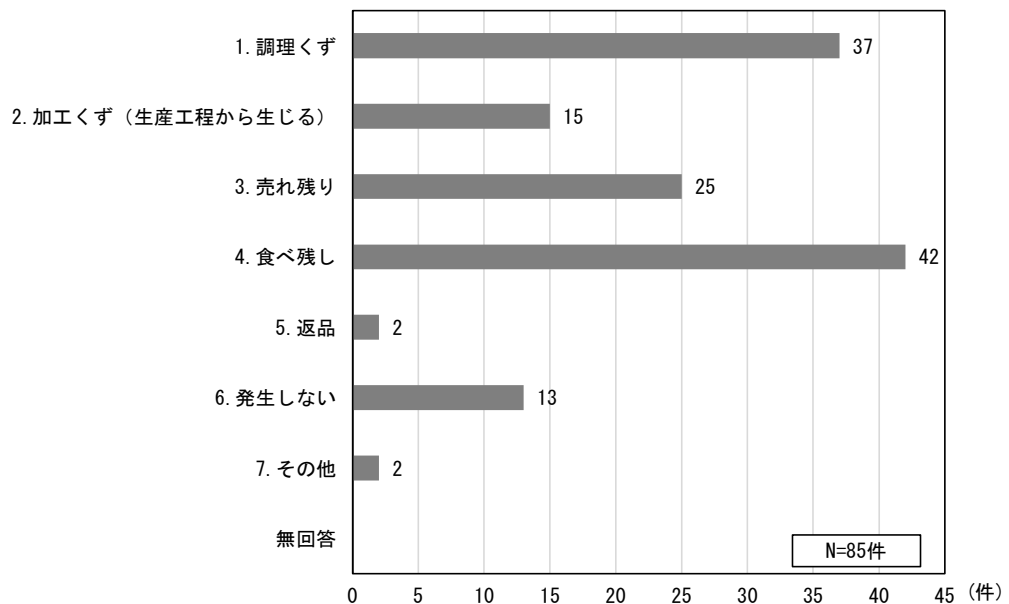


(4) 一般廃棄物の減量や資源化を進めるため、行政に求めるものは何ですか。該当する番号すべてに○をつけてください。

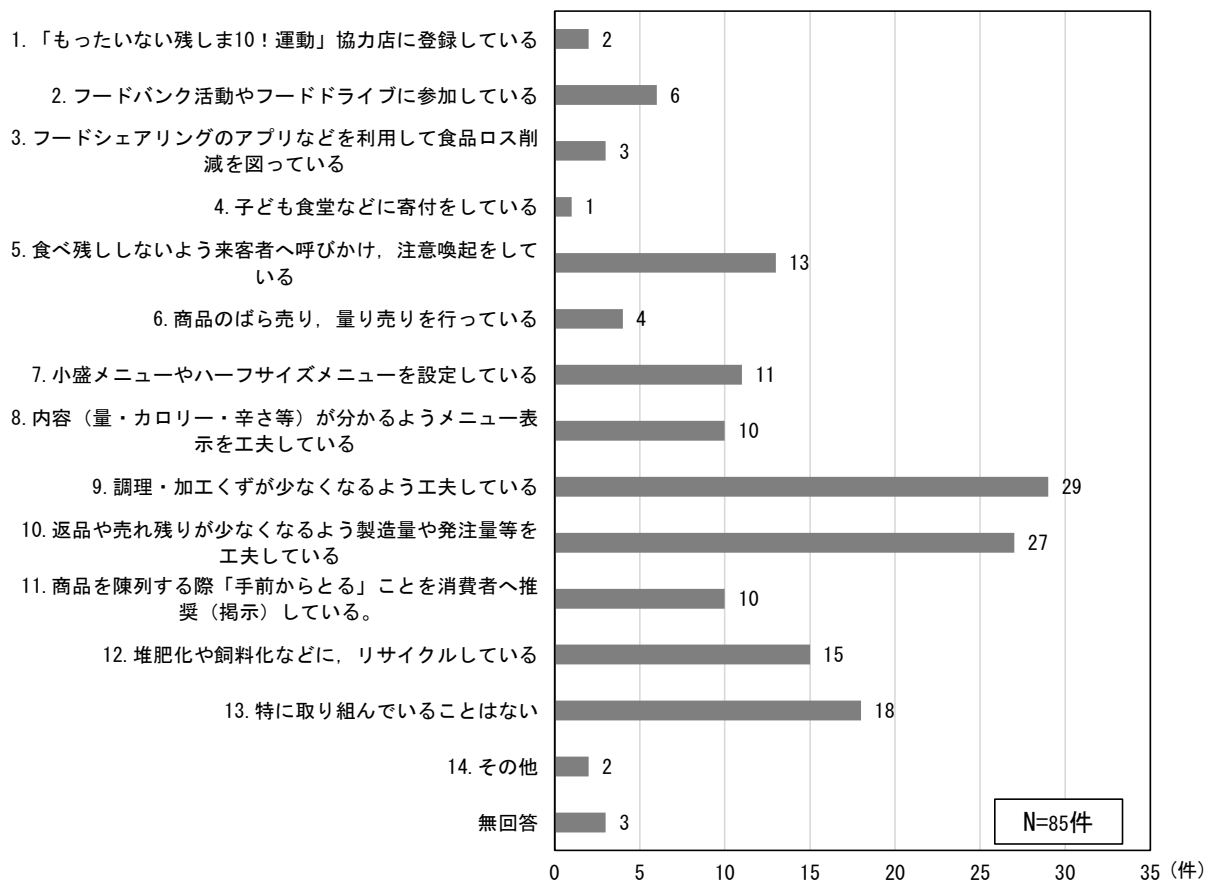


問4 次の質問は、食品を扱われている事業所の方におうかがいします

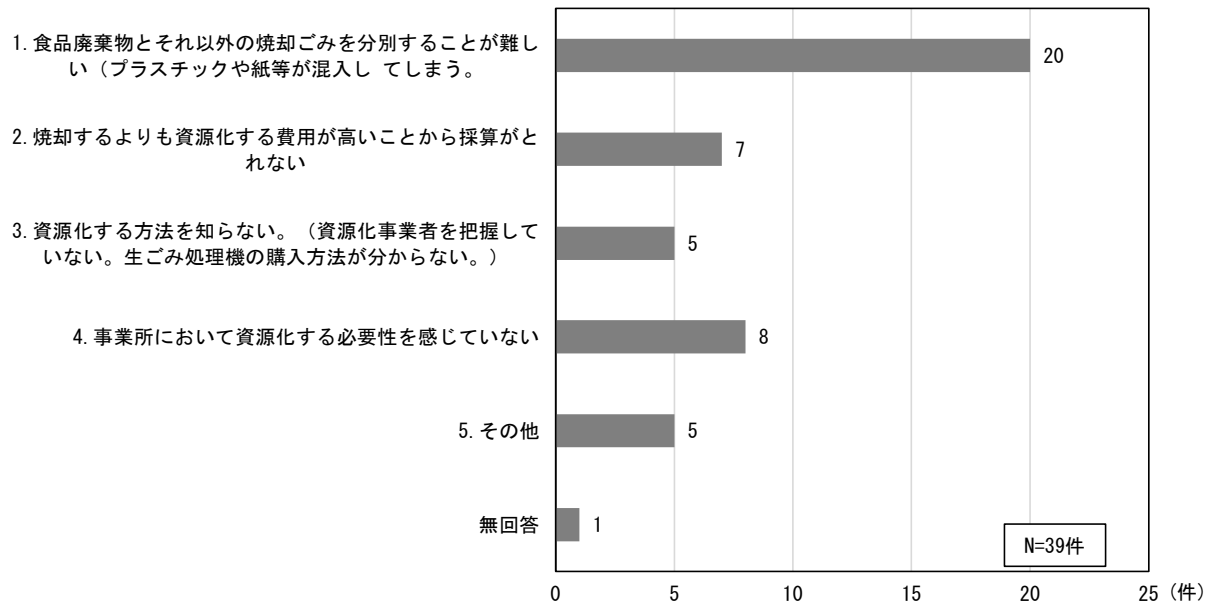
(1) 貴事業所では、主にどのような工程から食品廃棄物が発生していますか。該当する番号すべてに○をつけてください。



(2) 食品廃棄物の削減・資源化に向けてどのような取組を行っていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。



(3) 食品廃棄物を現在一般廃棄物として焼却している事業所の方におうかがいします。食品廃棄物を資源化するための課題を教えてください。該当する番号すべてに○をつけてください。



宇都宮市食品ロス削減推進計画(全体像)

1 計画策定の趣旨

食料の多くを輸入に依存する我が国において、本来食べられる食品が大量に廃棄される食品ロスが発生しており、世界的な食料資源の有効活用や環境負荷の低減の観点から喫緊の課題となっています。国では2019年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、その基本的な方針において、2030年度までに2000年度比で家庭系食品ロスを半減、また目標を前倒しで達成した事業系食品ロスについては60%削減という目標を掲げ、更なる削減を推進しています。本計画は、これらの国の動向とらえるとともに、市民（消費者）、事業者、市（行政）等がそれぞれの役割を認識し、一体となって食品の生産から消費までのあらゆる段階において、3R（発生抑制・再利用・再生利用）に取り組み、食品ロス削減を推進するための指針として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は「食品ロスの削減の推進に関する法律」の「市町村食品ロス削減推進計画」として、「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」のうち食品ロス削減に関連する事項の個別計画として位置付け、廃棄物政策との整合性を図ります。

3 計画の期間

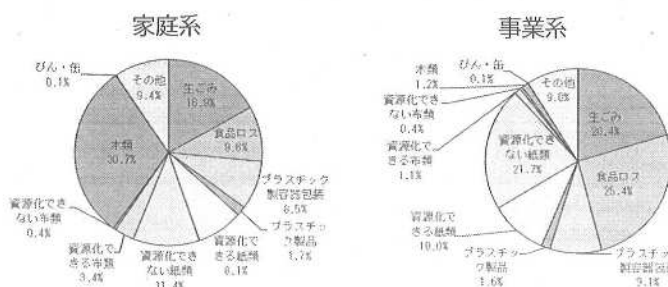
「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」の計画期間と同じく令和8年度から令和12年度までの期間とします。

4 食品ロスの現状と課題

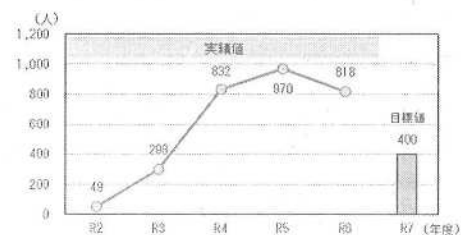
本市では、家庭系焼却ごみの中には約9.6%、事業系焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれていることから更なる取組を進める必要があります。

食品ロスは、食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程の各段階で発生し、家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入しているため、更なる食品ロスの削減に向け、市民や事業者の意識の向上・行動の定着を図る必要があります。

取組指標である「市が実施したフードドライブの参加者数」については、分別講習会・イベント等でのフードドライブの受付や、市ホームページ・広報紙などの様々な媒体を活用した周知により、令和2年度から参加者数は増加傾向にあり、令和6年度実績で令和7年度の目標値を既に達成しています。今後本計画の施策事業を推進することで、本市の食品ロス削減を促進します。



◆令和6年度ごみ組成分析調査結果



◆市が実施したフードドライブの参加者数推移

5 計画の指標

食品ロス削減にあたっては、食べ物を無駄にしないという意識の定着と具体的な行動が重要であり、これまでの実績を踏まえ引き続き、市民・事業者が取り組みやすい「市が実施したフードドライブの参加者数」を指標として設定します。

【取組指標】市が実施したフードドライブの参加者数

令和6年度:855人/年

令和12年度:1,350人/年

6 各主体に求められる役割と行動

本計画の推進にあたっては、市民（消費者）、事業者、行政等がそれぞれの役割と行動を理解し、できることから着実に取り組むことが重要です。

市民(消費者)

- ◆地球環境問題の側面を含む食品ロス問題の重要性を理解・共有します。
- ◆日々の暮らしの中で食品ロス削減につながる取組を実践します。

事業者

- ◆社会的な責任として食品ロス問題の重要性を理解します。
- ◆サプライチェーン全体で発生する食品ロスを把握します。
- ◆事業活動における食品ロス削減に繋がる取組や食品リサイクルを実践します。

市(行政)

- ◆率先して食品ロスの削減に向けた取組を実践します。
- ◆市民・事業者の取組に対する積極的な支援を進めます。
- ◆「宇都宮市もったいない運動市民会議」など関係団体と連携した取り組みを推進します。

7 各施策事業(一般廃棄物処理基本計画施策事業抜粋)

■脱炭素・3R普及啓発の推進

3R行動の定着に向けた周知啓発

■エコショップ等の普及促進

食品ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信

■食品ロス発生抑制の推進

フードドライブの実施

エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及

市関係部局等と連携した災害用備蓄食品の有効活用

事業所への戸別訪問指

■家庭系生ごみ削減の推進

生ごみの水切り排出の徹底

家庭用生ごみ処理機の購入費助成

■食品廃棄物の資源化の推進

市庁舎・スーパー等における廃食用油の拠点回収

学校給食残渣等の資源化に向けた調査・研究

■事業系ごみの適正処理の推進

事業者への戸別訪問指導